

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第10期第1回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会
2 開催日時	令和4年8月8日(月) 10:00~12:00
3 開催場所	河内長野市役所3階 301会議室
4 会議の概要	① 令和3年度の協働の取り組みについて(報告) ② 市民公益活動の支援及び協働促進に関するアクションプランの策定について ③ その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 自治協働課 (内線 707)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第10期第1回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 会議録

日 時：令和4年8月8日（月）10時～12時

会 場：河内長野市役所3階 301会議室

出席委員：岡島、須田、久、山本

事務局：阪本、新井、向原、吉川、小松、阪下

1. 開 会

2. 案 件

- ① 令和3年度の協働の取り組みについて（報告）
- ② 市民公益活動の支援及び協働促進に関するアクションプランの策定について
- ③ その他

3. 開 会

- ① 開会、委嘱について
委嘱状交付
榊井副市長挨拶
- ② 委員・職員紹介
各委員による自己紹介
事務局職員紹介
- ③ 本懇談会について
事前資料に基づいて事務局説明
- ④ 会長、副会長について
選出について事務局が案を提示、会長に久隆浩氏、副会長に岡島克樹氏を選出

4. 案件

- ① 令和3年度の協働の取り組みについて（報告）

※資料5・6に基づき事務局説明

久会長：ありがとうございます。報告ではございましたが、今年度以降の施策へのお話も含めてご意見いただければと思います。

岡島副会長：ありがとうございます。事実確認ですが、資料5の5ページで団体数が減少

しています。休止中のものを除いたためと、下の注意書きに書いていますが、休止中の団体が50ほどあったということでしょうか。詳しく伺ってもよろしいでしょうか。

事務局：るーぷらぎでは、毎年度掲載の更新依頼をかけていましたが、休止中で返事がなかったとしても解散していなければ、ガイドブックの方に掲載していました。そのため、実際活動も会員募集もしていない団体も含めて掲載していた状況でした。社会福祉協議会に委託先が変わった際に、再度元々掲載していた団体全件に、募集をかけさせていただき、更に広報で新規募集をかけさせていただきましたところ、団体より登録するという意思表示があったところが90件ということでした。ガイドブックがカラーになったことで、また少しずつ掲載させていただきというお声を団体より頂いており、掲載団体数は少しずつ増えている状況です。実質、団体さんから掲載の意思表示があったところのみ掲載しているため、47件の減少になっています。

久会長：一度ここでリセットさせていただくということかと思えます。

私の方から何点か伺います。まずは、資料6の2ページ目に記載している、マミークリスタルさんに来ていただいて、コミュニティービジネスのお話をしていただいたことについて、反響などもしありましたら教えていただければと思います。

事務局：昨年度コミュニティービジネスの講演会をさせていただきました。今年度も引き続き、10月か11月頃に講演会をさせていただこうと思っております。当初は研究会のようなものを立ち上げたかったのですが、参加いただいた方にお声掛けをしても、なかなかそこまでのところまで持っていけていないのが現状で、興味はあるけれども実際動くところまではいけていないということかと思えます。

久会長：まだまだ、「よし、やってみよう」というところまでは行けていないという感じでしょうか。

そして、こういうご時世ですので、これからはリモートの活用も必要になってくると思います。そこで新しいセンターでのWi-Fi環境の整備や、それを用いた、家ではリモート会議に参加出来ない方々に対するサービスなどはいかがでしょうか。

事務局：イズミヤの4階では、Wi-Fiを社会福祉協議会の方で契約していただき整

備しています。一般の利用者に関しては、サポーター制度という形で、月額 500 円を寄付頂ければ利用が可能です。一方で、ボランティア団体さんが何か活動される時は、社会福祉協議会の方に言っていただければ、パスワードを覚えてもらえるようになっています。しかし、実際に利用があったかというところまでは把握できていません。

久会長：呼びかけては頂いているのでしょうか。例えば、家でリモート会議に入れないう方は、センターの方に来ていただいたら使用できますという PR などはいかがでしょうか。

事務局：大々的にはしていないと思います。月 1 回社会福祉協議会の担当者と会議をしておりますので、そこで何らかの周知について検討していきたいと思います。

久会長：やはりこれからはリモート利用がどんどん市民活動団体でも地域活動団体でも重要になってきますので、この機会に何か新しいメニューを準備していただければと思います。こういったことが苦手な方への研修や講習なども含めてしていただければと思います。

そして、社会福祉協議会さんが引き受けてくださるとなると、やはり福祉活動との連携がより強化されるのではないかと思います。具体的にはそれぞれの地域にコミュニティーソーシャルワーカーさんがおり、場合によっては地域の拠点に事務所を構えて待機されていることもあると思います。こういったコミュニティーソーシャルワーカーさんの地域福祉の活動とまちづくり協議会の活動が、より強化されたというような話があれば教えていただけますか。

事務局：令和 3 年度の前半部分は緊急事態宣言などもあり、なかなか地域で活動や会議自体もできていない状況でした。昨年度の後半ぐらいからまた会議が始まり参加しております。その中でコミュニティーソーシャルワーカーさんや福祉の地区担当の職員が、まちづくり協議会の会議にも市の職員と一緒に出席いただいています。そして、総合計画の地域別計画と福祉活動計画も策定をして各校区で順次動かしていく中で、実施方法などを検討する意見交換会を実施した際、そちらにも社会福祉協議会の職員さんに参加いただきましたので、少しずつ連携できていると思っております。

久会長：社会福祉協議会さんとの連携だけではなく、地域福祉高齢課に前の自治協働課長が異動されているので、市役所内での人的交流もできると思います。地域中の活動ですので、お互いにうまく連携していただけるとよりいいかと思いま

す。

岡島副会長：先程の活動団体数が減っているということに関して更にお話ししますと、他の自治体ではコロナ禍でモチベーションが低下している団体や、あるいはなかなか会えないので「もうこの活動いいか」と消滅した団体があると聞いています。本市ではそういったことが起こっていないといいのですが、久会長がおっしゃったように、こういうご時世だからこそ、ICTの活用などを進めていかれることが望ましいと思います。

久会長：具体的な事例として、枚方市ではNPOセンターが月1回の井戸端会議をしています。コロナがひどい時はリモートに切り替えました。私も一緒に参加しており、そこにはリモートに慣れてない方も入られていましたので、途中で抜けてしまうことがありました。その時、その方のお知り合いの方が電話をかけて、「何何さんどうなってますか」と聞きながら、色々教えることがありました。研修よりもそういう気軽なところで、みんなが教え合いながらやっていくというのも、いいと思っています。今はそういうことを乗り越えましたので、凄くスムーズにリモート会議ができるようになりました。そういう意味ではあまり肩肘張らないようなところから初めてみるというのも、いいかと思いましたがご参考にしていただければと思います。

委員：岡島副会長がおっしゃっていたガイドブックの登録団体数が減っていることについてですが、確かに事務局もおっしゃっていたこともあると思います。以前一ふらぎでガイドブックを作っていた時は、地域女性団体協議会も掲載されていました。その時は、ガイドブックを出す前に必ずセンターから「どうしますか」とお電話頂いて、「このままでいいですか」「原稿はこれでいいですか」ということを聞いていただいていたと思います。しかし、今回は全くそういったことがありませんでした。ガイドブックが出てから、社会福祉協議会の方に、「こんなんで出てるけど、どうする？」と言われて、「じゃあ次回ぜひお願いします」という風にお願ひしました。このように同じ思いをした団体がたくさんあると思います。今まではおんぶに抱っこで、一ふらぎに全部してもらっていたので、今回は自分でやらないといけないということです。

そして、今までボランティアフェスティバルという大きなイベントが2月にありました。一ふらぎ主催で、それに向けて各団体が動いて、僅かながらもそこで収益を得たり、活動啓発をしたりしていました。それが無くなりこのつながりフェスタに変わりました。そのことを後からお聞きし、うちの担当者にもつながりフェスタの説明会に出てもらい、やっと3月のつながりフェスタの時

に、地域女性団体協議会もくまさんの手作り体験で出ることが出来ました。その日は休日だったので、来られる方が少なかったのですが、こちらが用意したものは全てなくなりました。次回もまた出ましようかという話になったのですが、ワーク体験よりも掲示をして活動をPRしたいと言いますと、それだけでは参加できないと言われてしまいました。この時期にフリマなどはできないので、条件的に色々手作りなどの体験が必要で、掲示や宣伝だけではいけないということだったので、しばらく参加は様子見しましょうということになってしまいました。そういったこともあり、前のような活気が全くありません。つながりフェスタの場所はゆいテラスですが、以前はキックス全館を借りてしていました。ゆいテラスですると、やはり皆さん躊躇して来ないと思いますので、団体数も減ってくるのではないかと思います。様子を見ながら中に入りたいと思いますが、難しいところがあります。

久会長：その辺りに関して、事務局からは何かありますか。

事務局：つながりフェスタは3回に分けて実施しており、それぞれのテーマを持ってさせて頂きました。3月についてはワーク体験及びバザーの開催となっておりますので、それに該当する団体さんのフェスタという形になっておりました。パネル展示につきましては、4. 交流促進に関する事業に記載の10月26日～31日開催の、パネル展示及びバザーの開催というところが対象でした。委員さんからもお話があったように、ゆいテラスを会場にする以上、開催を一度にしてしまうと、コロナの状況もありますのでなかなか難しいということで、分散開催にすることでゆいテラスでもできるようになりました。更に年一回の開催の場合は、その当日来られない方もいらっしゃいますので、3回に分けることで市民活動の周知も含めて機会の拡大にもなると思います、このような形で実施させていただきました。

久会長：今のやりとりをお聴きしていると、うまく情報共有ができていなかったということだと思います。「こう変えました。だからこういう風に年3回やりますので、テーマがありますから、こういう方はここで参加してください」ということを、前もってきっちりお伝えいただいて、情報を共有できていると良かったと思います。今年度は是非とも早急にその情報共有をお願いしたいと思います。

私の方からもう一点ご質問します。河内長野市は様々な形で、活動の補助金を用意されていると思いますが、他の補助金もやはりコロナ禍になってから減っているのでしょうか。

事務局：河内長野市の中でということでしょうか。

久会長：そうです。他の分野の補助金についてです。

事務局：今、明確にお答え出来るものはありませんが、同じ課の自治振興係で自治会に対象を絞った補助金を出しており、備品の購入や集会所を整備するというための補助金は、影響がないように感じています。まちづくり協議会や協働の関係での補助金のように、事業をしたら補助金を出すという活動に対する補助金は、活動そのものがこの2年ほどできていないので、協働の補助金と同じく実績は下がっています。ただ、1年目は明確に減りましたが、2年目はコロナの中でもできる活動を探してやりましょうという動きが団体によっては出ているので、全く申請をしない団体と、ちょっとでも何かできることをしようとする団体に分かれているように感じます。

久会長：この質問の意図は二点あります。一つは総合計画にもありますが、EBPMというエビデンスベースドポリシーメイキング、つまり経験と勘だけではなくデータに基づいて、分析をして政策を作りましょうというものがあります。そういう意味では、なぜ補助金の申請数が減っているのかということは、他の補助金との比較をしてその要因や、あるいは他市の状況でも同じような状況が起こっているのかということ、分析していただいて、今年度以降どうするかを考えていただきたいと思いました。ただ減っていますということではなく、何が原因で減っているのだろうか、そして増やしていくためにはどうしていけばいいのだろうかということ、データ分析も含めて考えていただきたいと思ったので、ご質問に変えてお話しさせていただきました。

二点目は、自治協働課の役割とすれば、他の部署がしている協働に対しての取り組みをきちんと把握して、評価をしていかなければならないと思います。こういったさまざまな活動への補助金というのは、協働のための仕掛けのひとつだと思いますので、自分のところだけを見るのではなく、市全体としての補助金の状況というのを、自治協働課は把握しておいてほしいと思いました。この二点、今年度から始めていただければありがたいです。

事務局：一点目の部分について、職員に他市の補助金制度の制度設計や実績等を見てもらうよう指示しています。その中でも件数が減っていない他市の制度などもあり、それはやはりハードルが低いものになっています。というのも、河内長野市の場合は、書類も出して、プレゼンテーションもしていただくという形の制

度設計ですが、プレゼンテーションのない補助金とプレゼンテーションだけの補助金と二つに分けている制度がありました。そして、若者支援という形で、若年層に優先枠のあるような補助金制度を作っている市もありました。今年度は補助金の調査をしていき、制度設計そのものの変更も検討していきたいと思っています。

久会長：ちなみに先週、岡島副会長と富田林市の補助金の審査をさせていただきました。私も入らせてもらいましたが、富田林市は昨年度に補助金を大々的に見直ししてこうという委員会をしました。かなり多くの補助金があり、今後どうするのか整理する必要があるのではないかと話をさせていただきました。その中で数年前に市役所でガイドラインを作られていますが、例えば委託的補助という補助金があったのですが、「これはどっちなんですか」という話です。委託なのか、補助なのか、これははっきりさせましょうという提言を出させていただきました。負担金、委託、補助金という三段構えにすると話をしました。委託というのは、本来市役所がすべき仕事ですが、地域団体にさせていただいた方がいいということで、お金も差上げて仕事もしていただくというものです。それから市役所がする仕事ではなくて、市民が自主的に地域等でしていただくことに対して、お金を差上げるとするのが補助です。中間の負担金というのは、協働で市役所もしないといけない、地域もしないといけない、ではお金を市役所からも何割か出しましょうというのが負担金です。こういった言葉遣いも含めて整理をしていきませんかという提言を出させていただきました。河内長野市もかなり様々な補助金と称されたものがあると思います。これは全部本当に補助なのかどうかというところです。こういった整理というのは自治協働課がしなくてもいいと思います。富田林市は政策推進課がしてくれましたので、誰がするかはまた別にして、していないとするとそろそろこういうようなお金のやり方の中で、協働のあり方を考えていくということもできるので、そんなこともしていただきたいという風に思います。その中で、補助金がどの位置づけになるということが、見えてくる部分があると思います。先程、事務局がおっしゃったように集会所の改修というのは、先程の3つで分けたら一体どういう名目で出しているのかなど、そういうところが全体的に整理することによって、はっきり見えてくると思います。そのあたりもまた時間をかけていただければと思います。

岡島副会長：久会長のご発言を伺いながら、ご紹介をしたいと思ったのは、南河内のつどいという河内長野市と大阪狭山市と富田林市、羽曳野市の市役所の市民協働の担当部署と、社会福祉協議会と市民公益活動を支援するセンター、そして私たち

大学も入らせてもらっている場があります。市役所の担当部署の職員も来ていますので、そうした場所でもっと情報交換をしてはどうでしょうか。例えば市民協働関連の補助金をどんな風に行っているのか、それこそプレゼンをどうしているのか等、比較が簡単に出来る効果効率的な場所だと思います。そういった場の有効活用もしていくべきかと思います。

久会長：その延長線上での話をすると、資料6の2ページ目のところで、吹田市の市民公益活動支援センターから講師として柳瀬さんに来ていただいていると思います。このセンターを運営しているNPOの理事に、今年からなっってくださいとお願いされて、私も入らせてもらっています。吹田市が呼びかけて、北摂6市の市民活動センターを担っているNPOが、「協働でやっついこうじゃないか」という動きをしています。北摂は私も関わっているので、支援のお手伝いをしてほしいということで入らせてもらっています。つまりこの動きは、それぞれの市ごとにしなくてもいいことがあります。例えばスタッフの研修は、全員でやった方が効率的ではないかということで、去年あたりから協働でされています。更には市役所側もそれぞれの市で市民活動センターを持つということに、今後もなっていくのかということ考えた時に、北摂地域全体でできるような連携というものを、準備しておく必要があるのではないのでしょうかという話も出ています。そういうかなり発展的な話が北摂地域では動いていますので、そのあたりも視野に入れながら情報交換していただければと思います。ちなみに今回している講座は、ボランティア協会さんが講師をしていただいておりますので、この北摂地域のセンターの連携の中で、メンバーが動いているということです。

岡島副会長：長年この懇談会に参加していて恥ずかしい質問ですが、14ページに書いている地域サポーター制度の地域サポーターというのは何でしょうか。

事務局：自治協働課の職員以外の市職員に公募をかけて、まちづくり協議会の支援に当たってもらう職員の事を、地域サポーターのまちづくり担当という形で、地域サポーター制度を平成23年度より運営しているところになります。

岡島副会長：市役所の職員さんで自治協働課職員ではない方が、この地域サポーターになっているということですね。

久会長：いわゆる地域担当職員でしょうか。委員さんが初めて聞いたような反応をされていますが、お二人はまちづくり協議会の副会長や、自治会の会長をされています。

るので、本当は自分の地域の地域サポーターが誰かということが見えていないといけないと思います。それぞれの地域担当の方が来られる訳ですから、その辺りはいかなされているのでしょうか。年に何回かは地域を訪れてくださっているのでしょうか。

事務局：当初は各校区に配置していましたが、地域の自立を促すというところで、時間経過とともに運営が軌道に乗っているような地域から、順次地域サポーターの配置をなくしていっています。令和3年度で言いますと、資料に3名のサポーターが配置されましたと書いていますが、今まちづくり協議会が11校区設立されていますので、全ての校区のまちづくり協議会に配置されているということではなく、一部のまちづくり協議会の方に支援をさせていただいているというところになります。

久会長：地域サポーターの役割は、立ち上げ時の運営支援ということでしょうか。

事務局：その当時は地域と市役所をつなぐという位置づけになっておりました。

久会長：宝塚市もずっと地域担当職員制度をとっていますが、数年前に次長級にしようという形になりました。次長級にするということはどういうことかということ、地域と市役所を繋がないといけなくなるとなった時、市役所の中を全体的に知っておかないと繋げないということで、意欲のある人ではいけない、やはり経験のあるベテランをつけておこうということで、次長級になりました。すべての小学校区に担当の次長さんが入っていますが、やはり地域で温度差があるので、うまく連携できているところとそうではないところがあります。宝塚市は、その辺りの仕掛けを見直しましたので、そういうところも参考にさせていただければと思います。

岡島副会長：なぜ地域サポーターのことを伺ったかということ、恥ずかしいのですが知らなかったということが一点と、最初に久会長がおっしゃったように、せっかく社会福祉協議会が受託されているので、もっと福祉面などの他の市ではないような、河内長野市が自慢できる支援があるといいと思ったことがもう一点です。社会福祉協議会とまちづくりを結び付けるには、例えば、地域サポーターのように戦略的な動きがあつたりすると、そこでうまく相乗効果が生まれるのではないのでしょうか。

委員：南花台のまちづくり協議会では、会議が月に1回あり、自治協働課の職員の方と社会福祉協議会の方も来ていただいています。その場で質問もできるのでそれはいいですが、地域サポーターが来ていただいているか全く分かりませんが、どなたかも分かりませんでした。

久会長：地域と市役所の協働の話に付け加えて話をするならば、宝塚市で同じように協働のまちづくり促進委員会というものをしています。これは月一の頻度で、様々な話題を出して意見交換をしています。まちづくり協議会の会長さんも何人か入っています。ある会長が自治会に入っている情報が、まちづくり協議会には入っていないことが多々あると言う話をされていました。まちづくり協議会に情報を一元化してほしいというわけではなく、少なくとも自治会の会長さんが知っている話を、まちづくり協議会の会長が知らないというのはどうなのかということでご提案があり、昨年度からは自治会とまちづくり協議会と両方に情報を流すということになりました。ちなみに今年度、私はゴミ減量の審議会に入らせてもらうことになりました。ゴミ減量は自治会も重要ですが、まちづくり協議会としての活動もあると思います。ついては自治会さんとまちづくり協議会さん両方ともパートナーとして一緒に投げるような動きをしてもらえませんかとお話をしました。しかし、私が話をする前は、「自治会と」というお話でしたので、まちづくり協議会は全小学校区ではないけれど11校区作っていますから、そちらにもパートナーとして声をかけることが、まちづくり協議会さんのポジションを作るところにも繋がっていくので、お願いできませんかというお話をさせていただきました。その辺りで自治会さんとまちづくり協議会さんとどうお付き合いしていくのかというあたり、自治協働課だけではなく他の部署の方もしっかりと考えていただければというところを情報提供も兼ねてお話させていただきました。

委員：南花台は自治協議会の会長が、まちづくり協議会の会長を兼ねています。だからこそ少しやりにくい部分もあります。他の長野などの地域の話を知ると、会長が別の方なので、そちらの方がやりやすいと思っていました。しかし今久会長のお話を聞いていると、会長が同じ方がいいかもしれないとも思いました。自主防災などの地域住民と何かするとき、まちづくり協議会だけでもできますが、自治会と一緒にできるとやりやすい面もあります。一方で、何か動こうとした時に自治会の許可を得ないといけないという面もあり、一長一短だと思います。久会長のお話しをお聞きしていたら、それもいいのかもしれないと思いました。

久会長：宝塚市も郊外ニュータウンの中にあるという点で、南花台とよく似ています。何がよく似ているかという点、一小学校区一自治会になっており、自治協議会も自治会も同じ地区の単位になって動いています。どういう形で住み分け、連携していくのか、なかなか難しいところが宝塚市にもあります。南花台も同じ状況ではないでしょうか。

河内長野市の場合は、もう少し小さな単位自治会が動いていますので、その辺りの状況がニュータウン側といわゆる旧村を中心とした市街地側とで違いがあり、動かし方は当然それぞれの地域性で違ってくると思います。南花台のようなパターンは、元々一小学校一自治会というところがあったので、余計にこの辺りの住み分けや連携が難しいと思います。

委員：私は今千代田小学校区に住んでいますが、まちづくり協議会の中に自治会が百近くあります。小さい十件ほどの戸数の自治会や、実態として活動がない自治会もたくさんありますが、その百件近い自治会をまちづくり協議会としてまとめるとなると、並大抵ではないと思います。防災関係で言いますと避難所の運営マニュアルを準備しないとイケませんが、それがなかなかまとまらない状況です。南花台や清見台などニュータウン系のところは、人材が比較的豊富で活発に活動をされていますが、千代田小学校区はなかなか避難所運営マニュアルを準備できるほどの状態になっていません。市街地で昔からの旧村の方と新しく入られた方、その中でも賃貸住宅に入る方など、自治会の加入率もニュータウン系に比べると非常に少なくなってきていますので、どのようにして全体をまとめていくかというところが難しいと思います。しっかりしている所の自治会が先頭を切ってやって行けばいいのかもしれませんが、それがなかなかできていないという状況です。それでも千代田小学校区はこうして色々と活動をされていますが、実際は避難所運営マニュアルすらできてないというような状況です。数が多いだけに自治会が細分化されているので難しいと思います。

久会長：その辺りはまさしく危機管理課と地域で話をして、地域のどの単位で千代田小学校区はやって行けば、避難所運営マニュアルが作れていくのかというのは、やはり担当課がしっかりと地域性に合わせてしていくようになっていけばいいと思います。

委員：まだ加賀田小学校区にはまちづくり協議会がありません。住民の方から「早く作って欲しいけど誰がやってくれるの」とよく言われます。「誰かがしないとダメですよ」と話していましたが、自治協働課としてはどうですか。先は見えていますか。

事務局：以前から加賀田小学校区はご意見をいただき、調整は掛けさせていただいているような状況下です。設立しようとする、やはり住民側のまとまりが必要となってきます。コロナ前の平成30年、31年ぐらいまでは、定期的に地域の人達と福祉委員の人達を集め会議の場を持って、設立に向けて動いていました。地域の人たちでやりましょうと言うところの機運までいけてない状況下で、コロナ禍になり集まることができなくなりました。また地域の方々から会議の再開に向けての機運が高まれば、調整の方を掛けさせていただこうと思っているような状況ですので、まだ設立まで行けていません。

委員：ピンポイントでこの人が動く決めないといけないかもしれません。私達が南花台でまちづくり協議会を作る時は、副市長室に呼ばれました。「何とかこれを設立してくれ、動いてほしい」と言われて、何人か集めてそこから動き出しました。そんな風に誰かこう連れてきてしてはどうでしょうか。住民からは反対もあると思いますが、他の地域が助成金をもらっていると聞いて、「なんで私たちのところはそれを貰って活動することができないのか」と思っちゃいます。やはり活動が活発な方もいらっしゃいますので、ぜひ立ち上げてあげてほしいです。

事務局：また、加賀田地域の方のお声掛けや、コロナ禍の状況も見ながら少しずつでも進めていけたらと思います。

久会長：宝塚市の一番北側に西谷という地域がありますが、そこはほぼ旧村になります。そこでまちづくり協議会やNPOもありますが、いろいろヒアリングさせて頂いた時に、見事に整理されていると思ったことがあります。旧村ですので区長会というのがあります。自治会町会が区長会になりますが、その区長会の役割は、地域の重要な意思決定をするための会議で、ここの参加者は全て世帯主が動かしているといいます。まちづくり協議会は何かというと、重要な意思決定ではない地域のことを色々やりたいと思っている活動団体だそうです。そのため区長会は世帯主の参加ですが、まちづくり協議会はやりたいと思う方々が、個人で活動に関わることができるとおっしゃっていました。3つ目のNPOは何か聞くと、市や県から様々な委託事業を受けています。その委託事業の受け皿がNPOということで、しっかり3つの看板を上手く使い分けてらっしゃいます。そういうことが、それぞれの地域で見えると、色んな形で様々な団体が動きやすくなってくると思いますので、そのあたりの切り分けや整理がうまくいけばいいのではないのでしょうか。事務局側もそのあたり、こういうやり方も

あるのではないですかということを押っしゅして差し上げるといいと思いますので、一番典型的な西谷の状況をお話しさせていただきました。

これについては、また継続的に色々議論をさせていただければと思います。もう一つ今日は話題がございますので、2番目のアクションプランの策定につきまして、これも事務局側からご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

② 市民公益活動の支援及び協働促進に関するアクションプランの策定について

※資料7・8・9に基づき事務局説明

久会長：ありがとうございます。資料7が今の指針から抜き出した部分、資料8が安曇野市、資料9が尾道市となっています。例えば資料8と資料9を見ていただいて、どちらの方が分かりやすいか、どちらの方がイメージに近いかなどそういったご意見でも構いませんので、いろいろ伺えればと思います。

私は資料9の尾道市が分かりやすいという気がしました。それはなぜかという、これをしますというのが明確に書いてあります。資料8の方がその辺りがよく読まないと分かりにくいと思いましたので、そういう意味ではこの4年間5年間で何をするかということが分かりやすい書き振りの方がいいと思いました。

委員：私はこれを見させていただいて、安曇野市の方がいいと思いました。地域のコミュニティの再構築というところがメインに書かれていて、内容的にも河内長野市の実情に合っているのではないかと思います。

久会長：安曇野市の場合は、章によって書き振りが微妙に違います。特に39ページの基本方針3のあたりから、表が多く載っていますが、結局どうするかというところが少し見えにくいという気がしました。章によっても少し違うように思います。

岡島副会長：尾道市や安曇野市は両方とも成果指標を設定されていますが、指標の設定というのはどうなっていましたか。河内長野市では、市民協働の活動に関して、アクションプランにおいての指標の設定をどうされていますか。

事務局：総合計画における協働の施策には、一部指標が入っていますが、指針の方では

成果指標は、この当時の策定では入っていませんでした。昨年の第9期懇談会でも、成果指標があった方が良いというご意見もいただいておりますので、今回尾道市を含めて成果指標が載っているものを参考資料としてご準備をさせていただきます。

岡島副会長：行政委員会で評価する時には、そういった指標を見ていたので、こちらの懇談会でも指標があったらいいかと思ひ、お聞きしました。あれは総合計画に書かれていた成果指標に基づく評価ということですか。わかりました。

久会長：こちらに書くとすれば、もう少し多様な細かい指標も作ることはできると思います。

岡島副会長：それこそ先ほど久会長がおっしゃったように、EBPMに基づく時代ですので、確かに指標なしではどうかと思います。

久会長：これは事務局の方で二つ用意していただいた意味合いが、いくつかあるのだろうと思います。まずは資料8と資料9は構成が違います。資料8は端的に何をしますというところがすぐに出てきますが、資料9は少し前置きというか現状と課題の分析が、最初にしっかりされていて、後半部分でそれを受けて何をするかということが書いています。前段部分というのがどれほど必要かということで、資料8と資料9が違うということが一つです。もう一つは、デザインの問題かと思います。資料9の方は、写真や絵などを載せていてとても親しみやすいが、資料8の方は文字がずっと並んでおり、そういう意味合いが少し薄いというところがあります。そのあたりどちらがいいでしょうかという形でのお示しだと思います。事務局側で選んでいただく時に色々な市を見て、この二つが典型的に違うパターンでいいと思つての情報提供だと思つのですが、そのあたりを少し話して頂けますか。

事務局：いくつか色々な市のアクションプランを見させていただいて、課内で投票を行い、この2市に絞らせていただきました。尾道市は表紙が目を引くデザインで、中身もお話にあったように写真や表を使い、わかりやすく整理されているというのが、視覚的にわかるため、尾道市はかなりの票が入っていました。比べて安曇野市は文字数が多いというところはありませんでしたが、書き方が具体的で、市民参加の方法はこんな方式があります、こういった方法で広報などをしていきますということが書かれているので、課としてはこういった計画に基づく方が、今後事業を進めていきやすいのではないかとということで、多く票が入っていた

ような状況です。

久会長：私は資料9の方がわかりやすいのではないですかと言いましたが、事務局の方は資料8の方がしっかり書かれているので、内容的にいいのではないですかというご意見でしたが、これは矛盾していないと思います。これは、資料9のデザインで資料8の内容を入れるといいということなので、そういうことでは矛盾していないと私の方では受け取っています。

おそらく事務局の方でまとめていかれると思いますが、どちらの方がまとめやすいかというところもあると思います。我々の意見を参考にしながら、最終的にはまとめやすいようにまとめていただくのがいいかと思います。先程もお話いただいたように、他の部署も含めて、読んですぐにわかりそして使いやすいということが一番なので、職員さんの分かりやすさというものが一番重要かと思います。参考になるか分かりませんが、尼崎市で総合計画を作らせて頂きましたが、尼崎市は制作側の人がすごく頑張り屋さんなので、とてもユニークで面白い総合計画を作ってくれます。しかし担当部署からすると、とても分かりにくいと言われます。それは誰が何をすることがなかなかパッと読み取りにくい状況になっているからです。色々繋いでいきましょうという策略で作っているものの、縦割り行政のせいで、市役所の職員から見た時に、うちの部署はどこに書いてあるのか、何をやったらいいのかということがぱっと見てわからないという風に評価をいただきます。市民の方から見るとわかりやすいものが、市役所職員から見ると分かりにくくなってしまいうというジレンマがあるので、そういう意味でいうと、今回は市役所側が使うという意味合いが非常に強いので、市役所職員さんが分かりやすいということを優先していただければいいと思っています。

事務局：第9期懇談会でもおっしゃっていただいていたかとおもいますが、指針も含めて行政目線で書くと、市民が分かりにくいということや、子供が見たときにこの指針はわからないのではというご意見もいただいたところもあって、今回行政目線のものとして市民が見て分かりやすいものを、資料として二つ提示させていただいています。アクションプランの作成の方向性として行政目線でいいのか、市民から見ても分かりやすい方がいいのかという方向性を事務局の方から委員の皆様に質問したいと思います。

岡島副会長：基本的には両方ではないかと思いますが。私が少し市民目線のところがあるので、私自身は資料9の方がいいと思います。パッと見て三本柱がサッとわかります。9ページと10ページが見開きになっていないので、少し残念に思い

ます。見開き1ページで表現できるとすぐに分かると思いますし、説明もしやすいと思います。

委員：資料9は、表紙自体が柔らかく暖かいデザインだと思います。

久会長：尾道市の資料9は、行政職員にとってもそんなに分かりにくいものではないと思います。どこの部署が何をしますということが見えています。デザインや構成は資料9を参考にし、事務局がおっしゃったように資料8は内容的に充実していますので、書き込みは資料8のような形で、しっかり書き込んでいただくという方向性が、皆さんのご意見を聞いていると一つの方向性だと思います。私からお願いは、現状と課題をしっかりと書いて頂くのはとてもいいことですが、それが往々にして第3章に繋がっていない場合があります。課題を書くのであれば、しっかりそれを受けて課題解決方法を第3章で書いてほしいという時があるので、そのあたりは意識しながら第3章に繋いでおいてほしいと思います。逆に言うと第3章に繋がらない話は第2章にはいらないと思います。総合計画などが特にそうですが、河内長野市の歴史や気候を書くと思います。それが一体総合計画のどこに反映しているのかということが、なかなか見えない時が多いです。だから第3章に必要なデータや内容というのを第2章にしっかり書いておくという風に、逆に遡って考えていただくと、その点が見えてくるかと思います。

資料9は色々説明書きがあるので分かりやすいという話ですが、あまりこの辺りが長いと本体がどこにあるかわからなくなります。いつも申し上げているように、こういう説明が必要なものというのは、参考資料の方に回していただいて、参考資料何番参照という風に書いた方が読む方はスッキリすると思います。今日は方向性をどうしていったらいいかという投げかけでしたけれども、次回はそれに基づいて河内長野市版のアクションプランというものを草案としていただいて、議論になると思いますが、内容的にこういう所を触れてほしいというところがありましたら、聞かせていただければという風に思いますけれども、いかがでしょうか。事務局からもう少し私たちに尋ねたいことがありますでしょうか。

事務局：まだイメージはできていないのですが、方向性としては資料9のデザインや構成で、内容は資料8の内容、そして現状と課題をアクションプランに繋げることが、一定こちらの会のご意見として頂きましたので、それを元になどのようにつっていくのか、事務局の方で検討し、次回以降ご提案としていければという風に思っておりますので、大丈夫かと思います。

久会長：もう一つ私の方からお願いしたいのは、行政が書くと文章がもやもやとした終わり方になってしまうことが多いので、これをしますということを明確に言い切ってほしいと思います。「検討します」でもいいので、ただ「検討します」と書いた場合は、きちんと検討してほしいということです。先程も、岡島副会長がおっしゃったように、いわゆる成果指標だけではなくて、ここに書かれている内容が一つ一つできているかどうかを、評価ができるような形で、文末をきちんと示してほしいと言うお願いでございます。それではまた次回以降、アクションプランを詰めていただいて議論させていただければと思います。それでは、案件3その他ですけれども、皆様からその他事項がございますか。

③ その他

委員：資料のどこにも人材の発掘と確保について記載されています。南花台も高齢化しており、同じ人がずっと取り組んでいます。先生方の経験で若い人を発掘する方法としてこんな風にして成功したという例がありましたら、教えていただきたいです。これから先を考えるととても不安です。

久会長：いつも私が申し上げていることですが、人材はいます。南花台も本当に若手も含めて良い人材がたくさんいます。その方々が上手く地域活動に関われる雰囲気作りを、今の先輩方が行っていただくといいと思います。そこができたのが長野小学校区のまちづくり協議会だと思います。長野は当時の会長が今の会長に引き継ぐ際に、すっと身を引いてくださって、四十代五十代のメンバーに渡し、代替わりをしてうまくいっているところです。

委員：南花台も健全育成会で青年部をこしらえました。そこで活動してもらっている方もずっと同じメンバーのため、その人達が結婚してしまい子育てに入ると、だんだん動きにくくなってきます。長野や古い町はお祭りがあり、若い人が活動していますが、南花台は祭りをするにしても高齢者がしないといけない状況で、若い人はなかなか出てこないそうです。岸和田のお祭りみたいなものがあればいいですが、なかなかそういう青年団というのができません。若い人がポーンと入って、会長をしてくれたらすごく活発になると思います。

久会長：動かし方の違いだと私は思います。長野の方とお話をした時に、面白いことをおっしゃってました。部会の中に、久会など個人名の部会があります。会長

に「これは何ですか」と聞くと、「それは何をやる為の会ではなくて、そのリーダーが好きなことをやってもらうという、リーダーだけを決めているんだ」といっていました。そういうノリでしているわけです。昔ながらのやり方ですと、福祉部会や環境部会などそういうものを作ってしまう。そうではなく、やりたい人が何か活動をする隙間というか余地があるといいと思います。具体的に泉大津市の旭小学校区でまちづくり協議会を立ち上げて、福祉部会や美化部会などを作っているらしいです。しかし、その会長さんとお話をしていると、そこに隙間を作っているとおっしゃいます。これをやりたいとおっしゃった方がいる時、既にある部会に新しい部会をいくつもくっつけられるように、隙間を作っているとおっしゃっていました。お金や援助はまちづくり協議会がしますが、口を出さないということをおっしゃっていました。そのリーダーがいなくなって、活動もなくなったら部会を消していけばいいだけです。若い人というのは、そういう動かし方を望んでいらっしやると思います。これをしてくださいみたいなやり方は違うと拒否されると思います。

岡島副会長：時代だと言われるとそうかもしれないですが課題だと思います。どうやって地域の担い手を多様化させていくか、今されている方だけだと持続可能性というのは、なくなります。どう新しい人を引き付けていくかが重要です。一点だけ申し上げますと、大学との連携というのはどうなのかというところがあります。それは大学の授業が単位制になっていますので、単位が出てしまうとそれで一旦終わりになります。院生は違うと思いますが、一方で全く希望がないわけではなく、もっと長期的な面で見たいと思います。学生に地域で活動している人をどう思いますかと聞くと、「何か怖い、怒られたらどうしよう」というような気持ちがあるそうです。町内会とかあるいはテーマ型のNPOとかに触れておくということで、怖くない人達だとわかればそのリターンが20年後とか30年後にあるかもしれません。そういったことも重要ではないかと思いません。短期的にどうするかというところは、若い人の場合は、子育てもあり仕事も忙しいので、自分がやりたいことができるというところでしか繋がらないのではないかと思います。

委員：まちづくり協議会をこしらえた最初の頃に、若い人に入っていました。その時は学生の方にもパソコンを持って色々としていただきましたが、持続していただけたらいいのですが、結局会長が来て組織作りになると、もう入りにくくなってしまいいつの間にか消えてしまって、出てこなくなりました。久会長に審査いただいた南花台キッズステーションを開催した時は、関大の学生さんたちや高校生たちなど若い方がたくさん来て一緒に作っていましたが、それは

開設のために頑張ってくださっていたので、まちづくり協議会は団体の代表ばかりの集まりですので、その後に繋がっていきません。今のように自治協議会の会長がまちづくり協議会の会長をしていると、なかなか改革が難しいと思います。

久会長：南花台に限らず郊外ニュータウンというのは、大企業のOBさんがたくさんいます。そういう方々というのは組織型で動いています。今まで組織型の経験や成功体験が多くあるので、地域の中も組織型にしてしまいます。ところが今の若い方は組織型が大嫌いのため、居心地が悪くなってしまいます。いわゆるネットワーク型で臨機応変に、繋がったり消えたりという形をとって、動けるようにして差し上げる必要がありますが、どうしても今までの現役体験が強いので、組織をしっかりとすることが活動をしっかりとすることだと思い込んでいます。それは会社を動かすのと同じで、部下を使って組織を動かすという考え方をしますので、そこは「ちょっと待ってよ」という風に思う若手が多いということです。

岡島副会長：勤め先とは違う人間関係を求めて地域に来ているのに、同じことをしているとちゃんと確かに嫌だと思えるのかもしれない。

久会長：長野は中小企業の人が多いです。そのため動かし方などそのあたりのベースが違うのだと思います。

岡島副会長：この間、南河内のつどいでお話を聞いていると、大阪狭山市だと高校生ぐらいから地域活動をして、まちづくりの方に繋げていくような仕組みがあると言っていました。今度また詳しく聞いてみますが、それを実際できるかどうかは別として、市としてそういう若手の人達に地域の課題などを、どう見てもらうかという仕組みづくりが必要だと思います。富田林市は若者会議などをして、それに予算をつけるとおっしゃっていました。市役所職員はメンターとしての活動が大変のようですが、そこに参加している方達は当事者意識があり、若者としてまちづくりの一員だという身近な気持ちで参加していました。

久会長：よく現役世代は、仕事が忙しい、子育てが忙しいと言いますが、私が様々な所で一緒にさせてもらっているメンバーは、仕事を持っていても、子育てが忙しくても活動をされます。それは自分たちがやりたいことだからです。忙しいからできないのではありません。忙しくてもやりたい活動だったらしてください。

委員：キッズステーションに来てくださる若いお母さんにも言っています。「子どもが大きくなったらスタッフになってくださいね」といつもアピールはしていますが、今から考えていかないといけないと思っています。そこはうまくいくと思いますが、全体的にはこれだけ高齢化になると難しいと思います。

久会長：色々な所で子育て施策をしているNPOの方とお話していると、地域の子育ての居場所に来る方と、NPOに来る方は客層が違っておっしゃいました。上げ膳据え膳でなんでもしてくださる方を、集めてしまいがちです。そのため、地域の子育ての居場所で「何かやってね」と言うと、「いやいや私達はサービスを受けに来ているだけです」という感覚になってしまいます。しかし、NPOの場合は一緒にやりましょうという方が来られるため、その方の中から次の世代の方が見つかっていきます。そもそも集め方で、集まっている層が違うということがあります。

お祭りをすると、お客さんは沢山来ると思います。しかし、「企画側にまわってください」と言うと、なかなかまわってくださいません。それはお客さん側の人と企画側にまわってくる方のお顔ぶれが違うからです。そこは人格を変えらるというのが難しいので、もう既に動いている、あるいは動こうとしている方に、触手を伸ばしていく方がいいと思います。委員さんがおっしゃったように、せっかく来てくださっている方がいなくなったということは、居心地が悪くなったということです。その居心地をどうやって良くしていくか、そうしていくとずっといてくださいますし、再び帰って来て下さる可能性が出てくると思います。

委員：周りを見ると高齢の方ばかりですし、話が合わなくて居心地が悪いのかもしれない。

久会長：いえいえ、高齢者は関係ありません。またご参考にしていただければと思います。市役所側も若手がうまく入っている団体に講演会に来ていただいて、情報提供していただくというのも考えられますから、また検討していただければと思います。

協働の取り組み

～みんなで一緒に創るまちづくり～



河内長野市 自治安全部 自治協働課

令和3年度（令和4年7月作成）

目 次

1. はじめに	・・・	2
2. みんなで一緒につくるまち ～ひとづくりから始まるまちづくり～	・・・	3
＜4つの重点施策＞		
3. 市民公益活動の基盤づくり	・・・	4
① かわちなかのボランティア・市民活動センター		
② 市民公益活動支援補助金（一般型）		
③ 市民公益活動支援基金（ふれあいるーぶ基金）		
4. 市民と行政の協働促進 協働事業提案制度	・・・	8
5. 市民相互の協働促進 地域まちづくり協議会	・・・	9
6. 行政への市民参加の促進	・・・	13
＜特徴的な取り組み＞		
7. 協働のしくみづくり	・・・	14
① 地域サポーター		
② 地域まちづくり協議会支援研修		
8. その他の協働のとりくみ	・・・	15
① NPO法人の設立認証等事務の権限移譲		
② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～		
③ 南花台スマートエイジング事業（担当課：政策企画課）		

1. はじめに

本市は、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」において、「協働によるまちづくり」を理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、「自ら考え自ら実行する自律的なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。平成28年4月からの第5次総合計画においても、基本政策の一つに「協働によるまちづくり」を掲げており、その理念を引き継いでいます。

平成18年12月には、第4次総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめた「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定しました。（令和4年3月に指針を改訂）

現在は、この指針に基づきながら、市民公益活動をより活性化させていくための「市民公益活動の基盤づくり」、市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるための「市民と行政の協働促進」、市民や自治会、市民公益活動団体などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合うための「市民相互の協働促進」、市民と行政とが情報を共有し、協働によるまちづくりを進めるための「行政への市民参加の促進」を4つの柱として取り組みを進めているところです。

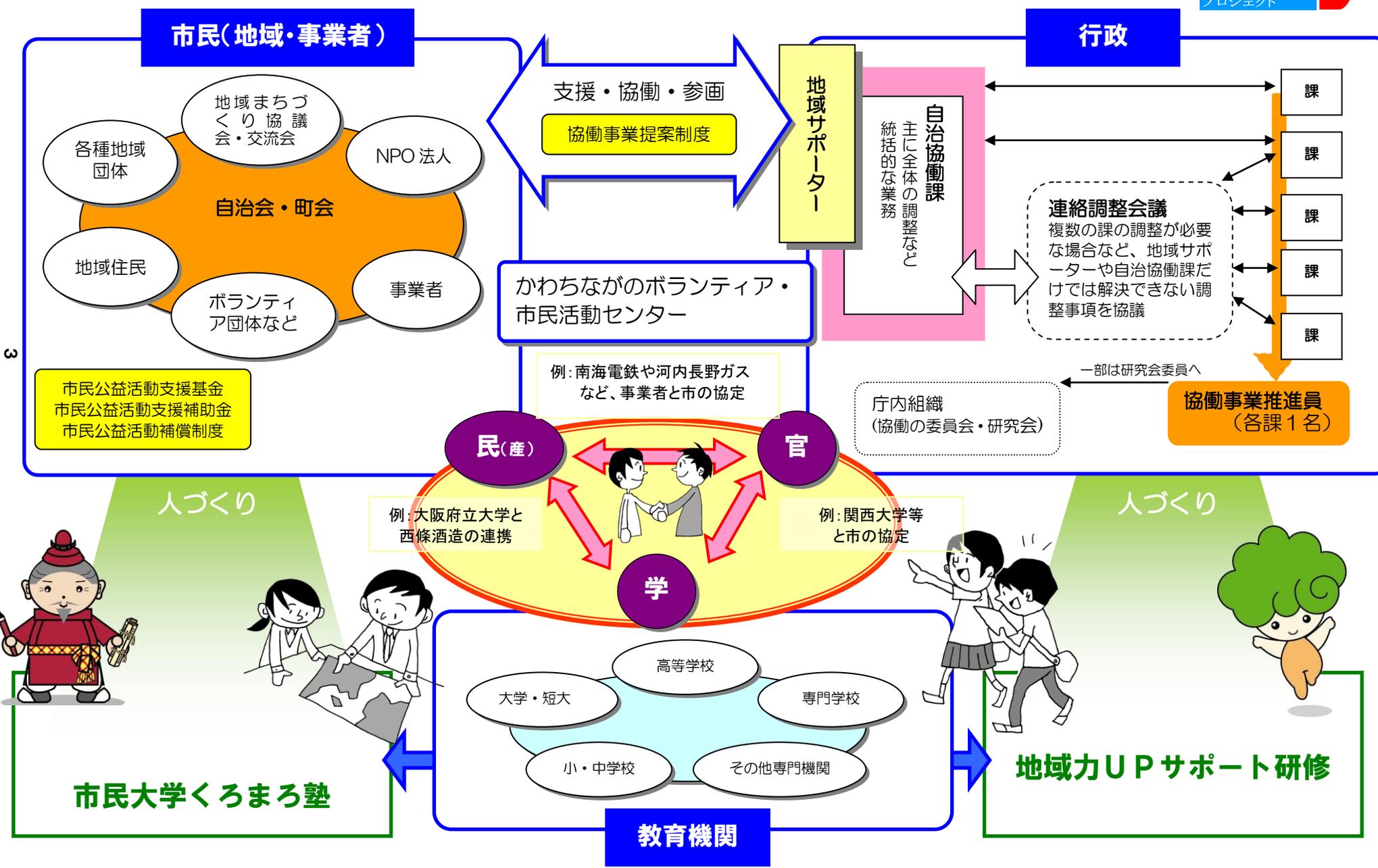
本報告書は、これらの「協働によるまちづくり」の推進状況をまとめたものです。

自治協働課

みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり~



2. みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり~



3

3. 市民公益活動の基盤づくり

3-① かわちながのボランティア・市民活動センター

かわちながのボランティア・市民活動センターは、令和3年4月5日に前身である市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の機能をイズミヤゆいテラスに移転したものです。

団体やNPO等の市民公益活動の支援を行うセンターとして社会福祉協議会に委託し、市民公益活動に関する情報提供、人材の育成、相談及び助言や、市民公益活動団体同士の協働促進、団体と施設や企業等とのマッチングなど、ソフト事業を中心に充実を図りました。

<センターの概要>

【名称】かわちながのボランティア・市民活動センター

【場所】河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4階 イズミヤゆいテラス内

【業務時間】 9:00～17:30

【休業日】 日曜及び国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

名称	面積	機能等
事務・作業・相談スペース	26㎡	市民公益活動や協働に関する作業・相談を行うためのスペース
ワークスペース	20㎡	コピーサービス・輪転機・紙折り機などの利用スペース

<センターの役割>

(1) 目的

市民活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進し、公益の増進に寄与するため

(2) 基本的な役割

- ①市民活動の活性化
- ②ネットワークづくりの促進
- ③協働の促進（仲介機関としての役割）

(3) センターの利用対象

市民活動を行っている、またはこれから行おうとする個人や団体

(4) センターの機能

①情報の収集及び提供機能

- ・市民公益活動を促進するための情報、市民と行政の協働の促進に関する情報、地域のまちづくり活動の充実につながる情報等、様々な情報を収集・提供する機能

②人材の育成及び学習機会の提供機能

- ・個人に向けた市民公益活動への参加促進や、市民公益活動の活性化や市民と行政及び市民相互の協働促進につながる人材を育成する機能

③相談、助言及びコーディネート機能

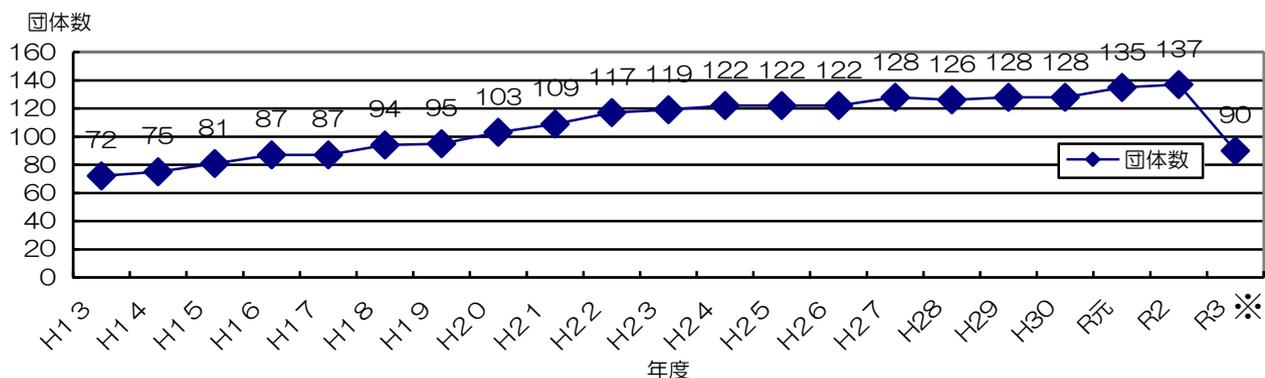
- ・市民公益活動を実施するうえでの各種課題に対する相談、助言を行う機能
- ・市民公益活動団体同士や地域型組織、企業、個人など様々な主体をつなぐことにより、

より効果的に市民公益活動が展開されるよう支援するコーディネート機能

④連携及び交流促進機能

・より効果的に市民公益活動が展開されるよう、市民公益活動団体や地域型組織など様々な組織間のネットワークを促進する機能

ボランティア活動団体数（団体紹介冊子「ガイドブック」掲載分）



※令和2年度までは活動を休止している団体も含めて掲載していましたが、令和3年度は登録があった団体のみ掲載しています。

～成果と課題～

- ・令和3年度は、イズミヤゆいテラス内のかわちながのボランティア・市民活動センターに市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の機能を移転し、地域課題への関心醸成や市民公益活動団体の質向上を目指し、団体の支援を行いました。
- ・補助金講座の参加者の増加や、子ども食堂などの福祉分野の団体が新たにガイドブックの登録を行うなど、センターを利用する団体の幅が広がりました。また、補助金講座受講者から令和4年度市民公益活動支援補助金の申請者が出るなどの成果がありました。
- ・機能を移転し一年経ちましたが、センターを知らない団体や個人もいるため、利用者の口コミやホームページ、公式LINEを通じて、周知し利用促進を図ります。
- ・今後も、円滑な運営及び地域支援も含め更なる機能充実を図るため、情報収集を実施しながら団体ニーズに沿った支援体制の確立を目指します。

3-② 市民公益活動支援補助金(一般型)

市内における地域や社会の課題解決や新たな公共サービスの充実を図るための市民公益活動に補助金を交付することにより、市民公益活動の活性化や協働の促進を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする制度です。市民公益活動支援基金（ふれあいるーぶ基金）を財源として、平成 22 年度に導入されました。

<補助の種類>

募集コース		補助率	補助限度
初動支援コース	市民公益活動に取り組んで3年以内の団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）	3/4	10万円
自主事業支援コース	市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）	1/2	30万円

<これまでの交付事業数>

年度	交付事業数	(内訳)		補助金額
		初動支援	自主事業支援	
平成22年度	3	2	1	290,000
平成23年度	4	3	1	446,000
平成24年度	7	4	3	857,000
平成25年度	5	4	1	383,000
平成26年度	4	1	3	499,000
平成27年度	5	1	4	573,000
平成28年度	2	0	2	162,000
平成29年度	4	3	1	329,000
平成30年度	1	0	1	226,000
令和元年度	1	1	0	100,000
令和2年度	0	0	0	0

<令和3年度の交付決定事業>

申込はありませんでした。

～成果と課題～

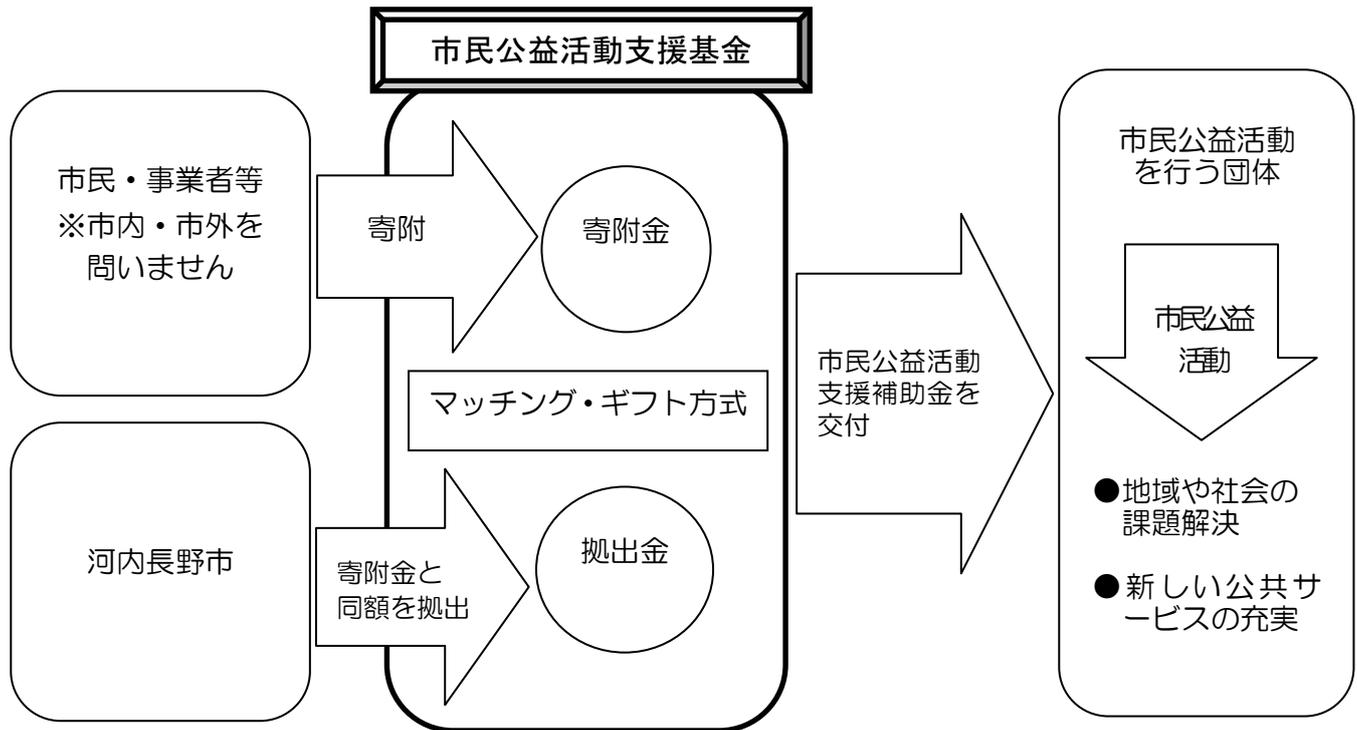
- ・これまで36事業（同一事業含む）・25団体に対し補助金を交付しており、団体の事業の充実が図られ、団体の自立が進むなど、市民公益活動の裾野に広がりが見えています。
- ・一方で、令和2年度は0件（応募1件）、令和3年度は0件（応募0件）と、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、低調となっています。
- ・今後については、市民公益活動の更なる活性化を図るため、かわちながのボランティア・市民活動センターとの連携のもと、講座の実施や自治会やNPO法人等の団体へより効果的な周知を行い、応募数の増加を目指します。

3-③ 市民公益活動支援基金(ふれあいるーぶ基金)

市民公益活動に直接携わることができない人も寄附という形でまちづくりに参加できる制度として、市民、市民公益活動団体、事業者などからの寄附金を基金に積み立て、市民公益活動支援補助金の原資となって市民公益活動を社会全体で支えていくものです。

また、マッチング・ギフト型の方式を採用することで、寄せられた寄附金と同額を市も基金に上乗せして積み立てます。

<制度の概要>



<基金の状況> ※令和4年3月31日現在

内 容	件数 (件)	金額 (円)	備 考
基金残額	—	9,968,145	
(内訳) 前年度繰越	—	11,964,078	
寄附金 (積立額)	33	395,643	※
マッチング額		455,329	
利息		6,939	
補助金 (地域まちづくり型)	1	△134,639	令和3年度の交付確定額
基金取り崩し金		△2,719,205	ボランティア・市民活動センター事業に係る実施採択分

※寄付金額 829,000 円から返品等の経費分 (433,357 円) を引いた金額。

4. 市民と行政の協働促進

協働事業提案制度

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくことを目的とする制度です。

<制度の種類>

市民自由提案部門	テーマ設定がなく、市民の自由な発想による事業を提案
市設定テーマ部門	市が提示した概要書に基づき、市民が具体的な事業を提案

※令和3年度市設定テーマ

テーマ名称	担当課
①木のある暮らしの魅力発信	農林課

<令和3年度の結果>

申込はありませんでした。

～成果と課題～

- ・平成22年度の制度開始以降、12年間で10事業が成案化、または他の制度により実現しており、協働により取り組むことで、各事業の充実が図られています。
- ・一方で、一定の事業が既に協働により実施されており、また、団体にとって成案化までのハードルが高いことなどから、近年は市設定テーマ及び応募数が減少傾向にあります。
- ・令和3年3月広報にて特集記事で周知を行ったこともあり、相談はありましたが他制度を利用することとなりました。
- ・今後については、他市で実施している協働事業に係る同様の制度等を参考に、協働事業提案制度の見直しについても検討を進めることで、更なる協働事業の促進を図ります。

【参考：これまでの成案化事業】

- ・ひとで不足農家の支援活動（菜園クラブ・農林課）
- ・花いっぱい街づくりサポート（NPO 法人フルル花の福祉の地域応援ネット・財政課）
- ・美加の台第10緑地植樹事業（美加の台自治会連合会他・公園緑地課）
- ・ファーストステップトライアル事業（NPO 法人淡路プラッツ・青少年課）
- ・市民が活躍する岩湧の森の活用事業（NPO 法人トモロス・農林課）
- ・協働による向野緑道のリニューアル事業（アメニティ長野自治会・公園河川課）
- ・サポートブック「はーと」を拡げる活動（ピアはーと・障がい福祉課）

5. 市民相互の協働促進

地域まちづくり協議会

「地域まちづくり協議会」は、概ね小学校区を一つの単位とし、自治会・町会をはじめ、地域で活動する各種団体、NPO、事業者、住民など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域の課題解決やまちづくりに取り組んでいく組織です。これまで、全13小学校区のうち、11小学校区で地域まちづくり協議会が設立され、地域の特性に応じた活動を進めており、残る2小学校区についても、地域ぐるみの取り組みに向けた話し合いが進んでいます。

新型コロナウイルスの影響により、活動に制限がかかる一方で、Zoom や SNS を利用した活動を行うなど新たな活動を創出した地域や、従来の事業を実施するために、やり方を工夫する地域が見られました。

市では、「地域まちづくり協議会」の組織化や地域まちづくり活動の支援など、地域の自主性を尊重した支援を行っています。

- (1) 財政支援 地域まちづくり支援補助金 上限40万円（10/10補助）
市民公益活動支援補助金制度（地域まちづくり型） ※P.11 参照
- (2) 人的支援 地域の主体性を尊重した職員（地域サポーター）の関わり
- (3) その他支援 相談・情報提供、講座の開催など

○地域別計画について

平成28年からの河内長野市第5次総合計画において、地域まちづくり協議会のメンバーを中心に、市民参加のもと検討会議を開催し、地域の将来像や市民が主体的に行う取り組みなどをまとめた地域別計画を策定しました。現在は、地域が主体的に地域別計画に取り組み、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めています。令和2年度には地域別計画の見直しを政策企画課主導で行いました。

○地域まちづくり協議会の状況

- ・長野小学校区まちづくり会議 ～ゆめ・街・ながの～

平成23年7月に設立。情報誌の発行や SNS による情報発信、子育て世代が参加しやすいイベントの開催、Zoom 講座などのコロナ禍における SNS を利用した地域活動支援などを実施。



- ・小山田小学校区まちづくり会 ～集い・ふれあい・感動～

平成24年4月に設立。寺ヶ池公園を拠点に、夏休みのラジオ体操、ウォーキング、ふれあいカフェ、地域情報誌の発行、廃油回収、地域防災マップの作成及び戸別配布などを実施。



- ・川上小学校区地域まちづくり協議会

平成24年6月に設立。ウォーキングイベント、休耕地の活用、防災視察研修、学校行事への協力、交流サロン「くつろぎ」などを実施。



- 高向小学校区“ひと・まち・ゆめ”づくり会

平成24年9月に設立。フラワープランター設置、地域資源マップの発行、校区防災連合会の設置、地域の営みDVDの活用などを実施。



- 南花台まちづくり会 ～未来に向けて！咲くや心に南花台～

平成25年10月に設立。夏休みラジオ体操、産官学民で進めるスマートエイジング事業への協力、フラワーロード造り、未就学児と保護者のための「キッズステーション」などを実施。



- 楠小学校区つながる会

平成25年11月に設立。校区防災訓練や防災視察研修の検討、ホームページやフェイスブックを活用した広報活動を実施。自主防災組織・関係機関との連携強化など安全・安心への取り組みを主要なテーマとして活動中。



- 石仏小学校区まちづくり会

平成25年12月に設立。HPの更新、地域住民が交流できるコミュニティサロンを開催、ふれあい花壇の整備、見守り活動の体制強化、天見川一斉清掃への協力、学校支援ボランティア増員の取り組みなどを実施。



- 三日市小学校区まちづくり協議会

平成26年9月に設立。高野街道名所への案内看板設置、あいさつ運動、防災行政無線を活用した放課後放送の実施、地域情報誌の発行、将棋大会、歴史学習会、クリーンウォーク、多聞丸（楠木正成）のPR活動、青色防犯パトロールなどを実施。



- 美加の台まちづくり協議会

平成26年11月に設立。コミュニティルーム「さくら」の管理運営や桜の鑑賞会、キロポストの設置、キッズスクール、さくらウォークなどを実施。



・千代田小学校区みんなのまちづくり会

平成26年11月に設立。買い物代行サービス、校区防災避難訓練、校区防災マップの作成、小学生等への学習支援「ちよだ寺子屋」、地域清掃活動、女性部会の立ち上げ、まちづくりカフェなどを実施。



・天見地域まちづくり協議会

平成27年2月に設立。観光マップの作成、マップやアスマイルを活用したウォーキングイベント、天見の未来を考える検討会議の開催、放課後児童教室などを実施。



○市民公益活動支援補助金（地域まちづくり型）

平成28年度より、地域まちづくり協議会が地域別計画等に基づき実施する施設の整備等のハード事業に対し、公開プレゼンテーション及び第三者による審査の上、補助金を交付しています。

平成29年度からは従来のハード事業に加え、新たにソフト面でのまちづくり活動に補助金を交付するコースを設け、地域課題の解決に向けた事業等の支援を行いました。

<補助の内容>

募集コース		補助率	限度額
ソフト事業コース	主にソフト面でのまちづくり活動を中心とした事業	10/10	30万円
ハード事業コース	施設等の新設、改修、保全等のハード事業		50万円※特別に認められる場合は200万円

<交付事業数及び交付額>

年度	交付事業数	(内訳)		補助金額
		ソフト事業	ハード事業	
平成28年度	4		4	1,941,108円
平成29年度	5	2	3	2,710,981円
平成30年度	1	1	0	300,000円
令和元年度	2	2	0	384,954円
令和2年度	0	0	0	0円

<令和3度の交付決定事業>

◎ソフト事業コース

団体名	事業名称	概要
川上小学校区地域まちづくり協議会	地域ふれあい活動における「やぎ」の活用	学校・幼稚園・保育園・地元イベントへのやぎの派遣を行い、ふれあいによる子どもたちの情操教育や孤独化しやすい高齢者を元気づける場を創出する。

◎ハード事業コース

申込はありませんでした。

○地域まちづくり協議会連絡会

地域まちづくり協議会同士の情報交換の場として、学識経験者を招き年1～3回連絡会を実施しているものです。令和3年度は新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

○今後の取組の方向性

地域まちづくり協議会は、自治会・町会をはじめ、各種団体などによるネットワークを活かし、活動を進めていますが、一部の校区では自治会・町会から活動への理解・参加が十分に得られていない場合があります。また、今後は地域別計画等に基づき活動の充実を図られるよう、地域の実状に応じた財政支援の構築が求められています。

<体制の充実>

- ・「自治会・町会及び連合自治会を基盤とした地域まちづくり協議会」が地域の核として主体的に地域のまちづくりを展開できるよう、将来の条例化も見据えながら、まずは自治会・町会をはじめ、市民への理解促進に努める。

～成果と課題～

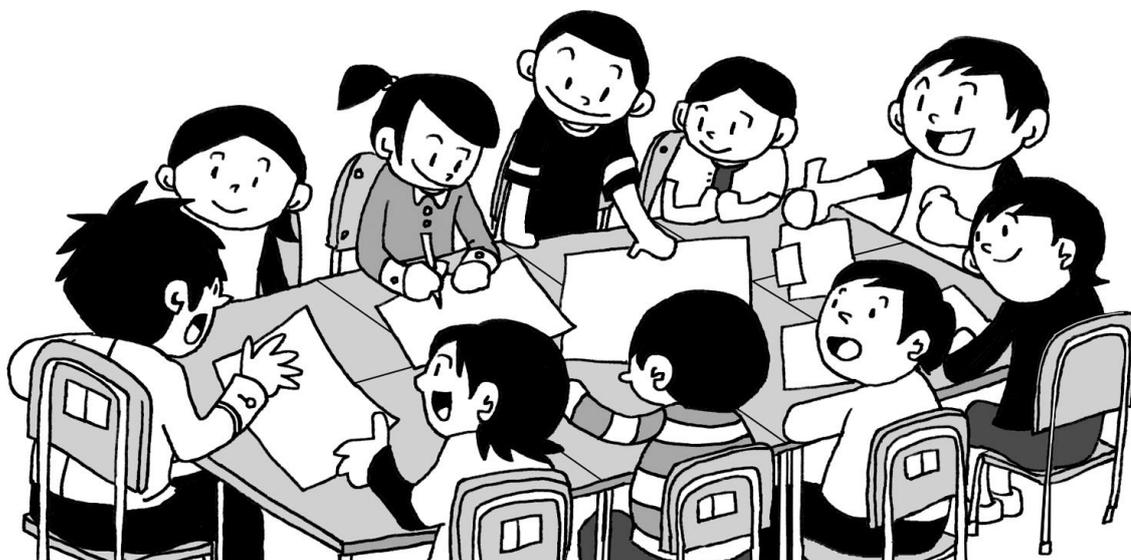
- ・最初の地域まちづくり協議会の設立から10年が経過し、「交流」を中心とした事業から一部で「課題解決」に対する取り組みが見られるなど、徐々に活動の内容が充実してきています。
 - ・地域別計画の策定や新たな補助金制度の実施などを一つの契機とし、地域における必要な取組の検討など地域の主体的な議論が進んでおり、団体の成熟がみられます。
 - ・役員らの世代交代が行われ、現役世代が中心となった地域も出てくるなど、新たな団体の運営方法等を模索しながら進めています。
 - ・一方で、大半の地域については、設立から一定の期間が経過したなかで、中心となる役員の担い手の固定化などが課題となっており、新たな担い手の発掘やさらなる体制の充実が課題となっています。
 - ・今後、社会福祉協議会と共に地域支援を実施していくなかで、課題解決型のまちづくり協議会の推進に向け、地域支援のあり方を検討する必要があります。
-

6. 行政への市民参加の促進

市の施策に、市民の意見を反映するため、その企画立案から決定までの過程において、市民の意見を聴く手続き等を行った取り組みについて全庁的に調査を行い、行政への市民参加の状況を把握し、令和2年度の「市民参加の実績」として、市ホームページで公開しました。

<市民参加の実績>

項目	内容	令和元年度実績	令和2年度実績
(1)市民ニーズの把握	①市民アンケート ②ヒアリング	4件 0件	5件 0件
(2)市民意識の反映	①パブリックコメント ②アイデア・提案募集	4案件 (意見35件) 2案件	19案件 (意見67件) 0案件
(3)情報の共有・相互理解	①意見交換会 ②ワークショップ	12回 29回	22回 0回
(4)合意形成	①公募のある審議会等 ②のべ公募委員数	17審議会等 24人	17審議会等 16人
(5)公開	①公開制度対象の会議開催数 ②のべ傍聴者数	49回 7人	46回 13人



7. 協働のしくみづくり

7-① 地域サポーター

市民相互の協働による自律性の高いまちづくりを進めるため、職員による効果的な人的支援を行う「地域サポーター制度」を平成23年度より運用しています。令和3年度は、公募により任命された3名の地域サポーターが各小学校区に配置されました。

7-② 地域まちづくり協議会支援研修

平成23年度より各小学校区に地域まちづくり協議会が設立され、10年が経過し、協議会活動において収入を得る協議会も出てきている中、今後の協議会活動を発展的に推進するため、地域サポーター等を対象として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスについての知識や法人格取得の手続き等についての研修を実施してきました。令和3年度は新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

～成果と課題～

- ・多様化・高度化する地域課題を解決するため、地域まちづくり協議会では様々な取り組みが進められており、それらの活動を支援する地域サポーターの更なるスキルアップが必須となっています。
 - ・今後も定期的に地域サポーターを対象とした研修を実施し、地域まちづくり協議会の支援の充実を図ります。
-

8. その他の協働のとらえ

8-① 特定非営利活動法人(NPO法人)の設立認証等事務の権限移譲

平成 22 年 10 月より、大阪府から権限移譲を受け、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立認証等事務を行っています（所管法人数：38 法人（令和 4 年 3 月現在））。

8-② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～

人口減少や少子・高齢化、ライフスタイルの変化などにより、市民ニーズが多様化するなか、効果的な地域課題の解決を図り、魅力ある地域づくりを進めるためには、市民や行政だけでなく、事業者や教育機関など、多様な担い手がそれぞれ役割を果たしながら、連携・協力し、まちづくりを進めていく必要があります。そこで、地域の事業者や、先端的・創造的な教育・研究活動に取り組む大学などとの連携の強化を図り、住民福祉の向上や、産業活動の活性化等、まちの活性化を目指しています。

これまで関西大学や大阪大谷大学と連携協力に関する協定を締結し、幅広い分野での連携を進めています。また、災害時の相互協力や一人暮らし等の見守り活動に関する協定など、市内の事業者等と協定の締結を進め、多様な担い手によりまちづくりを支える仕組みづくりを進めています。

令和 3 年 4 月には、河内長野市では、エイチ・

ツー・オー リテイリング株式会社と連携し、イズミヤ河内長野店 4 階に地域まちづくり支援拠点として「イズミヤゆいテラス」をオープンしました。行政機関、事業者、教育機関など多様な担い手が連携し、ソフト事業や運営に関する協議を行い、多様な地域活動の継続を目指します。



関西大学・イズミヤとの「丘の生活拠点」形成に向けたまちづくり連携についての協定

（平成 30 年 12 月）

～成果と課題～

- ・ NPO については、令和 3 年度は 1 件の**法人設立**がありましたが、解散も 1 件あったため、所管法人数は令和 2 年度から変更ありませんでした。
- ・ 新たな協働の仕組み作り・産官学民の連携については、ここ数年政策企画課で公民連携デスクというものを新たに設け、そこで様々な展開をしています。
- ・ ゆいテラスについては、存在や何ができる場など、まだ知らない団体や個人もいるため、イズミヤや社会福祉協議会、大学等と連携しつつ、利用者の口コミやホームページ等を通じて周知に努めています。

8-③ 南花台スマートエイジングシティ事業(担当課:政策企画課)

南花台は、大阪府が進める「スマートエイジング・シティ」のモデル地域に位置付けられ、今、住んでいる人が住みなれた場所で、安心して快適に住み続けられるまちを目指しながら、まちの活力を維持し、新たな住民も、民間投資も呼び寄せる多世代循環型のまちづくりをモデル的に展開しています。今後、急激に高齢化が進む開発団地のこれからを考え、まちづくりに必要な仕組みの研究を、地域住民をはじめ、公・民・学の連携により進めており、地域住民が主体となり、様々な事業が動き出しています。

○買い物応援・生活応援プロジェクト

高齢の方や子育て世代など買物に不便を感じている方を対象に、住民の有志が多少の謝礼により、買物した商品を自宅までお届けする支え合いの取り組みを社会実験として実施しています。また、平成30年5月から、庭の草引き等の生活支援に範囲を広げてサービスを提供しています。

さらに、令和2年度には買い物代行（買い物応援＝買い物に同行、買い物代行＝買い物リストに基づき買物を代行し、家までお届け）にも取り組み始めました。

＜取り組み実績＞

- 1 買い物応援 120件 (H29/14、H30/56、R1/44、R2/4、R3/2)
- 2 生活応援 331件 (R1/33、R2/96、R3/202)
- 3 買い物代行 19件 (R2/0、R3/19)

＜利用料金＞

- 1 300円/回 ※買物かご2ケースまで
- 2 1時間 800円/1名
- 3 800円/1回

＜利用の流れ＞

- ① コノミヤ南花台店で買物⇒利用券を購入し、待機しているスタッフに渡す⇒スタッフが台車などに荷物を乗せ、玄関先までお届け（原則として一緒に歩いて帰る）
- ② 利用の申し出（事務局の携帯に電話）⇒コーディネーター訪問（依頼内容の確認）⇒作業内容の打ち合わせ（作業時間と費用の見積もり）⇒生活応援スタッフによる作業



○子育て家族の憩いの場 「ふれあいテラス」がオープン

コノミヤ南花台2階に関西大学の学生らが中心となり、地域の方と一緒にコノミヤテラス黄色の部屋を整備。黄色の部屋を借り、子育て家族のための憩いと遊びの場を令和元年11月にオープンしました。南花台まちづくり会の子育て部会と連携し、株式会社コノミヤの協力やあいつくの保育士、関西大学の学生らのサポートを受けながら、子育て世代の情報交換やシニア世代との交流の場所として運営しています。

開催日時 月・木曜日10時～16時

対象 未就学児とその保護者

参加費 無料

※月・木曜日以外は部屋を有料（1時間1人あたり100円）で貸し出している。子育て家族同士の集まりの場やファミリーサポートで利用されたりしている。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、開催日時等が一部変動している。



かわちながのボランティア・市民活動センター活動報告書

1. 情報の収集・提供に関する事業

事業名称	日程	内容
かわちながのボランティア・市民活動センター登録団体ガイドブック	5月～11月	かわちながのボランティア・市民活動センター登録団体(90団体)に対して、活動内容やニーズの聞き取りを行った。11月1日にガイドブックを500部発行。
他市町村施設の調査・研究	7月～8月	富田林市市民公益活動支援センター(2名)、一般社団法人明石コミュニティ創造協会(5名)の視察に行き、市民活動センター機能の活性化について学んだ。
イベント情報の発信	7月、10月、1月	市広報・社協だよりの広報・イベント毎で制作した独自のチラシをベースに市民活動センターの紹介、つながりフェスタの案内を発信した。
ホームページの管理運営	11月～3月	イベント情報を社協ホームページで掲載、随時講更新して情報提供。
公式ライン開設	3月	3月1日～公式ラインを開設。つながりフェスタ等のイベント情報を発信した。

2. 学習機会の提供に関する事業

事業名称(内容)	講師	参加人数	開催日・場所
傾聴ボランティア養成講座 (グループ運営講座) 在宅で生活している一人暮らし高齢者の傾聴ボランティアニーズが増加傾向である。また、傾聴ボランティアのスキルアップとニーズに応えるため、養成講座を実施した。	中尾 みどり氏	来場 102 名	令和3年9月30日 (木)、10月7日(木)、 14日(木)13:30～15: 30 市民交流センターキッ クスイベントホール イズミヤゆいテラス大 多目的スペース
要約筆記ボランティア講習会 (グループ運営講座) 要約筆記は聴覚障がい者に話の内容を伝える手段の1つとして文章や話の内容を要約して書き記すことである。聴覚障がい者の方と一緒に筆談・ノートテイクなど、わかりやすい要約の方法を学ぶ講習会を実施した。	要約筆記サークル「葉 月」	来場 8名	令和3年10月16日 (土)、30日(土)、1 1月6日(土) 13:30～15:30 社協ボランティアセン ター

<p>河内長野地域学講座 ボランティア活動 with コロナ ～リモートで繋がる新しい風～ ボランティア活動をされている団体・個人の方をパネリストに迎え、ボランティア活動を始めたきっかけや、コロナ状況下により活動が制限され、できなかったこと、困ったこと、コロナ禍だからこそできたことについて話していただき、会場とリモートの参加者と活動内容について共有した。</p>	<p>大阪ボランティア協会 青山織衣氏</p>	<p>来場 18名 Zoom 14名</p>	<p>令和3年11月21日 (日)10:00～12:00 イズミヤゆいテラス大 多目的スペース</p>
<p>令和3年度コロナ禍でのボランティア体験プログラム コロナ禍でも子どもから大人まで、誰もがボランティア活動を体験し、「ともに生きる」豊かな心を学び、ともに活動する喜びを共感できるプログラムを作成し、ボランティアに関心ある人にボランティアを始めるきっかけ作りを目的とした。</p>	<p>各登録団体</p>	<p>来場 211名</p>	<p>令和3年11月26日 ～28日(金～日) イズミヤゆいテラス大 多目的スペース・小多 目的スペースA・B・C</p>
<p>キホンからわかる市民公益活動のための助成金活用講座～申請書作成編～ (ステップアップ講座) 補助金(助成金)の申請方法や活用について、どんなことに使えるかという初歩の部分から、申請書の書き方、申請書が通るためのアピールポイントなど、活用の事例を用いて学ぶ講座を実施した。</p>	<p>吹田市市民公益活動センター 所長 柳瀬 真佐子氏</p>	<p>来場 2名 Zoom 4名</p>	<p>令和4年1月29日 (土)10:00～12:00 イズミヤゆいテラス大 多目的スペース</p>
<p>主婦がまちを動かしたコミュニティビジネス(ボランティアサポーター養成講座) 持続可能なまちづくりのために地域課題をビジネスで解決する方法として、子育て中の主婦から市民活動をはじめ、CBについて学ぶ講習会を実施した。</p>	<p>株式会社 マミー・クリスタル 新田 昌恵 氏</p>	<p>来場 14名 Zoom 1名</p>	<p>令和4年2月5日 (土)13:30～15:00 イズミヤゆいテラス大 多目的スペース</p>

キホンからわかる市民公益活動のための助成金活用講座～プレゼンテーション編～ (ステップアップ講座) 助成金を獲得するために申請書のスキルと共に大切なプレゼンテーションの力。動機や活動情報などを聞き手にアピールできる資料の作り方、話し方について学ぶ講座を実施した。	吹田市市民公益活動センター 所長 柳瀬 真佐子氏	来場 8名	令和4年3月5日 (土)10:00～12:00 イズミヤゆいテラス大多目的スペース
---	-----------------------------	----------	---

3. 相談・コーディネートに関する事業

事業名称	内容	令和3年度
相談・コーディネート機能	活動希望などボランティアに関する相談	53
	ボランティアの紹介	18
	登録団体に関する相談	18
	NPO法人の設立準備事務に関する相談	2
出前ボランティア一覧	出張系のボランティア分野を分類し紹介する一覧表によりコーディネートの円滑化と活動推進を図る	継続事業

4. 交流促進に関する事業

事業名称	内容	参加団体 参加人数	開催日・場所
つながりフェスタ 2021～展示でつながる市民活動フェスティバル～	パネル展示及びバザーの開催	37団体 来場 451名	令和3年10月26日(火) ～10月31日(日) 10:00～15:00 イズミヤゆいテラス大多目的スペース
つながりフェスタ 2021～こころとからだを感じてつながる市民活動フェスティバル～	ステージ披露及びバザーの開催	(17団体) コロナの 為、中止	令和4年1月22日(土) 10:30～15:30 イズミヤゆいテラス(全体)
他市・広域連携事業 南河内のつどい コロナ禍でもつながる～市民公益活動 紹介動画の活用～	市民公益活動支援センターや市民活動団体がコロナ禍でも工夫した活動を動画で紹介した。	約20名 来場 (河内長野市5名)	令和4年2月11日(金) 10:00～12:00 Zoom イズミヤゆいテラス大多目的スペース
団体交流会	登録団体同士のグループワーク	7団体 来場 12名	令和4年2月22日(火) 14:00～16:00 イズミヤゆいテラス大多目的スペース

つながりフェスタ 2021～わくわくつながる体験！市民活動フェスティバル～	ワーク体験及びバザーの開催	17団体 来場 300名	令和4年3月12日(土) 10:00～15:00 イズミヤゆいテラス全体
---------------------------------------	---------------	--------------------	--

5. 地域支援に関する事業

市内11小学校区のまちづくり協議会の定例会議等に地域パートナーが参加し、地区（校区）福祉委員会などの同じ小学校区内にある組織の情報提供などを行った。また事業運営の相談に対応するとともに、必要に応じて軽トラックなどの貸し出しを行った。

小学校区ごとにワークショップを開催し、地域福祉計画、地域福祉活動計画の地域別計画の進捗状況を確認するとともに、地域課題の発見、共有や地域の各団体同士が連携のきっかけとなるような場づくりを行った。

6. センター管理運営の事業

事業名称	内容	利用件数
ワークスペース利用について（ワークスペースの利用、ミーティングルームの利用）	4月～9月	188 土曜日利用：21
	10月～3月	242 土曜日利用：31

第3章 推進の具体的な方策

●1. 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

(1) 普及啓発

①市民意識の醸成

- ・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人々が共有できるよう努めていく必要があります。
- ・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していく必要があります。

(2) 参加促進

①参加しやすい環境づくり

- ・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

②参加に向けてのきっかけづくり

- ・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していく必要があります。

2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

①活動に関する情報

- ・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していく必要があります。

②活動支援に関する情報

- ・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していく必要があります。

③協働促進に関する情報

- ・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していく必要があります。

(2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

①多様な媒体による情報提供

- ・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メールといったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供に努めていく必要があります。

②情報のネットワーク化、一元化

- ・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけではなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

(1) 人材の育成

①組織の管理・運営を担う人材の育成

- ・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていく必要があります。
- ・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していく必要があります。

②活動への参加を促進する人材の育成

- ・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していく必要があります。

③協働などを促進する人材の育成

- ・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していく必要があります。
- ・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していく必要があります。

(2) 人材の確保

①人材の発掘と確保

- ・組織の活性化を図るためには、団塊の世代など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。
- ・また、事業者や大学などとの人的交流など通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していく必要があります。

4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を検討していく必要があります。

(1) 社会全体で支える仕組みづくり

①資金確保のための情報の提供及びコーディネート

- ・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

②資金面で支える仕組みづくり

- ・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動に関する基金制度の創設が考えられますが、その必要性や運用方法などについて検討していく必要があります。
- ・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が推進されるよう関係機関に対して働きかけていく必要があります。

(2) 市民公益活動団体への資金面の支援

①立ち上げ支援など

- ・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があります。公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、補助金制度や融資制度などについて検討していく必要があります。
- ・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の市税について減免措置を検討していく必要があります。

5. 活動拠点

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があります。

また、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、施設情報の一元化など、市民公益活動を行いやすい環境を整える必要があります。

(1) 拠点施設の整備

①中央の拠点施設の整備

- ・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の整備が必要となっています。

○拠点施設の整備の検討について

- ・拠点施設の整備については、ソフト、ハードの両面において、また、運営方法などにおいて、多くの市民の意見を取り入れながら検討していく必要があります。
 - a. 事業内容（ソフト面）
 - ・情報の収集・提供事業、相談・助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業など、ソフト面についての検討を行っていく必要があります。
 - b. 施設（ハード面）
 - ・交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカー、貸し事務所スペースなど、ハード面についての検討を行っていく必要があります。
 - c. 運営方法
 - ・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第4章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。
 - ・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールのあり方について検討していく必要があります。
 - ・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていくような仕組みについても検討していく必要があります。

②地域の拠点施設の整備

- ・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していく必要があります。
- ・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていく必要があります。
- ・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていく必要があります。

(2) 活動しやすい環境づくり

①施設情報の一元化と手続きの簡素化

- ・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、手続きの簡素化に努めていく必要があります。

②利用ルールの統一化

- ・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行っていく必要があります。

6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

(1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

- ・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していく必要があります。
- ・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していく必要があります。
- ・さらに、連合自治会などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

(2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

- ・より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していく必要があります。

(3) 多様な担い手の交流促進

- ・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していく必要があります。

●2. 市民と行政の協働促進について

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

(1) 行政の領域の開放

- ・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関わられるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していく必要があります。

(2) 相互理解の促進

- ・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていく必要があります。
- ・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていく必要があります。

(3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

- ・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

（1）協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していく必要があります。

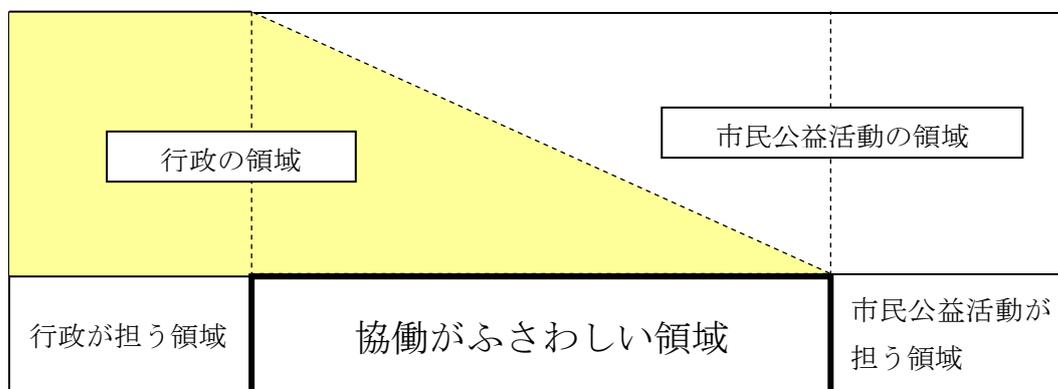
①事業化にむけて

- ・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していくことが求められます。
- ・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※13参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※14参照）」であることを市民と行政の双方で確認していくことが重要となります。

※13：市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※14：市民公益活動と行政の関わりについての概念図



②協働の手法の選択

- ・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。
- ・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していく必要があります。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

<今後の方策>

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化
事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化していく必要があります。
- ・提案公募型事業委託事業の導入の検討
行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民公益活動団体などがその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働を行っていく事業委託の手法であり、これまでのような行政の下請け的な発想ではなく、市民公益活動団体などの自由な発想を活かしていくことが可能となります。また、併せて登録制度や事業委託の審査、評価制度の導入などについても検討していく必要があります。

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

<今後の方策>

- ・公募型補助金制度の創設の検討

広く市民公益活動団体などが参加できる、公平性のある補助金制度の創設を検討するとともに、立ち上げ期の支援など、事業内容や組織の発展段階に応じたメニューの開発を検討し、併せて補助金の審査、評価制度の導入などについて検討していく必要があります。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※15参照）を参考として掲載します。

※15：委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第234条	地方自治法第232条の2
主 体	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

- ・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

<今後の方策>

- ・共催事業を行うための基準を整備していく必要があります。

●後援

- ・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

<今後の方策>

- ・後援を行うための基準に沿って事業を実施していく必要があります。

●その他

- ・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO 法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

<今後の方策>

- ・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していく必要があります。

③協働の担い手の選択

- ・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みが必要となっています。

a. 参入機会の拡充

- ・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していく必要があります。

b. 透明性・公平性の確保

- ・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していく必要があります。

(2) 協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていく必要があります。

①合意形成に向けた取り組み

- ・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。
- ・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていく必要があります。

②事業の円滑な実施

- ・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていく必要があります。

(3) 協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていく必要があります。

①協働という視点での評価

- ・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（第2章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みが必要となります。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

- ・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていく必要があります。
- ・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していく必要があります。

●3. 市民相互の協働促進について

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

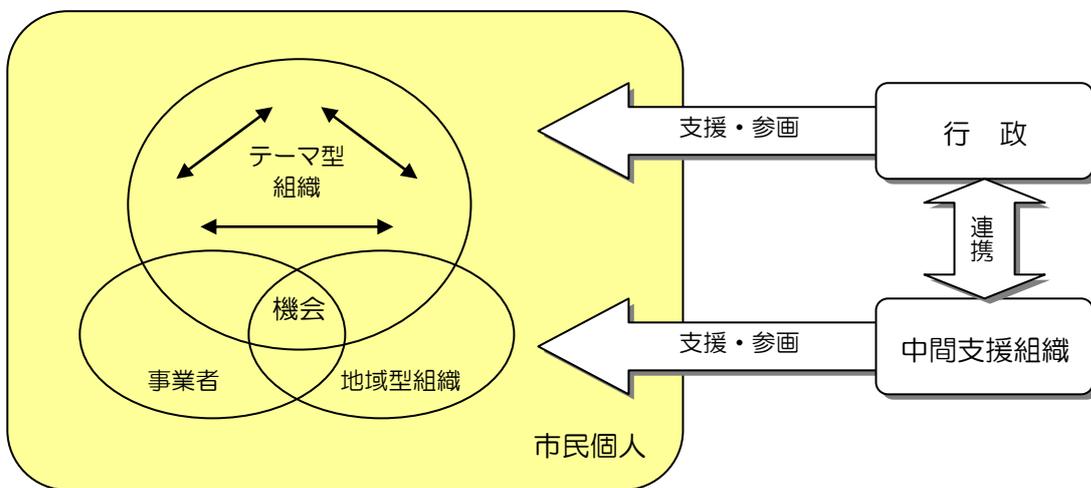
さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

(1) 連携の「機会」づくり

- ・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※16参照)
- ・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。
- ・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していく必要があります。
- ・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第4章「推進の仕組み」参照)の役割が期待されます。

※16：特定のテーマによる協働促進のイメージ図



2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

(1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

- ・少子高齢化、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。
- ・一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。
- ・今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があり、そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組む必要があります。

(2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

①意識の醸成

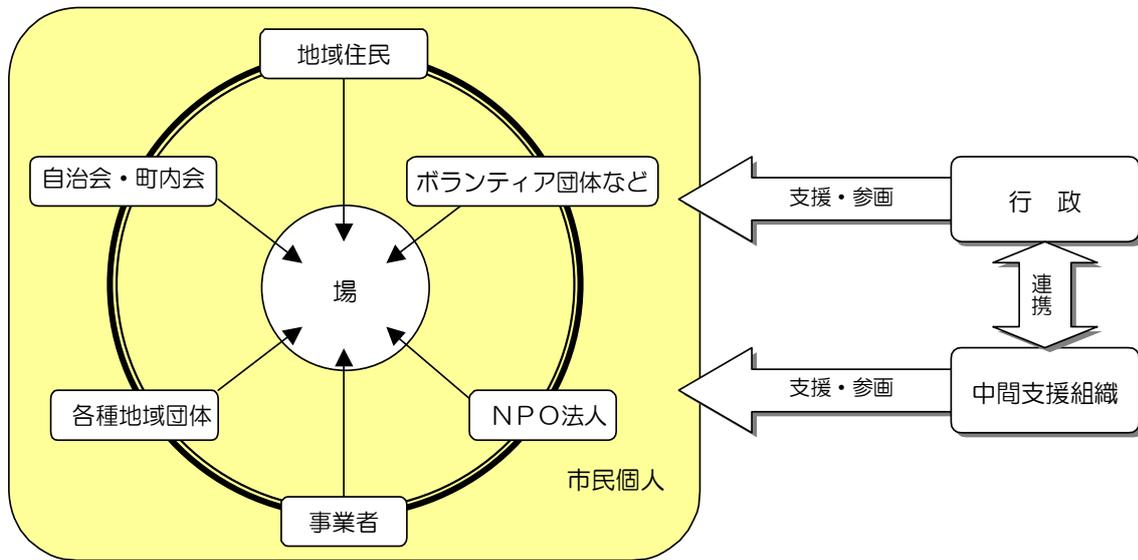
- ・これまでのまちづくりは行政主導で行われてきましたが、今後は、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図っていく必要があります。
- ・そのためには、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みが必要となっています。

②連携の「場」づくり

(地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置)

- ・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要となってきます。(※17参照)
- ・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
- ・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていくとともに、この「場」での意見や情報交換などを円滑に行うことができるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度の導入などについて検討していく必要があります。

※ 17 : 特定の地域による協働促進のイメージ図



③地域づくり活動の推進

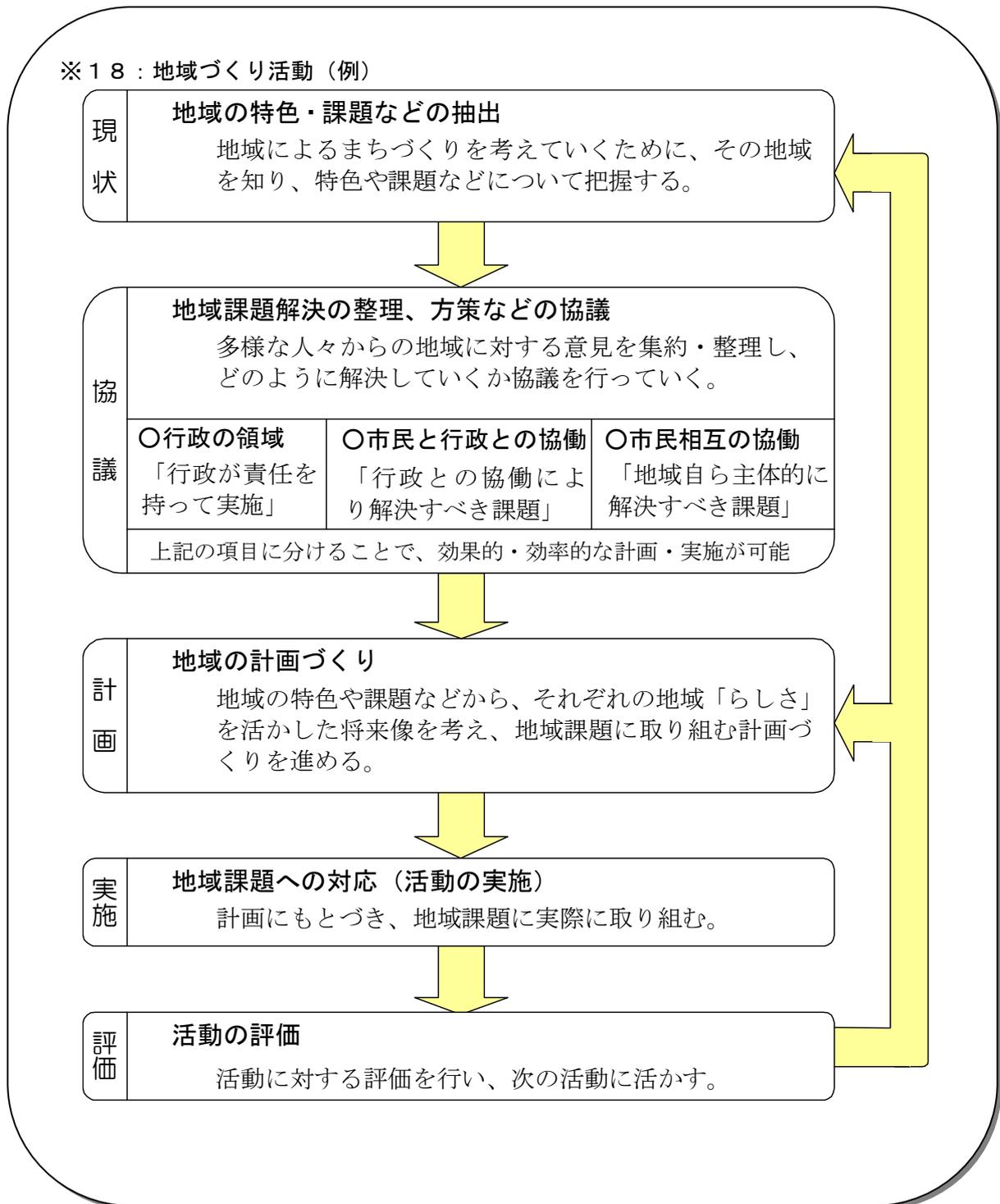
(市民相互の協働による地域課題への取り組み)

- ・地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定を通して、地域住民、関係する地域団体、事業者などがお互いに連携、協力しながら「地域福祉」という切り口で地域課題に対応していく仕組みづくりが行われ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成された地区福祉委員会による取り組みが始まっています。
- ・こうした取り組みは、福祉分野のみならず、他の様々な地域課題についても実施されることが望まれ、そのためには、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。
- ・そのために行政は、地域を取り巻く担い手のひとつとして、対等な立場で地域づくりに参画していくとともに、その活動内容や発展段階に応じた助成制度の導入など新たな支援策を検討していく必要があります。
- ・また、市民相互の協働による地域のまちづくり活動（※18参照）の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。
- ・このようなまちづくりの推進を側面支援する組織には、またその中立性の高さから「市民と行政」や「地域型組織とテーマ型組織」などをつなぐ組織として、「中間支援組織」（第4章「推進の仕組み」参照）の役割が期待されます。
- ・さらに、地域通貨（注1）やコミュニティビジネス（注2）などを通じて、地域の助け合いや世代を超えた交流など、新たな地域活動についても検討していく必要があります。

（注1）地域通貨：限定された地域でしか使えない通貨のこと。経済的価値では測れないサービスを地域内の独自通貨を媒体にして市民同士をつなぐ仕組み。

（注2）コミュニティビジネス：地域課題を解決するための取り組みを、ビジネス的手法で展開する事業。

※18：地域づくり活動（例）



(3) 自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基底的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

- ・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていくことが必要となります。
- ・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実が必要となります。

②自治会活動の活性化

- ・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、連合自治組織の組織化の推進や活動の活性化を図っていく必要があります。
- ・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や講演会を実施していますが、さらに地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成など、積極的な支援策を展開する必要があります。
- ・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

●1. ルールづくり

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

(1) マニュアルづくり

- ・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。
- ・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。
- ・そこで、支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から市民や市民公益活動団体などと行政が協力して作成し、具体的な市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

(2) 条例化に向けた検討

- ・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

●2. 体制づくり

1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※19参照）

（1）庁内の推進体制の強化

①庁内組織の充実

- ・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための組織を設置し、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。
- ・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

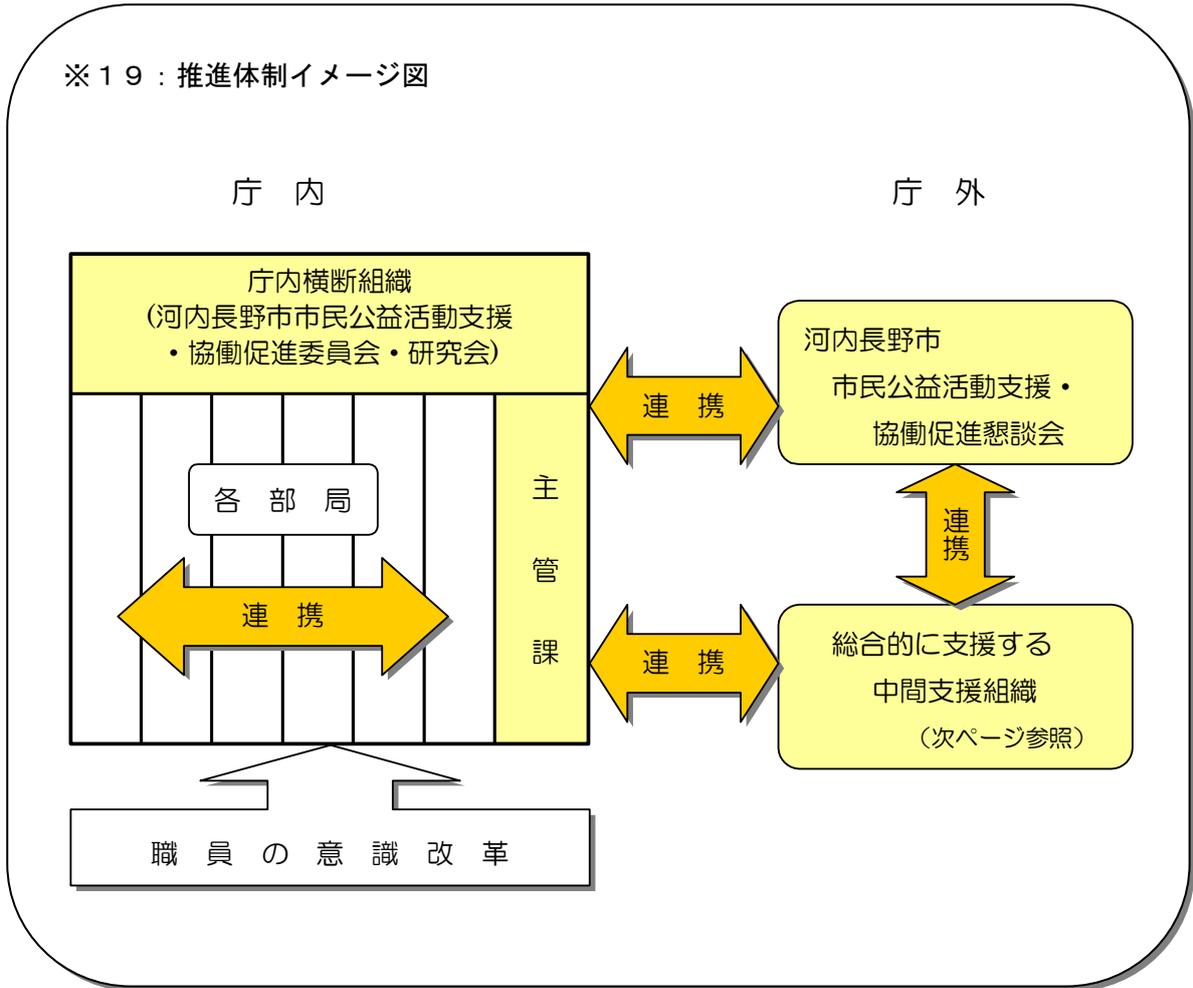
②職員の意識改革

- ・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていく必要があります。
- ・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

（2）市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）

- ・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していく必要があります。

※19：推進体制イメージ図



2. 中間支援組織の整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

(1) 中間支援組織とは

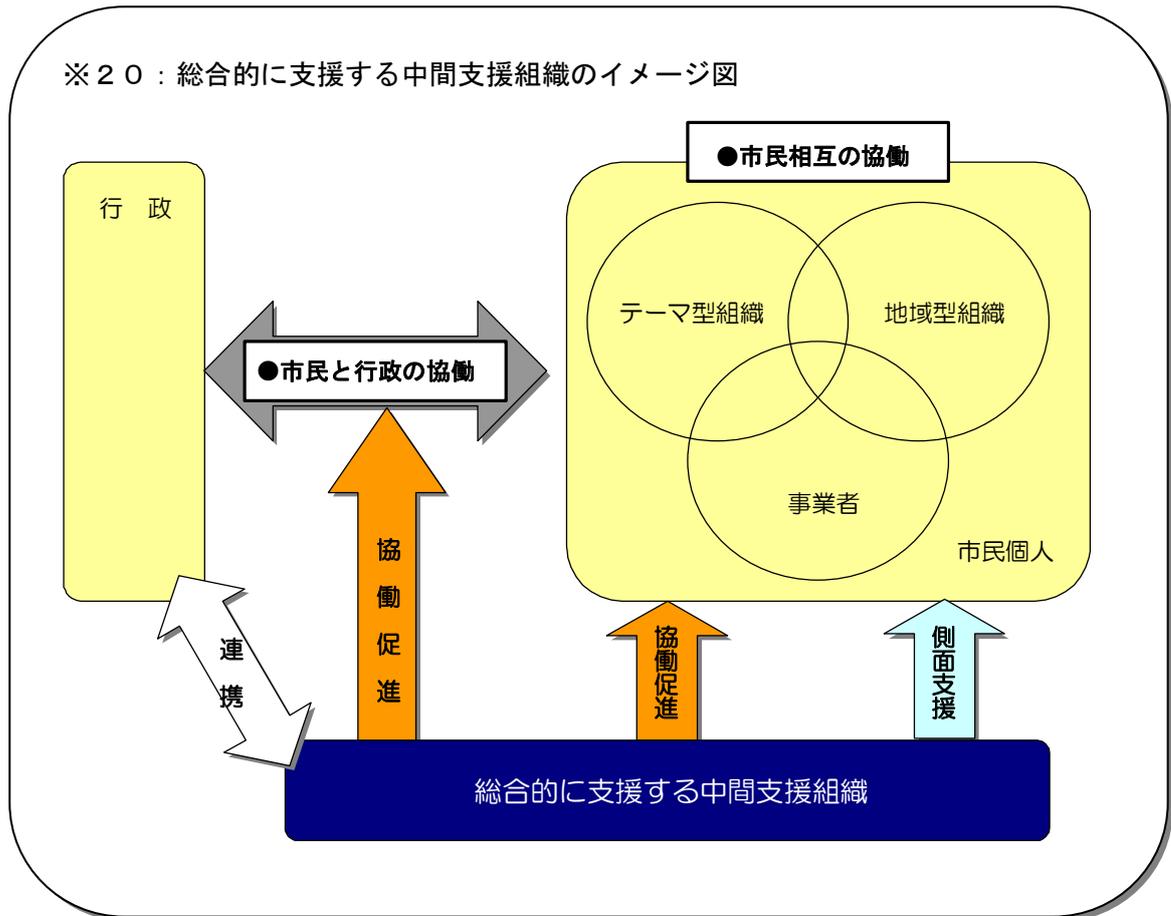
- ・ 中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

● 中間支援組織の主な機能

- ・ 情報の収集・提供機能
- ・ 人材育成機能
- ・ 相談・助言機能
- ・ 立ち上げ支援機能
- ・ コーディネート機能
- ・ ネットワーク支援機能
- ・ 調査・研究機能
- ・ 評価機能

(2) 総合的に支援する中間支援組織

- ・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。
- ・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※20参照)。



協働のまちづくり推進行動計画

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の目的

この計画は、様々な地域課題を解決し、市民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らすことができる安全・安心の地域社会の実現を目指し、あらゆる主体相互が連携する仕組みと活動の促進を図るための施策を定めることを目的とします。

この策定に当たっては、次の趣旨を根幹とします。



市民が主体のまちづくりです。	市民が主体のまちづくりを進めるための計画です。そのため、市民が参画して策定します。
計画が目的でなく、計画がスタートです。	計画策定のプロセスを大切に、計画を基盤に協働推進を図ります。
あらゆる主体の役割を明確にします。	協働推進を図るため、あらゆる協働推進の主体（市民、区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関、市）の役割を明確化します。
新しい公共の実現を推進します。	市民の課題解決のスキルアップを図るとともに、すべての主体が「協働」を理解し、「お互い様」や「支え合い」の意識を高め、あらゆる主体相互が連携する「新しい公共」の実現を推進します。
協働の実効性を高めます。	市民の主体性を尊重し、持続可能な協働推進を図るため、その実効性を高めます。そのため、協働推進システムの構築を図るとともに、進捗管理、事業評価の公開に努めます。

2 計画策定の背景

安曇野市では、協働のまちづくりを推進するため、平成20年度に「市民と行政の協働指針」を策定しました。策定後、指針に基づく協働推進を図ってきましたが、少子高齢化の進行など社会情勢もさらに変化してきている中で、地域課題が一層多様化、グローバル化してきました。また、本庁舎建設が進められており、完成後においても、公民館とまちづくり部門の連携による、生涯学習を基盤とした、市民に身近な公共サービスの提供や市民が主体のまちづくりが進められることが大切となります。このことから、改めて協働推進のための計画を策定します。

3 行動計画の期間

協働のまちづくり推進行動計画は、平成30年度を目標年度とし、平成26年度から平成30年度までの5年を推進期間とします。

第2章 推進施策の展開

基本方針に基づく具体的施策

1 基本方針(1) あらゆる主体の情報共有

あらゆる主体の情報の共有化が重要であり、そのため区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関及び市の情報の収集、一元化、提供のシステムを構築します。

施策1. 情報収集システムの構築

(1) あらゆる主体からの情報

市民記者(仮称)を設置し、取材活動により情報を収集します。

行動要領

- ① 市民記者は、市民活動センターの運営管理者が務めます。
- ② 市民記者は、新聞などメディア情報に掲出される、市内で公益事業を行う団体を取材し、様々な情報を入手します。また、市民記者は、その団体に対し、市民活動団体登録を促します。

様々な主体が開催する各種会合の機会や目的別に、アンケート調査を実施し、市民ニーズを収集します。

行動要領

- ① 市民活動センターなどで実施する市民活動団体向けの交流会や講座において、アンケートを実施し、各団体の抱える課題や協働事業の意向などの把握に努めます。
- ② 市民ニーズに合った情報収集・提供システムを構築し、情報の共有化を図るため、比較的情報を得にくい市民を対象に、欲しい情報や得やすい情報手段などを把握するためアンケートを実施します。
- ③ 市政や制度などの情報を提供する「協働のまちづくり出前講座」(以下、「出前講座」という。)は、より市民ニーズに合ったメニューや内容とするため、随時、実績やアンケートなどから検証を行い、見直しを行います。
- ④ 区など自治会のあり方の基礎とするとともに、区民一人ひとりの関心を高めるために実施する、地域課題など区民へのアンケートについて支援します。

(2) 区など自治会からの情報

各区など自治会の情報は、市区長会と連携し、協働に関する特色ある情報を収集します。

行動要領

- ① 提出様式と収集システムを定め、市区長会と連携し、区など自治会が行う活動や地域課題の解決の事例などの情報を収集します。

(3) 市民活動団体からの情報

市民活動団体の情報は、市民活動センターがホームページ掲載のための団体情報として収集します。

行動要領

- ① 市民活動団体の概要、事業内容、スタッフ募集、イベント情報や参加者募集などを市民活動センターの職員が、定めた様式に基づき、収集し、取りまとめます。
- ② 市民活動センターにおいて、社会福祉協議会が持つ、ボランティア団体の情報を収集します。

(4) 企業からの情報

企業の情報を、市商工会などを通じ、各企業との連携により収集します。

行動要領

- ① 市商工会との定期的な連絡調整を図り、市の情報の提供とともに、企業における公益活動の情報収集に努めます。

(5) 教育機関からの情報

市民活動センターにおいて、教育機関の情報を、小・中学校、高校及び大学から収集します。

行動要領

- ① 周辺の大学の情報を収集するため、大学のホームページと市民活動センターのホームページをリンクします。
- ② 市教育委員会との定期的な連絡調整を図り、市内の小・中学校及び高校の情報の収集に努めます。

施策 2. あらゆる主体の情報の共有化

(1) 区など自治会の情報共有

区など自治会が開催する協働事業事例報告会や研修会などを通じ、区など自治会の組織相互で情報共有を図ります。

行動要領

- ① 市区長会との共催による、地域を考える研究集会をはじめ、各区の協働事業事例報告会、交流会、研修会や意見交換会など、情報の共有の場を設けます。
- ② 地域区長会の会議は、できる限り各地域の区が抱える課題の解決のための議論の場とします。また、協働のまちづくり推進の先進地の取り組みなど共有できるよう、先進地視察研修、報告会などの場を設けます。

(2) 市民活動団体の情報共有

市民活動センターは、社会福祉協議会のボランティアセンターとの情報の共有を図ります。

行動要領

- ① 社会福祉協議会との定期的な情報交換により、市民活動センター及びボランティアセンターの各種講座等の情報、また市民活動団体の情報を共有します。

(3) 市の情報共有

庁内各部署が作成する実施計画に「協働事業」欄を設け、協働事業の把握及び推進を図ります。

行動要領

- ① 市の施策として、あらゆる主体との協働事業を推進するため、毎年作成する実施計画に「協働事業」欄を設け、協働が可能な事業について、市と協働を担う主体を明記し、庁内各部署の共有化を図ります。ここでは「協働事業」の形態を、共催、事業委託、実行委員会、事業協力及び資材提供とします。
- ② 市は、実施計画上の協働事業を整理し、次年度以降の協働事業について積極的に推進します。このため、協働事業のパートナーの公募など、当該事業実施年度に行います。

協働推進を担当する部署は、庁内他部署との連携を図ります。また、県や他市町村及びその他行政機関との連携を図り、協働のまちづくり推進に関する情報の共有に努めます。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、市が設置する「協働のまちづくり推進庁内プロジェクト」により、教育委員会生涯学習関係部署をはじめ、庁内他部署との定期的な連絡調整を行い、地域課題の把握など、情報の共有に努めます。

- ② その他行政機関や各自治体の市民活動センターと連携し、今後協働のまちづくりを推進する上で参考となる優良事例や取り組みなどの情報の共有に努めます。
- ③ 市と区長との情報共有システムとして、将来的に IT の活用に向けた検討を行います。

施策 3. 情報提供システムの構築

(1) あらゆる主体の情報発信

あらゆる主体の情報は、市のホームページ、広報紙、また市民活動センターのホームページ、広報紙、センター内掲示板等により発信します。

行動要領

- ① 市の広報紙等、「協働のまちづくり推進」の特集や、別冊版の発行を検討します。
- ② 市民活動センターにおける情報の発信については、当然、公益活動としての情報であることが必要であり、市はそのために明確な情報掲載基準を設け、公平公正な情報発信に努めます。
- ③ 高齢者などへの情報提供においては、情報格差を避けるため、広報紙への情報掲載のほか、回覧板などの活用も検討します。
- ④ 外国人に正確な情報を提供するため、外国語での情報紙の発行も検討します。

あらゆる主体の情報の発信について、地元メディアの活用に努めます。

行動要領

- ① 全市的に行う協働事業などは、市民活動センターを通じて、メディアへプレスリリースを行います。このように、タイムリーな情報発信として、メディアへ協働事業の周知や実施状況などの掲載を依頼します。

(2) 区など自治会の情報発信

区など自治会の情報は、市の広報紙や「市区長会だより」に掲載し、発信します。

行動要領

- ① 市区長会が収集した区など自治会の活動事例を、「市区長会だより」あるいは市の広報紙に掲載します。
- ② 区など自治会独自の活動を掲載する地域区長会報などの発行や、区民が抱える課題の解決のための取り組みを、各種集会の機会に公表します。

(3) 市民活動団体の情報発信

ボランティア団体を含む市民活動団体の情報は、市民活動センターのホームページ、広報紙、センター内掲示板等により発信します。

行動要領

- ① 多くのボランティア団体の情報を持つ社会福祉協議会との連携により、市民活動センターは、市民活動センターが持つ市民活動団体の情報の一元化を図り、発信します。
- ② 市民活動団体の情報は、「市民活動センターだより」に掲載し、発信します。

(4) 市の情報発信

市職員があらゆる主体の学習の場に直接出向き、市政や制度などの情報を提供する「出前講座」の拡充を図ります。

行動要領

- ① 市民活動センターにおいて、「お試し版」として定期的に2講座ずつ出前講座を開催します。
- ② 県、社会福祉協議会、病院、企業、教育機関などが実施する出前講座との連携を図り、その情報を提供し、市民の学びの場を増やします。
- ③ 将来を担う子どもたちの人財育成を目的とし、「子ども版出張講座」を開設します。

市民の最も身近な窓口である各支所を、市民活動センターとの連携により、情報提供の場とします。

行動要領

- ① 市民活動センターにより一元化した情報を、各支所の窓口に設け、提供します。

2 基本方針（2） あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成

協働のまちづくりを進める上で、広範な協働に対する理解や人財の発掘・育成が必要であり、以下のとおり取り組みます。

施策 1. あらゆる主体相互の理解度の向上

(1) 講座などの開催

あらゆる主体の協働への理解を高める研修会、講演会、講座などを開催します。

行動要領

- ① 市主催の協働のまちづくりに関する講演会、講座及びワークショップなどの開催のほか、あらゆる主体との共催によるイベント、交流会、意見交換会などを開催します。講演会などの講師は、協働を実践している市民も担います。
- ② 次代を担う若年層や学生などを対象とした講演会などを開催します。
- ③ 協働事業を実践している団体との共催により、その団体が講師を務める協働事業実践講座やテーマを設けた協働事業などを展開します。
- ④ 「協働のまちづくり推進」をテーマにしたシンポジウム、フォーラムを開催し、協働事例などの報告などを行います。また、開催にあたり、市民が主体の実行委員会形式の企画チームにより、市民ニーズに近い催しを行います。

(2) 広報の充実

あらゆる主体相互の協働に対する理解を高めるため、市のホームページ、広報紙、また、市民活動センターのホームページ、広報紙（市民活動センターだより等）、センター内掲示板の拡充を図ります。

行動要領

- ① 協働のまちづくり推進に関する情報を、市内の公共施設、あるいは商業施設、病院などへ掲出します。

(3) 協働事業事例集の作成

市民活動センターにおいて、協働事業の集約により、協働事業事例集を作成し、市民活動センター及び支所窓口などに設置します。

行動要領

- ① 社会福祉協議会との連携により、市民活動センターにおいて各種協働事業や公益活動事業を集約し、毎年、協働事業事例集を作成します。
- ② 協働事業事例集は、成人式などで配布し、一人ひとりが協働事業や公益活動に対する理解を高めるよう促進します。
- ③ 協働事業事例集に基づく研修会、または事例報告会を開催します。

- ④ 協働事業事例集を市のホームページ、広報紙、また、市民活動センターのホームページ、広報紙（市民活動センターだより等）、センター内掲示板、並びに支所窓口に掲出します。

施策 2. 人財の育成・養成

市民が主体的なまちづくりを進めるには、その中心となる地域リーダー及び協働コーディネーターの発掘、育成・養成が必要です。また、その人財を、市の「人材バンク」へ登録・活用を図ります。

(1) 地域リーダー育成システムの構築

区など自治会との連携により地域リーダーの人財の発掘に努めます。

行動要領

- ① 様々な特技やノウハウを持つ区民の発掘とその活用の仕組みづくりのため、全市 83 区からモデル区を選定します。モデル区において、アンケートにより区民の生活に不足している事項など把握し、その事項に対して実行できる人財を地域リーダーとして募集・登録するほか、そのコーディネート・システムを構築し、他の区の模範とします。

地域リーダーを育成するため、地域リーダー育成講座を開催します。

行動要領

- ① 市主催あるいは社会福祉協議会との共催による、協働推進のための地域リーダー育成講座を開催します。
- ② 大学や県などが実施する協働推進のためのコーディネーター養成講座への積極的な参加を促すための情報を提供します。

地域リーダー育成講座を修了した市民が、それぞれ地域や団体などで「認定地域リーダー」として活動できる仕組みを構築します。

行動要領

- ① 地域リーダー育成講座を修了した市民の情報を、個人情報保護法を遵守し、市区長会を通じ、各地域の区長へ提供します。そのうえで、区など自治会が、育成講座を修了した認定地域リーダーをそれぞれ区など自治会が抱える課題の解決のために活用するよう促します。
- ② 市民活動団体が、育成講座を修了した認定地域リーダーを有効に活用するよう促します。

(2) 協働コーディネーター養成システムの構築

協働コーディネーターを養成するため、協働コーディネーター養成講座を開催します。また、協働コーディネーター養成講座を修了した市民を「認定協働コーディネーター」とし、地域活動や市の協働事業への関わりを深めます。

行動要領

- ① 市あるいは社会福祉協議会との共催による、協働コーディネーター養成講座を開催します。
- ② 協働コーディネーター認定制度を設け、養成講座を修了し、制度に基づく審査に合格した者を「協働コーディネーター」として認定します。
- ③ 認定した協働コーディネーターが、市が開催する定期的な会議に出席し、市が把握する協働事業へのアドバイス、あらゆる主体の協働事業の推進のためのコーディネートを行う場を創出します。

(3) 「人材バンク」及びネットワークシステム

地域リーダーや協働コーディネーターをはじめ、新たな人財ネットワークシステムを構築します。

行動要領

- ① 地域リーダー育成講座を修了した認定地域リーダーや、認定した協働コーディネーターを、既設の「人材バンク」に登録し、ネットワーク化を図り、あらゆる主体や市民などの要請に基づき、派遣します。
- ② 社会福祉協議会が養成する地域コーディネーターの有効活用を図るため、「人材バンク」に登録し、周知と位置づけを明確にします。

3 基本方針(3) 市民参画の環境づくり

市が市民との協働を推進するためには、市民一人ひとりの市政への関心を高めることが必要であり、以下の施策により機会の創出と市政への反映を目指します。

施策1. 計画策定段階からの市民参画の方法

市民参画の手法には、下表に掲げるいくつもの手法があり、計画・事業の内容などとの最適な組み合わせや意見聴取時期を検討する必要があります。

参画の方法	
任意の参画方式	①パブリックコメント方式 ②アンケート方式 ③ヒアリング方式 ④モニター方式 ⑤意見・作文・アイデア等の募集方式 ⑥シンポジウム・フォーラム方式 ⑦講習会・研究会・勉強会方式 ⑧サロン方式 ⑨ワークショップ方式 ⑩オンブズマン方式 ⑪関係団体との事前の協議
制度等による参画方式	①公聴会・住民説明会 ②審議会・委員会・懇話会 ③条例・要綱 ④住民投票制度 ⑤条例の制定・改廃請求 ⑥請願・陳情 ⑦直接請求 ⑧住民監査請求、住民訴訟 ⑨公文書公開請求

任意の参画方式

① パブリックコメント方式

概要	パブリックコメントは、市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容等必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報、提言等を募集し、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、これらに対する市の考え方を公表する手法である。
効果	市が条例や計画などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
留意点	事前に原案が公表されることで、条例や計画を定めるまでの流れがわかりやすく、見えやすくなる必要がある。

② アンケート方式

概要	アンケート調査は、各種行政計画の策定段階において最もよく用いられる手法である。アンケート調査を行うに当たっては、対象者に対して少なくとも調査の目的、対象、期間、配票・回収方法、問い合わせ先は明確に示しておく必要がある。
効果	調査の際に、アンケート調査の目的(各種行政計画策定の目的等)を周知することなどにより、広報的な機能を持たせることも可能である。
留意点	配票・回収とも郵送で行うアンケート調査では、一般的に他の方法に比べて回収率が低くなる傾向にあることから、回収率を高めるために、調査協力へのお礼も兼ね、提出を促す通知を再度郵送するなど工夫をする必要がある。

③ ヒアリング方式

概要	団体、組織、グループや個人に対する聞き取り調査であり、アンケート調査と並んで各種行政計画の策定過程によく用いられている手法である。
効果	相手に調査の趣旨を説明しやすく、かつ相手の意見について聞き込むことが可能である。また、各種団体、組織、グループや市民と行政との交流を深めるきっかけづくりとして捉えることもできる。
留意点	一度にヒアリングできる時間、内容にも限りがあり、あらかじめヒアリング内容を十分検討しておく必要がある。

④ モニター方式

概要	公募した市民を「市政モニター」や「環境モニター」などという形で登録し、市政等に関する意見を聴取したり会議への出席を求めたりするものである。
効果	行政としては、様々な立場の市民の意見を聴取することができ、行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができる。
留意点	モニターが一部の人に固定してしまうことを避けるため、モニターの選定方法について十分検討する必要がある。(例：無作為抽出などにより広く市民の参画を促す)

⑤ 意見・作文・アイデア等の募集方式

概要	テーマを決めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集するものである。
効果	特に公共施設などの愛称名募集などの方式は、それらが広く市民に親しまれることから、近年こうした方式を採用している。作文の場合は具体的な意見や考えを読みとることができる。
留意点	選考基準を明確にしておく必要がある。また、選考から漏れた作品等をどう取り扱うかについても検討しておく必要がある。

⑥ シンポジウム・フォーラム方式

概要	シンポジウムとは1つのテーマについて何人かのパネリスト（講演者）が意見を述べ議論する形式の討論会のことであり、フォーラムとは公開の討論会や座談会のことである。シンポジウムやフォーラムにおいて、市民をシンポジストやパネリストとして行う方式も増えている。
効果	多くの人々の意見を聞くことができ、かつ議論に参加することができるため、同時に多くの人々の意識を高め、共通認識を有することができる機会と捉えることができる。
留意点	開催日時の設定、討議テーマの設定、パネリストの選定について十分検討する必要がある。

⑦ 講習会・研究会・勉強会方式

概要	限られたテーマについて検討する場合に有効かつ必要な方式である。市民、企業、大学、行政など異なる立場の者が課題を共有し、学習や議論を深めていく方法である。
効果	限られた人数で学習や議論を深め、意見をまとめていくことができ、プロセスを通じて、ネットワークや行政との信頼関係が醸成される。
留意点	目的を明確にし、行政としてフォローをきめ細かく行っていくか、ある程度自主性に任せるかを見極める必要がある。

⑧ サロン方式

概要	あるテーマについて任意の市民が参画し、自由な討論を行う会合を重ね、多種多様な意見を効率的に集約する。
効果	自由討議のため屈託のない議論を展開でき、合意形成まで至れば、出席者間の信頼感が生まれる。
留意点	自由討議のため意見の食い違いや議論が散漫になる可能性もある。

⑨ ワークショップ方式

概要	ワークショップとは、現状把握からはじまり、問題点や課題の整理、分析、計画の方向性の提言、計画案、設計案づくりなどを行うのに適した参画の手法で、それぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄無く使って、平等かつ合理的に意見をまとめられる方法であるとされている。
効果	誰もが参画でき、かつ声の大きい人の意見ばかりが通ることがないため、参画者の満足度が高い。
留意点	開催側には楽しく進行する工夫や、話し合いを仕掛けるテクニックなど、ある程度の力量が求められるため、そのテクニックを習得した人材の確保・育成が必要である。

⑩ オンブズマン方式（行政監視の市民参加）

概要	オンブズマン制度という場合と市民オンブズマンという場合では意味が異なる。オンブズマン制度という場合は、オンブズマンが行政に対する苦情を受け付け、中立的立場にたってその原因を究明し問題を解決していく制度である。市民オンブズマンは、市民の自主的な監視活動を指す（川崎市のように行政上の制度に市民オンブズマンと称している場合もある）。問題の発見を自らが行い、特に支出面における監視に重点をおくという点でオンブズマン制度とは異なるものである。
----	---

⑪ 関係団体との事前の協議

概要	関係団体の意向を聞いたり、市の案を説明し、事前に意見調整するなど、団体との協力関係の維持や、団体への協力を依頼する目的で打ち合せや会合などの形で実施される。
効果	従来から用いられてきた手法で、比較的短時間で団体の意向を把握でき、意見調整ができる。
留意点	公平性から、団体の選定に配慮するとともに、互いに馴れ合いにならないよう、運営に注意する必要がある。

制度等による市民参画の方法

① 公聴会・市民説明会

概要	公聴会という場合には、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見聴取の場を指すことが多い。市民説明会は、行政がある事案について説明するものであり、その結果として意見を聴取したり、議論したりすることは当然あり得るものである。
効果	行政からすれば関係者に一同に集まってもらい、説明ができ、かつ意見を聴取することができる。参加者からすれば、説明を受けるもしくは意見を述べるだけで良いので気軽さを感じ負担にもならない。
留意点	出席者の意見を計画策定に反映させるというより、広く意見を聞くという性格が強く、一般的には議論の場としては弱い。「行政が説明しっぱなし」「市民は聞きっぱなし」と批判されることをできるかぎり避けるよう配慮する必要がある。

② 審議会・委員会・懇話会

概要	審議会・委員会は複数の委員で構成される合議制の機関である。法律、条例、要綱を根拠とするもののほか、それらに根拠を置かず任意で設置されるものもある。審議会や諮問委員会の場合は、会議自体の決定権限は有しておらず、あくまでも提起事案について意見を述べるものである。
効果	審議会・諮問委員会では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができる。
留意点	審議会・諮問委員会の委員が固定化するようなことがあると、活発な議論を望むことは難しくなるため、委員の選考については十分に検討する必要がある。

③ 条例・要綱

概要	市民参画のまちづくりを制度的に担保するものである。市民参画の手続き等を明文化することによって、参画手法の広い認知や問題意識等の共有につながるとともに、実際の活動の継続的な保証が可能となる。
効果	市民参画の仕組みがあることにより、市民活動の立ちあがり等が比較的容易になり、また市民主体のまちづくりが条例等に位置づけられることによって、社会的な認知度も高まり、市民の意識の啓発にもつながる。
留意点	条例の持つ精神をより実践的に生かしていくことが重要である。手法については、単一的な手法よりも、計画の目的や内容等に応じて選択できるよう、柔軟に運用できる条例等を制定することが重要である。

④ 住民投票制度

概要	日本国憲法第95条における特別法に委ねられている住民投票は、強制力のない住民の意思表示手段であり、特定の事案に対する住民の意思表示手段として実施され話題を呼んでいる。最近では、合併に関して、条例による住民投票を行う場合が多い。この場合は、公職選挙法の適用を受けないので、未成年者の一部、永住外国人に投票権を与えるなどしている。また、恒常的に重大問題については住民投票を行える条例を制定する自治体が増えている。
効果	市民が投票に関する事項について関心を寄せることができる。
留意点	実際に住民投票結果に強制力を伴うものではないので、投票結果と異なる政策決定がなされることもある。

⑤ 条例の制定・改廃請求

概要	地方自治法第12条及び第13条では住民の直接請求権を定め、同法第74条から第88条において直接請求制度が定められている。その中で、計画策定に関わるのは第74条の条例の制定・改廃請求制度である。
----	--

⑥ 請願・陳情

概要	請願権は、日本国憲法第16条で認められており、これを受けて官公庁に対する請願手続きが請願法に定められている。また、地方自治法第124条及び第125条では、地方議会への請願の手続き及び処理について定められている。後者については、地方議会に提出する請願においては議員の紹介が必要であり、地方議会は不備がない限り請願を受理しなければならない。請願は、議会において審査を受け、採択した請願で当該地方公共団体の長等において措置することが適当と認めるものは、これを送付し、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。
----	---

⑦ 直接請求

概 要	<p>地方自治法では、行政の住民による直接のコントロールとして、条例の制定・改廃請求権及び事務の監査請求権(第12条)、議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権(第13条)を住民に認めている。このうち、条例の制定・改廃請求以外は行政に対する住民の監視という面が強く、解職・解散請求は住民の意思に長や議会が反すると住民が判断した場合や非行行為に対して職にふさわしくないと判断した場合に起こされることが多い。また、事務の監査請求は、行政運営が適正に行われることを担保する手段として、直接住民が監視する制度を設けることにより、行政運営の適正化・合理化を図ろうとするものである。</p>
-----	--

⑧ 住民監査請求、住民訴訟

概 要	<p>地方自治法第242条では、住民は地方公共団体の執行機関や職員について、違法もしくは不当な財務上の行為等があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、当該行為を防止もしくは是正し、損害を補填するために必要な措置を講じるよう請求できるとしている。住民監査請求が事務監査請求と異なる点は、住民1人で請求することができ、具体的な事案を対象とすることである。また、その目的も事務監査請求と異なり、違法又は不当な行為により住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する観点から行われる。この住民監査請求によって目的を達成できない場合には、同法第242条の2で住民が裁判所に訴え(住民訴訟)を起こすことができるとしている。</p>
-----	--

⑨ 公文書公開請求

概 要	<p>安曇野市情報公開条例は、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参画を促進することを目的として定められている(第1条)。第5条において、何人も、実施機関に対し、管理する公文書の公開を請求できるとしている。また、第7条において、実施機関は公開の義務があるとし、原則公開を定め、特例として「非公開情報」を掲げている。</p>
-----	---

施策2. 市民参画を導入すべき事務事業

計画策定段階から市民の参画を得て進めるべき事務事業としては、下表のものが考えられます。

参加の方法	内 容 等
ア 中・長期的計画の策定	基本構想・基本計画等、市政の基幹となる重要な計画
イ 主要な計画の策定・改定	福祉、環境、都市計画などの計画の策定・改定
ウ 重要な政策決定	特に重要な政策
エ 重要な条例の制定・改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・各施策の基本理念等を定める条例 ・市民に対する権利義務が生ずる条例 ・その他市民生活における重要な条例の制定・改廃
オ 公共施設の構想・設計	どの場所にどのような機能を持った施設を配置すべきかなどの構想、基本の設計

施策3. 公募委員・会議公開の取り組み

市民が行政運営に参画する手法の一つとして、附属機関（審議会・委員会など）の委員として参画する方法があります。市では、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を制定しています。この指針は、公募による委員の選任により、新しい考え方、斬新なアイデアを事務事業に反映することを期待するとともに、運営の硬直化を防ぐため、委員の在任期間、兼職の制限、女性委員の参画を促すための目標値を示しています。

また、会議の透明性・公平性を確保するため、会議の公開、会議概要の公表に関しても規定しています。

4 基本方針（4） 主体的な市民活動の促進

協働のまちづくりの推進を目指し、あらゆる主体がそれぞれ主体的に役割を果たせるよう、次のとおり促進します。

施策 1. 主体的な市民活動の促進

(1) 市民

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを意識し、様々な課題解決の場に参画できるよう区など自治会に加入し、また地域活動やボランティア活動などを通じて、地域づくりに積極的に参画するよう促します。

行動要領

- ① 市政への関心を高めるため、市のホームページや広報紙などにより、情報を提供します。また、地域づくりや課題解決への主体的な参画を促すための情報の提供に努めます。
- ② 市民の学びの場から地域課題の解決の場となる公民館事業や各種講座、出前講座など学習機会を創出するよう促します。
- ③ 区など自治会への加入を促進するため、転入時に区など自治会の意義や加入することの必要性を掲載した案内を配布します。
- ④ 社会福祉協議会との連携により、市民一人ひとりのボランティア活動への積極的な参画を促すため、活動団体や活動内容などを紹介します。

(2) 区など自治会

市は、市区長会との連携により、市区長会が目指す、次に掲げる市区長会または区など自治会の活動を支援します。

1 地域基礎コミュニティの再構築

少子高齢化や核家族化など社会情勢の変化とともに、隣同士の関係が希薄になってきています。区など自治会は、隣組など区内の基礎コミュニティ単位をはじめとし、地域課題解決の場としての地域交流会の開催など、顔の見える関係づくりの再構築を目指します。

行動要領

- ① 隣組などの単位による、レクリエーション大会や親睦会などを通じた世代間交流を図ります。
- ② 隣組などの単位による、地域課題の抽出や課題に対する解決策を探るワークショップなどを開催します。
- ③ 隣組などの単位による、防災訓練の実施または災害時の避難経路や支え合いマップなどの確認など、災害対策などを通じて日頃からの近所づきあいを強化します。

2 区など自治会の事業及び組織の見直し

市民のライフスタイルの多様化等により、区など自治会の事業への参加者が少なく、地域の伝統的行事が失われつつあり、区など自治会の事業自体がマンネリ化の傾向も見られます。同時に、市と区の縦割りの関係とともに、区など自治会の組織も縦割りであることが円滑な事業推進を妨げているケースも見受けられることから、区など自治会は、旧来の事業と組織について見直し、新たに多くの区民が参加できる仕組みへの転換を検討します。

行動要領

- ① 地域の伝統行事の継承のため、世代間交流が図れる事業を展開します。
- ② アンケートを通じて、区など自治会が抱える事業や組織の課題などを共有し、見直しの参考とします。
- ③ 具体的な事業計画策定に、世代を超えた多くの区民が参画できる機会を創出します。
- ④ 区長をはじめ、区など自治会に関わる組織の役員の最適な任期を検討するなど、区など自治会の規約の見直しも行います。

3 役割分担と自治意識

区など自治会は、地域課題の解決において、役員だけが携わるのではなく、年代・性別を超え、多くの区民が参画し、議論の場を通じて、お互いに役割を分担するとともに、構成する区民一人ひとりの自主性、自発性を求め、自治意識を促す啓発事業を検討します。

行動要領

- ① 地域課題に対して、多くの区民がその要因や背景などを学習し、解決方法に対する合意形成を図るため、従来の会議体形式からワークショップや意見交換会など、参画しやすい形式の導入を検討します。
- ② 防災に関する事業として、地域コミュニティが重要であるため、隣同士の支え合いの大切さなど、区など自治会の広報紙などで啓発します。
- ③ 社会福祉に関する事業として、地域の絆と区民相互の助け合いを進めるため、安曇野市社会福祉協議会福祉員制度の普及・啓発に努めます。
- ④ 生活環境に関する事業として、景観保全、防犯対策、移住・定住促進などを目的とする「空家調査」を市との協働事業として検討します。
- ⑤ 区民の自治意識を促す啓発事業を通じて、区民の役割を分担し、地域の課題の解決に努めます。

4 地域の課題を地域で解決する

区など自治会は、区など自治会が主催する生涯学習を基盤とし、多くの区民の参画により、「学び」から「地域課題を地域で解決する」仕組みを構築します。

行動要領

- ① 地区公民館を拠点とした地域課題に対する学習の場を創出するとともに、多くの区民が学び、議論し、合意形成を図る仕組みを構築します。
- ② 地区公民館や地区社協などを中心とした、区民のだれもが集え、話し合いや交流ができるサロンの設置を推進します。

5 コミュニティ・ビジネス^{※7}の創出

区など自治会は、地域課題の解決や地域づくりによる地域の生活や福祉の向上を目指すため、利益のみを目的としない、コミュニティ・ビジネスの取り組みについて検討します。

行動要領

- ① 地域課題を共有し、その解決に向けて、持続性・継続性の観点から、コミュニティ・ビジネスの導入など検討します。
- ② コミュニティ・ビジネスを理解するため、市区長会により他の自治体などの事例を広報します。

6 位置づけの明確化

市区長会は、区など自治会の意義や役割など、「区のあり方」を研究し、「安曇野市区の協働推進マニュアル（仮称）」（以下、「区協働マニュアル」という。）を作成し、市民に広く周知します。

行動要領

- ① 「区協働マニュアル」を市民に配布し、区など自治会に対する理解を高めます。
- ② 「区協働マニュアル」を市のホームページ及び広報紙へ掲出し、また市民活動センターに設置します。
- ③ 「区協働マニュアル」を、市の戸籍窓口置き、区など自治会の概要を転入者に配布し、区など自治会への加入を促します。

7 あらゆる主体との連携

区など自治会は、様々な地域課題を解決するため、区など自治会内外で関連する組織またはあらゆる主体との連携を構築します。

行動要領

- ① 地域課題を解決するため、区など自治会内外で関連する様々な組織（区や自治会、地区公民館、地区社協、子ども会育成会、自主防災組織、老人クラブ、民生児童委員、健康づくり推進員など）との横断的連携の仕組みを構築します。
- ② 日頃から地域内外のNPOやボランティア団体などの市民活動団体の把握に努め、事業を企画する段階から、関連する市民活動団体等に呼びかけ、それぞれが抱える課題（高齢化、子育て、空家、防災、都市環境など）に応じて、関連する組織の連携を目指します。
- ③ 市区長会及び地域区長会において、地域の課題解決を図るため横断的組織を進めている区など自治会の事例を周知し、各区など自治会で定例的なワークショップなど開催し、発表します。

(3) 市民活動団体

あらゆる主体との連携に努めるとともに、特に継続性、持続性の観点から、区など自治会との連携を図り、より地域に根ざした活動が推進できる仕組みづくりを支援します。

行動要領

- ① 区など自治会との協働事業を希望する場合、区など自治会の情報を提供し、連携が必要な区など自治会の選定やその推進について支援します。
- ② 区など自治会との協働事業を実施するうえで、区民ニーズに合った、また、メリットが生まれるよう、事業の企画の段階から連携を図れるよう支援します。

(4) 企業

1 公益活動への参画

企業も地域の一員として、あらゆる主体との連携により、積極的な公益活動への参画を促すとともに、構成員一人ひとりの協働意識を高めるための企業内の研修や講座の実施を働きかけます。

行動要領

- ① 必要に応じて、企業による近隣の区など自治会との日常的な公益活動との連携について支援します。
- ② 企業が実施する、協働事業のパートナーの選定や事業推進の支援を行います。
- ③ 企業が実施する、構成員の公益活動への積極的な参画を促すための企業内研修などに協力します。

2 企業の特性を活かす

企業が持つあらゆる技術やノウハウなど、社会貢献活動に活かします。

行動要領

- ① 企業が持つ高度な技術や専門性などのノウハウを、必要に応じて、あらゆる主体との連携により、公益活動に活かせるよう協力します。

(5) 教育機関

児童、生徒、学生の教育視点から、小・中学校、高校、大学など教育機関が区など自治会、市民活動団体、企業、または市との連携により、協働事業や公益活動の場に参画できるよう支援します。

行動要領

- ① 教育機関があらゆる主体と協働事業を進める上で、児童、生徒、あるいは学生を単なる「お手伝い」という感覚でなく、将来を担う子供たちや学生を育てることを目的とし、お互いにメリットをもたらすよう促します。
- ② 小・中学校があらゆる主体と協働事業を進める上で、学校の学習に影響がなく、かつ、教師の負担にならないよう市教育委員会との連携を十分図ります。
- ③ 高校及び大学があらゆる主体と協働事業を進める上で、生徒や学生の主体性を十分尊重し、その成果が形として残るよう促します。

第3章 協働のまちづくり推進システム

1 推進体制

施策1. 推進体制の確立

(1) 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会（以下、「協働委員会」という。）

協働委員会は、「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画」（以下、「基本方針及び行動計画」という。）を策定し、その計画に基づき協働推進を図るとともに、その進捗管理と事業評価を行います。

(2) 区担当職員制度

職員一人ひとりが協働コーディネーターとしての自覚と責任を持ち、各区など自治会が行う事業等への積極的な参画を促します。また、協働に対する職員の意識やコーディネート能力の向上のため、当該制度の意義と役割を明確にします。

(3) 自治基本条例（仮称）

市民一人ひとりが、いきいきと心豊かに暮らせる協働のまちづくりを実現するため、基本方針及び行動計画に基づく協働の推進を図るとともに、市民が主役のまちづくりを目指し、自治基本条例（仮称）の制定に向けた検討を行います。

行動要領

- ① 自治基本条例（仮称）制定に向けた研究会を設置し、条例の意義、推進方法やそのスケジュール、条例に掲げる事項について審議します。
- ② 自治基本条例（仮称）の制定にあたり、市民の意見を十分に反映させるため、地域懇談会やワークショップなど市民参画の場を設けます。
- ③ 自治基本条例（仮称）制定にあたり、市議会との連携を図ります。

(4) 地域課題の解決への職員参画

地域の課題を地域で解決するため、また地域で解決できない課題の解決のため、課題に関係する部署、並びに協働推進を担当する本庁及び支所の職員が、必要に応じて区など自治会の会議などに参画します。

行動要領

- ① 地域が抱える課題の解決のため、協働推進を担当する本庁及び支所の職員は、必要に応じて区など自治会が実施する会議などに参画し、その課題解決に向けた調整を行います。また、区など自治会で解決できない課題に対して、市の関係する部署の職員を参画させるほか、専門性の高い市民活動団体、教育機関、企業などの参画を促します。

(5) 職員の実践研修

職員の協働に対する理解と協働による施策の展開を図るため、職員協働推進のマニュアルを策定します。そのマニュアルに基づき、協働事業をより効果的に推進するため、意識改革や人材育成を目的とした研修会やワークショップの開催、協働実践事業への参画を促進します。

行動要領

- ① 市職員の協働のまちづくり推進に対する理解を高めるため、職員協働推進のマニュアルを策定するとともに、協働のまちづくり推進実践研修あるいはワークショップを実施します。
- ② 実践を通じて協働のまちづくりを理解するため、市と他の主体とが具体的に協働事業へ参画できるシステムを構築します。

(6) 庁内部署の横断的連携及びあらゆる主体などとの連携システム

庁内部署の横断的連携を図るとともに、あらゆる主体及びその他の行政機関との連携システムを構築します。

行動要領

- ① 「協働のまちづくり推進庁内プロジェクト」は、あらゆる地域課題に応じ、常に関連する部局相互の連絡調整など情報を共有し、連携します。
- ② 庁内各部署は、区など自治会、市民活動団体、企業及び教育機関などとの連携を図ります。
- ③ 協働のまちづくり推進を図る上で、県あるいは他市町村などその他行政機関との連絡会議等を通じた連携を強化します。

施策2. コーディネート・システムの確立

(1) 市民活動センター

協働推進の拠点として、市民活動センターの位置づけを明確化するとともに、協働を担うあらゆる主体の情報収集・提供、交流・スキルアップ事業の場を創出します。

1 情報の一元化

あらゆる主体の収集した情報を、市民活動センターで一括管理し、その情報の一元化に努めます。そのため、情報一元化システムを構築します。

行動要領

- ① あらゆる主体の団体情報として、団体の活動内容、イベント情報、スタッフ募集などの情報を収集し、市民活動センターのホームページに掲載します。また、各種研修会や講演会、講座などの案内を行うなど、スキルアップのための事業への参画を促すとともに、様々な協働事業のコーディネートが行えるよう、情報を一括管理します。

2 市民活動団体などの登録

市民活動センターにおいて、あらゆる主体が行う活動をサポートするとともに、協働推進を図るため、市民活動団体登録を行います。

指 標	現在 (H 24)	目標 (H 29)
市民活動登録団体数	51	150

(出典：第1次安曇野市総合計画 後期基本計画)

行動要領

- ① 市民活動センターは、市区長会、社会福祉協議会、市商工会及び市教育委員会などが収集する団体情報により、団体相互の情報共有や協働事業の推進が図られるよう、各団体の登録促進を図ります。

3 ネットワークの構築

あらゆる主体相互のネットワーク化を図り、より協働事業が推進できる仕組みをつくります。

行動要領

- ① 市民活動団体登録をした団体を、福祉、環境、産業など分野ごとにネットワーク化します。また、分野ごと、あるいは他の分野との情報交換、交流会や課題の共有、課題解決のための研究会などを実施する場を創出します。

4 市民活動コーディネーターの配置

市民活動センターに、市民活動コーディネーターを配置し、協働の推進を図ります。

行動要領

- ① 市民活動センターには、協働を深く理解し、協働を担うあらゆる主体に信頼を置かれ、また、協働コーディネーターとしてのノウハウを持つ専属の市民活動コーディネーターを配置します。
- ② 市民活動コーディネーターは、協働を担うあらゆる主体の情報を集約し、複数の団体をつなげるなど必要に応じたコーディネートを行います。

(2) 支所

1 協働推進の専門員の配置

各支所に、区など自治会、市民活動団体の運営や事業に係る相談、あるいは協働事業のコーディネートを行う専門員の配置に努めます。

行動要領

- ① 支所は、市民活動センターとの情報を共有するとともに、市民（個人、団体）の課題の相談対応や協働をコーディネートできるスキルを有する職員の配置に心がけます。
- ② 協働コーディネーターが、窓口での業務に限らず、積極的に課題の現場で対応するよう心がけます。

2 協働の窓口

各支所は、公民館（分館）とまちづくり部局の連携により、市民の最も近い行政として、あらゆる主体の協働や地域づくりの窓口となります。

行動要領

- ① 市民の最も身近な窓口である支所は、協働のまちづくりを推進するための環境が整備されることが重要であり、このため公民館主事など資格を持つ公民館活動に精通した人財、またコミュニケーションやコーディネート能力の高い職員の配置に心がけます。
- ② 支所は、公民館（分館）機能を備えるため、市民の集える環境づくりに心がけます。
- ③ 支所は、必要に応じて、市の事業全般など行政案内を紹介できる体制を整備します。

施策3. まちづくり推進会議（仮称）の設置

市区長会を中心とした連携により、地域のより専門的、高度的な課題解決のため、市民及び様々な組織の代表者で構成する市民主体の「まちづくり推進会議（仮称）」の設置について検討します。

行動要領

- ① 市区長会を中心とした連携により、区など自治会あるいは市民活動団体などで解決できない広域的かつ専門的な課題を解決する、「まちづくり推進会議（仮称）」の組織化に向けた検討を行います。
- ② 「まちづくり推進会議（仮称）」の立ち上げについて、組織の意義や役割を明確にするとともに、構成員（個人、団体）について検討します。
- ③ 区など自治会との課題解決に向けた連携や仕組みについて、市区長会との連携により確立します。

施策4. 協働事業の進捗管理体制の確立

(1) 協働事業の進捗管理

各協働事業の円滑な推進を図るため、必要に応じた相談受付や事業の進捗状況等の報告を受けます。協働事業はその結果や成果だけでなく、プロセスが重要であり、その先駆的、模範的な取り組み事業は、他の主体へ事例を広く広報します。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、協働事業を実施する主体からの相談や事業の進捗状況の報告を受け、的確なアドバイスをするよう努めます。
- ② 協働推進を担当する部署は、協働事業を実施する主体からの相談などで解決できない事項については、協働委員会に報告し、アドバイスを受けます。
- ③ 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体との連携により、その事業の進捗状況を確認するとともに、進捗管理を行います。
- ④ 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体との連携により、先駆的、模範的な事業を、広く広報します。

(2) 基本方針及び行動計画の進捗管理

基本方針及び行動計画に基づく協働推進の進捗管理について、年数回、協働委員会を開催し、報告をします。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、基本方針及び行動計画の進捗状況について、協働委員会に年数回報告をします。

施策5. 協働事業の評価体制の確立

(1) 協働事業の評価

事業が完了した各協働事業は、必要に応じて、自己評価を行い、その報告を協働委員会へ行うものとします。その事業の評価を協働委員会において行います。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体に対し、自己評価を行うよう促します。
- ② 協働推進を担当する部署は、協働委員会で評価するためのテンプレートを作成し、完了した把握する協働事業をとりまとめ、協働委員会に提出し、評価を依頼します。
- ③ 協働委員会の評価が、PDCA サイクル^{※8}に基づき実施されるよう依頼します。

(2) 基本方針及び行動計画に係る評価

基本方針及び行動計画に基づく評価を実施するため、各年度末に協働委員会を開催し、その報告に基づく評価を依頼します。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、各年度末に開催する協働委員会に、その年度における基本方針及び行動計画に基づく報告を行うとともに、その評価を協働委員会に依頼します。

2 推進支援

(1) 人財育成支援

施策1. 地域リーダー育成講座

地域づくりを中心的に担うリーダーを育成するため、「地域リーダー育成講座」を開催します。

施策2. 協働コーディネーター養成講座

市民の主体的なまちづくりを進めていくため、協働推進のコーディネーターを養成する「協働コーディネーター養成講座」を開催します。

(2) 助成、制度による支援

施策1. つながりひろがる地域づくり事業

区など自治会のコミュニティの形成や市民活動団体の育成のため、つながりひろがる地域づくり事業補助金を交付します。

施策2. 市民提案制度

市民活動団体などが、市政に基づき、地域課題の解決に向けた協働事業のアイデアを提案する制度を設けます。

施策3. 区交付金

市区長会との連携により、現在区など自治会に支出している補助金や交付金を見直し、一括交付金の検討を行います。

(3) 相談窓口の設置

施策1. あらゆる主体の運営等相談

あらゆる主体の運営等の相談窓口を、市民活動センターのほか、支所や協働推進を担当する部署に置きます。

施策2. 立ち上げ支援

目的型市民活動団体の設立、運営等に関する相談窓口を、市民活動センターのほか、支所や協働推進を担当する部署に置きます。

施策3. NPO法人設立支援

NPO法人設立に対する支援を行います。

施策4. 特別相談日の設置

市民活動センターにおいて、あらゆる主体の事業や運営上の課題などの相談を受け付ける市民活動特別相談日を設けます。

(4) 交流・スキルアップ支援

施策1. あらゆる主体相互の交流事業

市民活動登録団体をはじめ、協働を担うあらゆる主体相互の交流や情報交換を市民活動センターを中心に実施します。

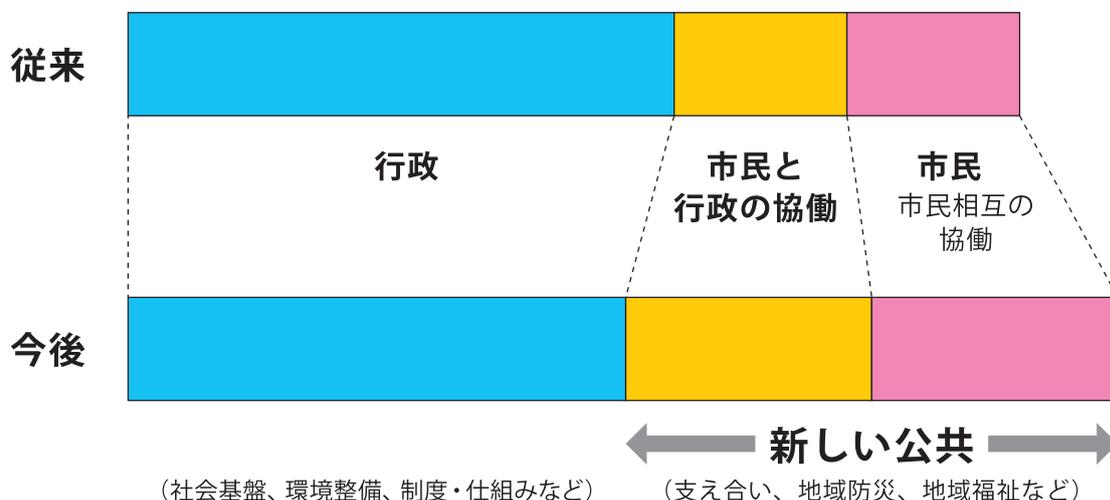
施策2. あらゆる主体の運営スキルアップ事業

市民活動登録団体をはじめ、協働を担うあらゆる主体が円滑に運営できるよう、市民活動センターを中心に運営スキルアップ事業を実施します。

【用語の解説】

※ 1 新しい公共

「新しい公共」とは、多様化、高度化してきた市民ニーズにきめ細かく応えるため、これまでの「公共的なことはすべて行政が担うべき」との考え方を改め、あらゆる主体が担い手として、積極的に地域づくりに参画し、それぞれの担う役割と責任を果たすとともに、協働・連携しながら行う領域です。



※ 2 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自らが自己責任で課題を解決することです。

「共助」とは、あらゆる主体が協力して課題の解決に関わることです。

「公助」とは、行政があらゆる課題解決に関わることです。

※ 3 公益活動

「公益」とは、「利益＝利己」のためでなく、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動であり、市民や企業、学校などが自らの自由意思に基づいた自主的・自発的な活動、いつでも誰でも自由に参画できる開かれた活動であり、宗教や政治活動を目的としないものです。

※ 4 アダプトシステム

「アダプト」とは、「養子縁組をする」という意味です。市民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名されました。自治体と市民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度です。1985年、アメリカでハイウェイのボランティア清掃活動として始まりました。

※ 5 地域リーダー

「地域リーダー」とは、広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に地域で活動をする役割です。

※ 6 協働コーディネーター

「協働コーディネーター」とは、地域の資源（ひと・もの・かね ＋ 歴史・文化＋自然）をつないで、地域課題解決に結びつけ、また新たな価値を生み出す役割です。

※7 コミュニティ・ビジネス

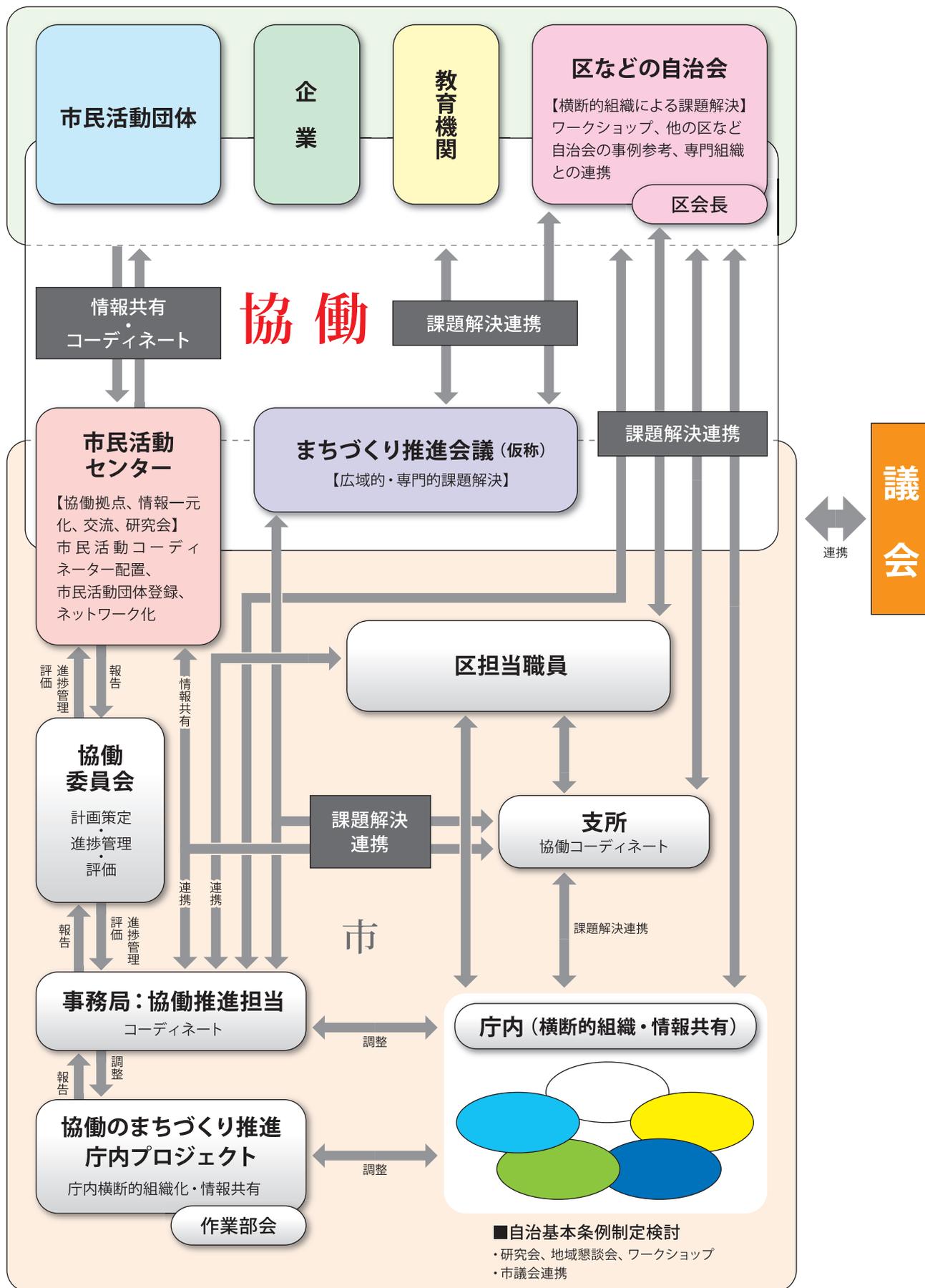
「コミュニティ・ビジネス」とは、地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。事例としては、農産加工会社「小川の庄」（長野県）、分譲マンション建設・運営「シニア村」（茨城県）などがあります。（関東経済産業局：2008）

※8 PDCA サイクル

主に企業が、事業活動における管理業務を継続的に改善する手法の1つで、以下のことを表しています。

- ① Plan（計画）：実績や予測から、目標を設定し、具体的な行動計画を作成する。
- ② Do（実行）：組織と役割を決定・配置し、計画に沿って業務を行う。
- ③ Check（評価）：業務が計画に沿っているか、途中で評価する。
- ④ Action（改善）：業務が計画に沿っていない場合、必要に応じて調査し、修正する。

協働のまちづくり推進システム概念図



市民活動センターを拠点とした情報一元化システム



連携 情報共有

市民活動センター

◆協働コーディネート

◎市民活動コーディネーターの配置

◆情報の収集・一元化

◎一元化する情報の種類【あらゆる主体（区など自治会・市民活動団体・企業・教育機関・行政）、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携による市民活動団体（ボランティア団体）、外部機関、他地域情報、補助金（国、県、財団…）】

◎情報収集【市民記者、アンケート、市民活動登録団体の情報収集、社会福祉協議会との連携による情報収集、大学とのHPのリンク】

◆情報の提供

◎情報の提供【ホームページ・広報紙の充実、メディア活用、市民活動センターだより】

◆市民活動団体登録

◎市民活動団体登録の促進【区など自治会・市民活動団体・企業・教育機関など】

◆人財育成

◎講座の開催【地域リーダー育成講座、協働コーディネーター養成講座】

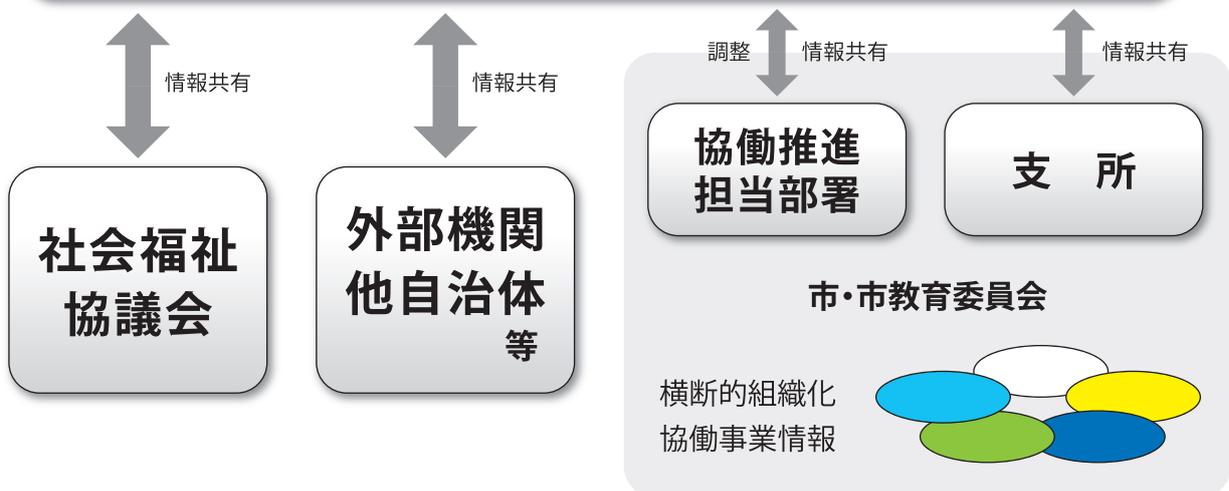
◆交流・スキルアップ

◎交流事業

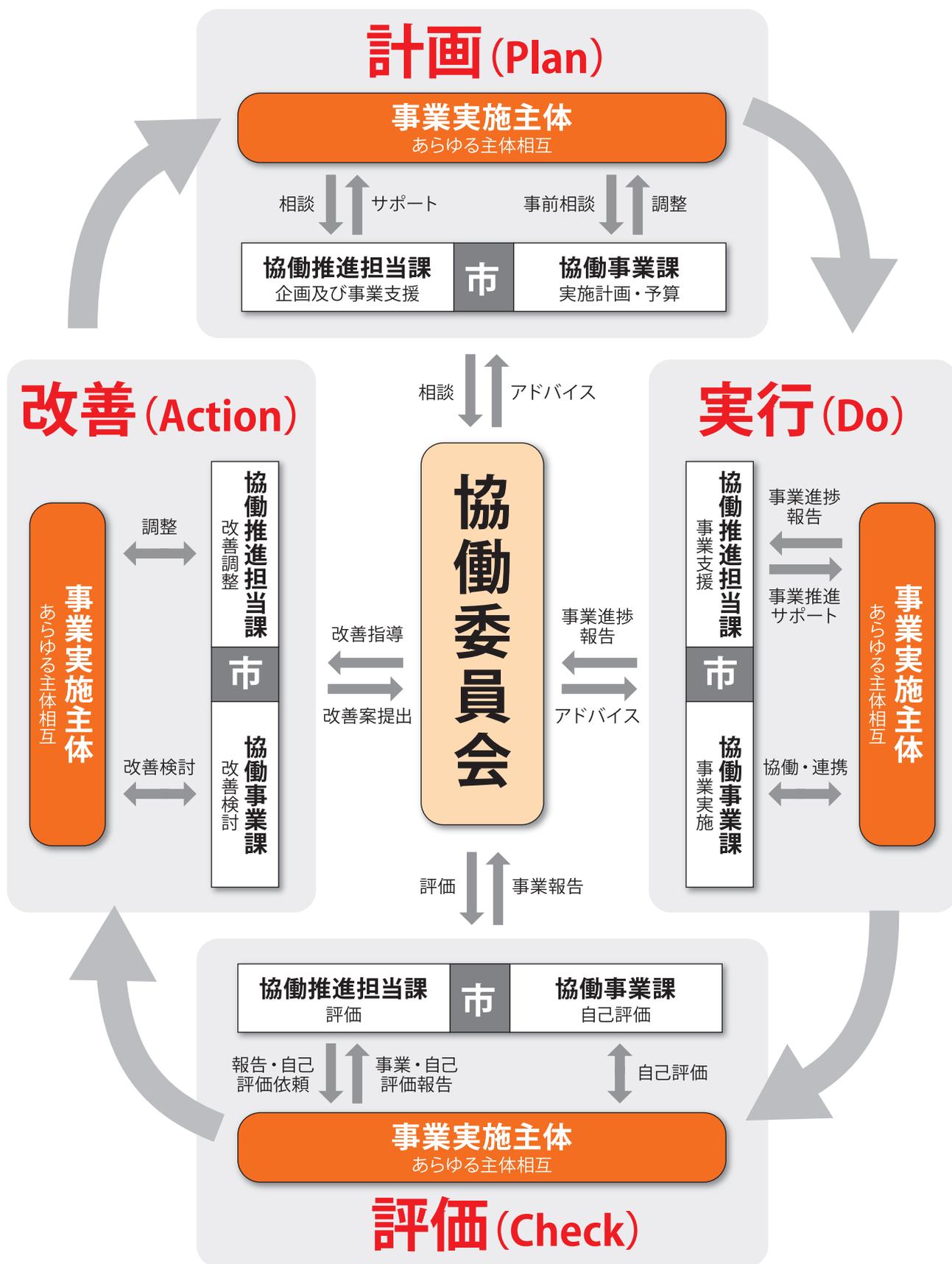
◎運営スキルアップ事業

◆相談

◎各種相談【団体運営相談、団体立ち上げ支援、NPO 法人設立支援、特別相談日の設置】



協働事業に係る評価システム（PDCA）概念図



※「協働事業課」は、あらゆる主体と市が協働事業を実施する場合の市庁内部署です。
 ※「協働推進担当課」は、あらゆる主体相互の協働事業に関わります。

やさしさが

つながる

まちづくり

人と 地域が

支え合う

尾道市協働のまちづくり行動計画

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・01
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・01
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・02
- 4 協働によるまちづくりの考え方
 - (1) 協働とは・・・・・・・・・・02
 - (2) 協働のまちづくりとは・・・・・・・・02
 - (3) これからのまちづくり・・・・・・・・02
 - (4) 協働の形態とパートナー・・・・・・・・03

第2章 尾道市の現状と課題

- 1 尾道市を取り巻く状況
 - (1) 尾道市の状況・・・・・・・・・・04
 - (2) 市民によるまちづくり活動の広がり・04
- 2 これまでの成果
 - (1) 話し合い(情報共有)・・・・・・・・05
 - (2) 人づくり(人材育成)・・・・・・・・05
 - (3) 場づくり(環境整備)・・・・・・・・06
- 3 今後に向けた課題
 - (1) 話し合い(情報共有)・・・・・・・・06
 - (2) 人づくり(人材育成)・・・・・・・・06
 - (3) 場づくり(環境整備)・・・・・・・・07

第3章 目指す姿と基本目標

- 1 協働のまちづくりの目指す姿・・・08
- 2 協働のまちづくりの基本目標・・・08
- 3 目指す姿と基本目標・施策の体系図・09

第4章 協働のまちづくりを推進する施策の展開

- 1 話し合い(情報共有)・・・・・・・・11
- 2 人づくり(人材育成)・・・・・・・・13
- 3 場づくり(環境整備)・・・・・・・・15

第5章 計画の推進

- 行動計画の推進体制・・・・・・・・17

- 資料・・・・・・・・・・18

第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

本市では、本市の最上位計画である「尾道市総合計画」に基づき、平成22年度(2010年度)に「尾道市協働のまちづくり指針」、平成24年度(2012年度)に「尾道市協働のまちづくり行動計画」を策定しました。

この計画に基づき、住民自治の確立と自立した地域社会の実現を図るため、市民と市の信頼関係のもと、協働のまちづくりを進めることを目標として、「話し合い(情報共有)」、「人づくり(人材育成)」、「場づくり(環境整備)」の3つの方向性を示し、施策や取組を推進してきました。

一方で、本市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う地域活動の担い手の減少や、財源不足、ライフスタイルの変化や市民ニーズの多様化など、大きく変化しています。

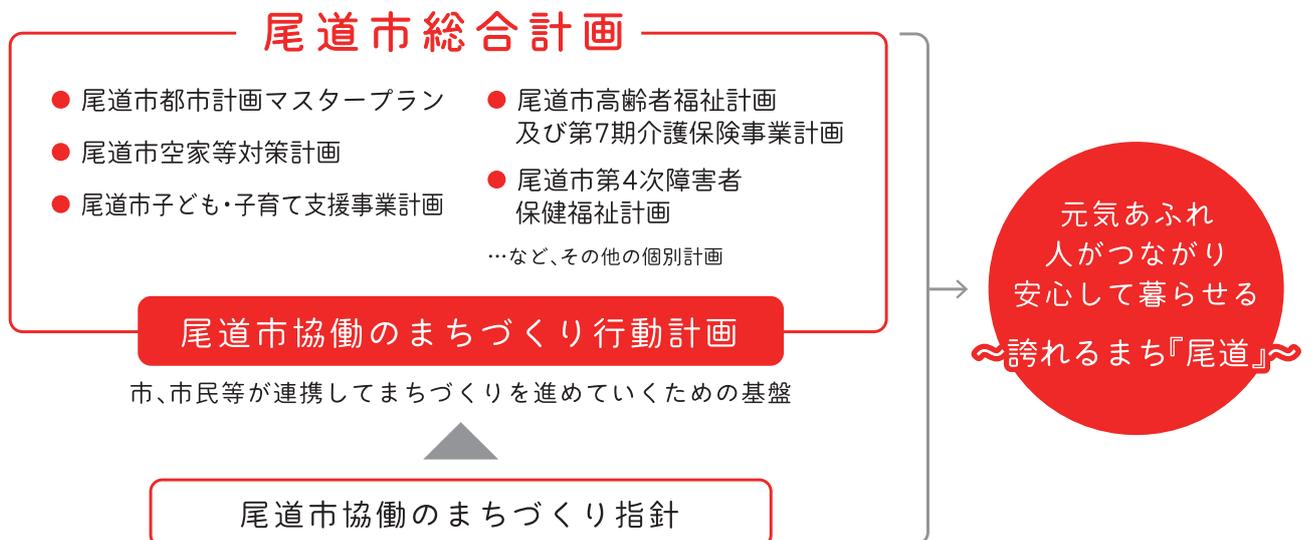
こうした中、「尾道市協働のまちづくり行動計画」を策定して5年が経過するとともに、平成29年度(2017年度)から新たな「尾道市総合計画」に基づくまちづくりがスタートしました。

「尾道市総合計画」は、従来と同様に市民や地域が主役となり、適切な役割分担のもと、市民と市が連携して主体的にまちづくりを進めることを示しています。

今後も、協働によるまちづくりを基本に、市民や地域が主役となるまちづくりを進めていくため、「尾道市協働のまちづくり行動計画」の見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「尾道市総合計画」において示されている本市の目指すべき都市像を、市民と市が連携して実現するため、「尾道市協働のまちづくり指針」に基づき、市の施策や取組を示すものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間とします。

また、着実に計画を推進するため、毎年度、PDCA[※]サイクルにより施策や取組の効果を検証するとともに、必要に応じて見直しを行い、施策の実効性を高めます。

※PDCA:Plan Do Check Actionの略

施策などの計画策定(Plan)、実施(Do)、実施結果を評価(Check)して改善(Action)に結びつけその結果を次の計画に活用すること。

4 協働によるまちづくりの考え方

(1) 協働とは

協働とは、市民と市が対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むことです。

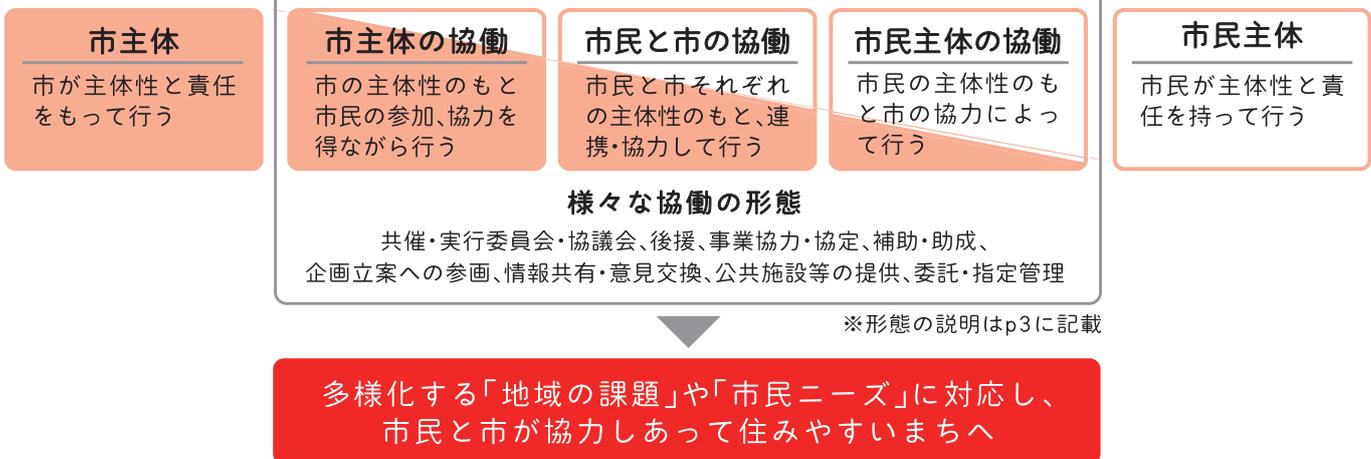
(2) 協働のまちづくりとは

「まちづくり」は、市民一人ひとりの「私はこちら生きたい、こんなまちにしたい」という想いから始まります。

こうした市民の想いを実現するための手法が「協働のまちづくり」です。身近な地域コミュニティや市民活動への参加がまちづくりの出発点となるため、参加しやすい仕組みをつくり、ともに考えていくまちづくりを推進します。

[協働の領域について]

市民と市の協働の領域



(3) これからのまちづくり

全国的に人口減少、少子高齢化が進む中で、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

各家庭においては、ライフスタイルの変化や価値観の多様化から、高齢者の単身世帯の増加や子育て家庭の孤立など、様々な問題も出てきています。

地域コミュニティにおいては、地域のつながりの希薄化による地域活動への参加者や担い手の減少といった課題が生じています。

これからは、こうした多様化・複雑化する課題をより効果的に解決していくために、町内会・区長会、市民活動団体等の多様な主体と市が、これまで以上に連携を深めながら取り組んでいく必要があります。「自分たちでできることは自分たちで」を基本に、それぞれが主体的に役割分担し、対等な立場で話し合う場をつくり、協力し合うまちづくりが必要です。

(4) 協働の形態とパートナー

多様な主体(市民、町内会・区長会、市民活動団体、行政等)が様々なテーマ、場所や場面で連携して活動するためには、目的や内容に応じて効果的な形態をとるとともに、最適なパートナーと事業や活動を行うことが重要です。協働の形態とパートナーについて、次のとおり整理します。

協働の形態	
共催 実行委員会・協議会	共催は、市民と市がともに主催者となって、一つの事業を行う形態です。 実行委員会・協議会等は、市民と市が実行委員会等を構成して主催者となって事業を行う形態です。 〈効果〉企画段階から話し合い、役割・責任分担を明確にして事業を実施できる。
後援	市民が実施する事業の趣旨に賛同して、市が名前を連ねることで支援する形態です。 〈効果〉事業に対する理解、関心や社会的信頼を増すことができる。
事業協力・協定	市民と市が互いの特性を活かして、一定期間協力し合いながら事業を行う形態です。 〈効果〉お互いのできる範囲で得意分野に注力して、双方の特性を発揮した事業が展開できる。
補助・助成	市民の行う公益性のある事業に対して、財政的な支援を行う形態です。 〈効果〉市民活動の内容が充実し、自主性・自立性が尊重される。
企画立案への参画	事業の計画段階から市民が参画し、多様な意見、提案を反映させる形態です。 〈効果〉市とは異なる立場・視点から、柔軟な発想を取り込んだ事業ができる。 市民の市政への参画意識が生まれる。(審議会・パブリックコメント [※] 等を含む) ※パブリックコメント：地域住民から意見を求める政策決定手法。
情報共有・意見交換	市民と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、共有して合意形成を図る形態です。 〈効果〉専門的な情報を得られる。地域の課題や市民の考えを的確に把握できる。
公共施設等の提供	協働事業のパートナーの活動場所や資機材の利用について配慮する形態です。 〈効果〉お互いのできる範囲での協働が可能となる。
委託・指定管理	委託は、市民の特性を活かして市の事業をより効果的に行うことを目的とした形態です。 指定管理は、市民の特性を活かして、公共施設の管理・運営を担う形態です。 〈効果〉市にはない分野の専門性・柔軟性が期待でき、市民ニーズに合ったきめ細かなサービスが可能となる。

協働のパートナー	
市民	市内に居住する人です。市内に通勤、通学する人を含める場合もあります。市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、様々な協働の原動力となります。 ※本市の協働のまちづくり行動計画の中では、「市民」を広くとらえ町内会・区長会、地域団体、市民活動団体、事業者を含めている場合があります。
町内会・区長会	地縁と共助の精神に基づいて自主的に組織された自治組織で、地域内の交流や防犯・防災、環境美化、健康福祉等の活動を行っています。地域性、日常性、相互扶助等の特徴があります。 〈例〉町内会、区長会、振興区、自治会(名称は地区によって異なる)
地域団体	多くは地縁の団体の範囲内で、それぞれの目的に応じて組織された団体です。 〈例〉地区社会福祉協議会、地区公衆衛生協議会、地区体育協会、子ども会、PTA等
市民活動団体	営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進を目指して活動しています。自主性、専門性、機動性、先駆性等の特徴があります。ボランティアの集まりから、有給スタッフを抱える団体まで、活動の規模や対象は様々です。〈例〉NPO法人 [※] 、ボランティア団体、任意団体 ※NPO：民間非営利団体。ボランティア活動などの社会貢献活動や慈善活動を行う営利を目的としない団体の総称。 NPO法人は特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体。
事業者	市内に事業所、営業所、その他施設があり事業活動を行っている人や団体です。市民活動団体や市と連携した公益活動(地域貢献活動)を行っている事業者も増えています。自発性、機動性、専門性、先駆性などの特徴があります。〈例〉企業や商工団体等
教育・研究機関	高度で専門的な知識を有し、地域政策づくりや地域教育への取組、教育・研究機関の持つ技術や特許を地域産業に還元する取組も行われています。自発性、専門性、先駆性等の特徴があります。〈例〉大学、大学院、研究所等
学校等	多くは地域内の子どもたちが通っています。次代を担う子どもたちとともに、教職員も地域において重要な役割を果たしています。〈例〉保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等
行政・公的機関等	すべての市民が公平・平等に受益者となるようなサービス提供を原則とし、多様な分野の公共サービスを担っています。〈例〉市、国、県、警察等

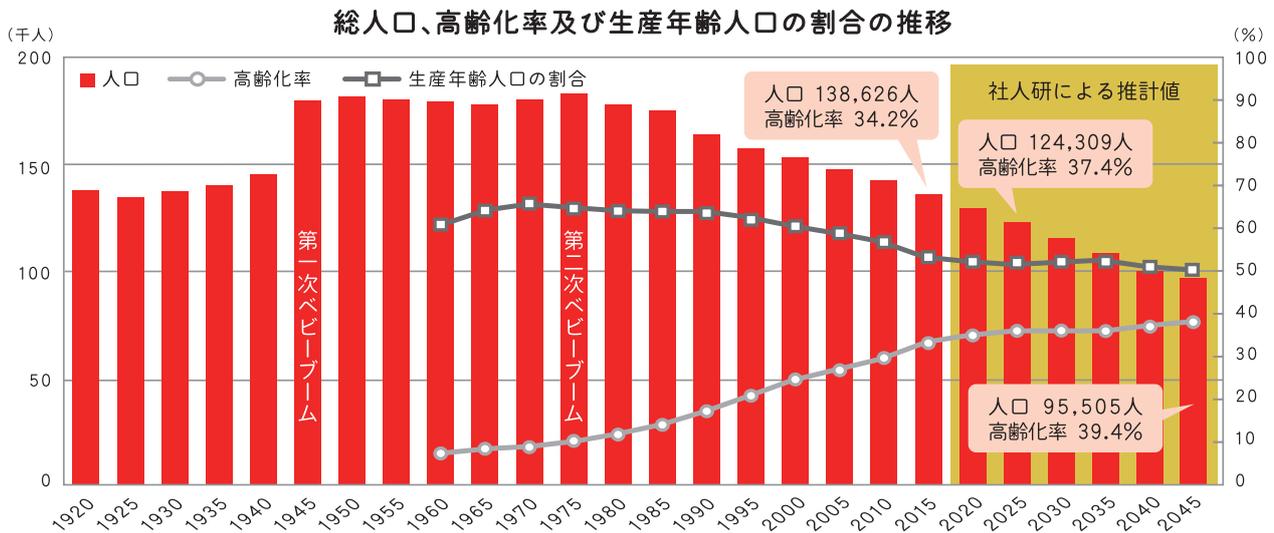
第2章 尾道市の現状と課題

1 尾道市を取り巻く状況

(1) 尾道市の状況

本市の人口は減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の推計によると、平成37年(2025年)には約12万4千人、平成57年(2045年)には約9万6千人まで減少することが予想されています。

今後、生産年齢人口は減少していく一方で、高齢化率(65歳以上人口の割合)の上昇等により社会保障費は増加するため、受益と負担のバランスが崩れ、これまでの公共サービスの維持がますます困難な状況となります。このため、より効果的な地域課題の解決方法が求められています。



(注) 1945年の数値は、1947年に実施された国勢調査の数値を用いている。

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

(2) 市民によるまちづくり活動の広がり

本市では、地域に根差した活動を続けている町内会や区長会、目的ごとに活動する市民活動団体、社会貢献活動を行う事業者など、様々な主体によるまちづくりが展開されており、市民の協働に関する意識は、平成23年度(2011年度)と比較すると高まっています。

市内の主な市民活動団体数等	平成23年度(2011年度)	平成28年度(2016年度)	質問項目(市民満足度調査)	平成23年度(2011年度)	平成28年度(2016年度)
NPO団体数(累計)	43団体	61団体	市民や事業者と市の協働が進んでいると感じる市民の割合	30.1%	37.6%
ボランティアネットワーク会員数(累計)	958人	1,628人	市民活動団体やNPOが育っていると感じる市民の割合	36.7%	46.4%
市民活動支援事業の活動団体数(累計)	13団体	40団体	身近なコミュニティが活発に活動していると感じる市民の割合	43.0%	44.0%
市民活動支援事業の活動者数(累計)	1,307人	1,981人			

※市民満足度調査:調査対象3,000人無作為抽出 回収率 平成23年度45.8%、平成28年度39.3%

2 これまでの成果

(1) 話し合い(情報共有)

活動事例集の作成、各地域の地域活動を紹介する広報おのみち「協働通信シリーズ」での連載等により、具体的な活動の事例紹介を行いました。また、市民や市民活動団体等の情報発信先の登録リストを作成することにより、市民や各団体等へのより速やかな情報提供が可能になりました。

さらに、市民活動支援事業採択団体による活動発表会や、申請団体による公開プレゼンテーションを行い、各団体が持つ知識や経験の共有を図る機会を設けました。

こうした取組により、個人や団体同士の連携に発展する事例が見られるようになりました。



広報おのみち「協働通信シリーズ」



まちづくり活動発表会の様子

(2) 人づくり(人材育成)

本市では、市民が利用しやすい相談窓口として、協働推進担当を設けています。協働推進担当が中心となり、市の支援や各種手続きの窓口等をまとめた町内会長の手引書「会長の便利帳」の作成をはじめとして、地域人材の発掘と参加しやすいまちづくりを目指したワークショップ「若者チャレンジ講座」、市民を対象とした地域づくりの手法を学ぶための「協働のまちづくり講座」を開催するとともに、職員の意識向上のための研修を実施しました。

その他にも「おのみち市民大学講座」「地域プロデューサー養成講座」など、活動分野に応じた人材育成講座や講演会を行ってきました。

また、町内会・区長会においては、「会長の便利帳」の配布が活動相談の機会につながっています。さらに、若者チャレンジ講座は、まちづくりの新たな担い手の発掘につながっています。



若者チャレンジ講座の様子



地域プロデューサー養成講座

(3) 場づくり(環境整備)

地域の集会施設の整備を目的として、いきいきサロンの整備の他、「地域集会施設リフォーム事業」や「高齢者の居場所づくり事業」を実施し、小規模で集まりやすい場づくりに取り組みました。

また、「市民活動支援事業」では、資金面での活動支援も行うとともに、広く情報共有の場となるよう、公開プレゼンテーションによる審査と参加団体、参加者との意見交換の場づくりも行ってきました。

こうした支援により、既存団体だけでなく、新規に活動を始める団体が増加傾向となり、活動のスタート段階の支援として一定の効果をあげています。

その他にも各主管課が中心となり、事業目的に応じた協議体の設置等市民を交えた協議の場を設け、施策への市民意見の反映に努めてきました。



市民活動支援事業公開プレゼンテーションの様子

3 今後に向けた課題

(1) 話し合い(情報共有)

NPO法人や市民活動支援事業の採択団体は本市で把握することができるため、一斉メール等で情報提供を行っていますが、その他の市民活動団体やまちづくりに関わる市民の情報については十分な把握ができていないため、その把握方法や情報収集の手法が課題となっています。

また、旧尾道市内の町内会には旧尾道市内全体を取りまとめる連絡組織がなく、情報共有の手法が課題となっています。

今後は、より一層情報共有を進め、知識・経験の共有や相互理解を図り、市民活動の発展につなげていく必要があります。そのためには、市民活動や地域活動に関する情報の集約及び町内会・区長会を含めた団体間の情報交換を促進し、情報共有のためのネットワークづくりに取り組む必要があります。

(2) 人づくり(人材育成)

各種活動団体において、リーダー的役割を担う人材の発掘や育成が課題となっています。

地域コミュニティにおいては、平成25年度(2013年度)に実施した町内会・区長会を対象とした市民活動実態調査結果を見ても、「役員のなり手不足」と「役員の高齢化」が運営上の課題として上位にあげられていましたが、こうした状況は現在も変わらず続いていると思われます。

多様化する地域課題やニーズに対応していくためには、新たにまちづくりに関わる人材の発掘や意識の醸成が必要です。特に、市民活動団体及び地域のリーダー的役割を担う人材の育成や、すでにリーダーとして活動している人への支援が必要です。

また、市職員は引き続き協働のまちづくりの意識を醸成するとともに、具体的な業務につなげていく必要があります。

(3) 場づくり(環境整備)

これまで、「地域集会施設リフォーム事業」等による既存施設のバリアフリー化等の整備を支援してきましたが、様々なまちづくり活動の拠点として必要な仕組みや機能など施設のあり方について検討していく必要があります。

今後、市民が参加しやすい場づくりを行うためには、各地域における現状の把握が必要です。町内会・区長会等、地域で活動する団体からの聞き取りなど、実際の声を聴きながら、課題やニーズを把握し、持続可能な地域コミュニティのあり方について地域と共に考えていく必要があります。

たとえば…

このようなまちづくり活動が行われています

広報おのみち「協働通信シリーズ」掲載事例より



地域の未来を町全体で考えるきっかけに
大浜区長会
大浜地域未来交流館「晴耕雨読」



歩いてつなげる人と人の縁づくり
社会福祉法人尾道さつき会
「尾道あるこうかー」



両の手を少し伸ばしてよみがえる
向こう三軒両隣
お掃除ボランティアさわやか



住んでるまち長江のことを
もっとよく知ろう
長江公民館

人と地域が
支え合うまち



子ども達の記憶に残る場所を作ろう
原田芸術文化交流館「やまそら」



レモンで地域を盛り上げよう
せとだレモン祭実行委員会

第3章 目指す姿と基本目標

1 協働のまちづくりの目指す姿

まちづくりは、市民一人ひとりの「私はこう生きたい、こんなまちにしたい」という思いから始まります。そして、その思いを実現するにはどうしたら良いのかを、誰かと思いを共有し、共に考え行動していくところから、協働のまちづくりが始まります。

私たちは、家族、同じ地域に住む人、職場や学校で関わる人など、多くの人と人との関わりの中で、お互いに助け合いながら生活しています。

本市の協働のまちづくりは、「やさしさがつながるまちづくり～人と地域が支え合うまち～」を目指す姿として掲げ、立場や環境が違う中で、お互いが助け合い、補い合うことができるまちを目指しています。

2 協働のまちづくりの基本目標

本計画では、「尾道市協働のまちづくり指針」に定めた、「話し合い(情報共有)」「人づくり(人材育成)」「場づくり(環境整備)」の3つの方向性に基づいて基本目標を設定し、協働のまちづくりを進めます。

話し合い(情報共有)

協働には、主体間(市民、町内会、市民活動団体、事業者、行政等)の相互理解が不可欠です。まちづくりに関わる様々な主体間のコミュニケーションの充実を図り、課題の解決や新たな取組につながる関係性づくりを進めます。

基本目標

まちづくり活動を担う主体が必要な情報を共有でき、お互いに助け合うことができる

人づくり(人材育成)

まちづくりを担うのは一人ひとりの市民です。まちづくりに主体的に関わる市民を増やすとともに、地域課題の解決に向けた活動をけん引するリーダーの育成を進めます。

基本目標

力を合わせて地域の課題やニーズに対応し、取り組むことができる人材が育っている

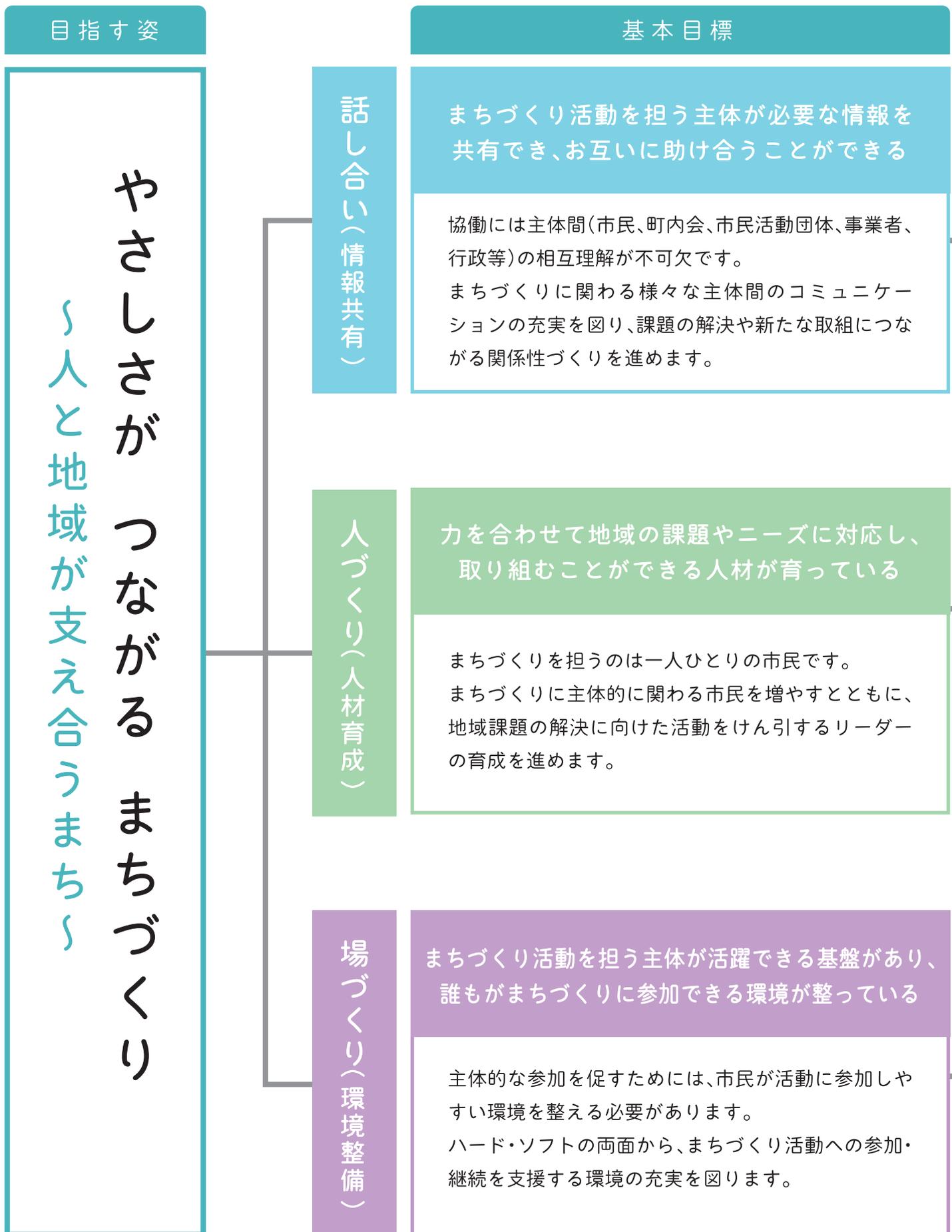
場づくり(環境整備)

主体的な参加を促すためには、市民が活動に参加しやすい環境を整える必要があります。まちづくり活動への参加・継続を支援する環境の充実を図ります。

基本目標

まちづくり活動を担う主体が活躍できる基盤があり、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている

3 目指す姿と基本目標・施策の体系図



施策

まちづくりに関する
情報共有の推進

まちづくりに関する
知識・経験の共有

主体間の相互理解の
促進に向けた
コミュニケーションの充実

まちづくりに主体的に
関わる市民の育成

まちづくり活動の
担い手育成

協働によるまちづくりを
けん引する職員の育成

多様な話し合いの場と
環境づくり

まちづくり活動に対する
支援

地域コミュニティの
あり方の検討

施策の展開

様々な団体やその活動内容に関する情報を、多様な媒体により効果的に発信し、市民、市民活動団体等及び市など主体間で相互に連携しながら共有を図ります。

まちづくり活動の実践事例をわかりやすく発信することにより、活動に関する知識や経験を習得できる環境を整えます。

まちづくりに携わる個人や団体同士が課題を共有するためのネットワークを構築し、お互いに助け合うことのできる関係づくりにつなげます。

まちづくりに関わるきっかけを作り、市民一人ひとりのまちづくりへの当事者意識を醸成します。

次世代を育成するため、学校と地域の連携を促進し、子どもたちが地域を知る機会や地域活動を学習する場を充実します。

新たなリーダーの発掘や支援を行うため、相談窓口の充実を図り、ニーズに応じた研修や講座を開催します。

様々な事業が協働により実施されるよう、行政内の情報共有を図り、横断的な事業連携を促進します。

協働の理念を浸透させるため、協働に関する職員研修を実施するとともに実践事例の周知を図ります。

地域の課題やニーズについて、市民と市又は市民同士が話し合う機会を創出します。

まちづくり活動を担う主体が、地域課題解決に取り組むための組織づくりや活動を支援します。

持続可能な地域コミュニティのあり方について、現状の把握、課題やニーズの整理を行い、必要な仕組みについて地域とともに検討します。

第4章 協働のまちづくりを推進する 施策の展開

1 話し合い(情報共有)

協働によるまちづくりを進めていくためには、市民、市民活動団体等及び市がお互いを知り、理解し合うことが大切です。

それぞれの活動目的は異なっても、組織として抱える課題や悩みが共通することも多くあります。

このため、主体間のコミュニケーションを十分図ることができれば、悩み事や困り事があった時に、他団体の経験談を聞くことができ、活動の参考にすることができます。また、異なった視点からの意見が、新しい発見やひらめきにつながる可能性があります。

このような、お互いの活動を認め合い、助け合い、協力しあえる場を創出していくためには、必要な情報を市民と市が双方向から発信し、共有する仕組みを整えることが必要です。



基本目標

まちづくり活動を担う主体が必要な情報を共有でき、
お互いに助け合うことができる

基本方針

- 様々な主体がまちづくりに関わっていくため、必要な情報を市民と市双方向から発信し共有する仕組みを整えます。
- まちづくり活動実践者同士で協力しあえる環境を整えるため、気軽に連絡・相談できるネットワークを構築し、お互いの経験や知識を活かし、助け合える関係づくりを推進します。

施策

① まちづくりに関する情報共有の推進

- 様々な団体やその活動内容に関する情報を、多様な媒体により効果的に発信し、市民、市民活動団体等及び市など主体間で相互に連携しながら共有を図ります。

主な取組内容

- ・広報おのみちを活用した事例紹介、講座案内
- ・活動団体への情報発信先の登録リストによる情報提供
- ・活動事例集の作成
- ・SNS^{*}の効果的な活用
- ・ホームページを活用した情報発信

※SNS: Social Networking Serviceの略。

人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。代表的なものに「フェイスブック」「ツイッター」などがある。

② まちづくりに関する知識・経験の共有

- まちづくり活動の実践事例をわかりやすく発信することにより、活動に関する知識や経験を習得できる環境を整えます。

主な取組内容

- ・まちづくり活動発表会の開催
- ・活動事例集の活用
- ・町内会・区長会における情報共有手法の検討

③ 主体間の相互理解の促進に向けたコミュニケーションの充実

- まちづくりに携わる個人や団体同士が課題を共有するためのネットワークを構築し、お互いに助け合うことのできる関係づくりにつなげます。

主な取組内容

- ・まちづくり活動に関する情報収集と発信
- ・情報が共有できるホームページ等の作成検討
- ・必要な情報が集まり共有できるプラットフォーム^{*}の検討

※プラットフォーム: 多様な主体が協働する際に、協働を促進するコミュニケーションの基盤となる道具やしぐみのこと

成果指標

たくさんの人に伝えて
参加者増!



お互いに
助け合う地域へ!



指標名	現状値 平成28年度 (2016年度)	目標値 平成34年度 (2022年度)
情報発信先登録 件数(累計)	66件	100件
まちづくり講座等の 参加者数	308人	350人

指標名 (市民満足度調査)	現状値 平成28年度 (2016年度)	目標値 平成34年度 (2022年度)
市民や地域と市が協力して 市民の暮らしや地域の安全を 守っていると感じる 市民の割合	52.9%	60.0%
市民や事業者と市の 協働が進んでいると感じる 市民の割合	37.6%	45.0%

2 人づくり(人材育成)

まちづくりの主役は、市民一人ひとりです。まちづくりを考えるきっかけとして、講座や講演会の開催などによりまちづくりへの参加意識を高めるとともに、一人ひとりの想いを共有し形にしていく場を通じて、まちづくりに関わる人材を発掘していくことが必要です。

また、地域にまとめ役となる人がいると、身近なところからまちづくりに参加することができるため、活動の輪が広がっていきます。さらに輪を広げ、活動を継続していくためには、知識や経験を次の担い手に引き継いでいくことが大切です。活躍している人を支援し、新たな担い手につなげる取組も重要です。

さらに、次世代につながるまちづくりを進めるために、学校と連携して子どもたちへまちづくりの大切さを伝える取組みも必要です。

また、市職員は、自ら地域のニーズや課題に気づき、市民とともに解決していくことができるよう、協働の重要性を認識し、業務に活かしていかなければなりません。引き続き、協働に関する情報提供や研修の機会を設け、意識を醸成していくことが必要です。



基本目標

力を合わせて地域の課題やニーズに対応し、
取り組むことができる人材が育っている

基本方針

- 持続的なまちづくり活動を展開するため、市民活動団体や町内会・区長会等の担い手やリーダー的役割を担う人の発掘と支援を推進します。
- 地域の課題を解決するため、市は市民や多様な主体と効果的な連携を進めます。

施策

① まちづくりに主体的に関わる市民の育成

- まちづくりに関わるきっかけを作り、市民一人ひとりのまちづくりへの当事者意識を醸成します。

主な取組内容

- ・協働のまちづくり講座の開催
- ・まちづくり活動発表会の開催(再掲)

② まちづくり活動の担い手育成

- 次世代を育成するため、学校と地域の連携を促進し、子どもたちが地域を知る機会や地域活動を学習する場を充実します。

主な取組内容

- ・地域と学校が連携したふるさと学習の実施
- ・地域と連携した社会貢献活動の実施

- 新たなリーダーの発掘や支援を行うため、相談窓口の充実を図り、ニーズに応じた研修や講座を開催します。

主な取組内容

- ・相談窓口の充実
- ・ファシリテーター[※]の育成等スキルアップを目的とした講座の開催
- ・若者チャレンジ講座の開催
- ・地域づくりに関する町内会・区長会向けの講座の開催

※ファシリテーター：話し合いの際、合意に至るまでのプロセス(過程)を促したり、意見がしやすいよう援助・促進しながら進行を行う人のこと。

③ 協働によるまちづくりをけん引する職員の育成

- 様々な事業が協働により実施されるよう、行政内の情報共有を図り、横断的な事業連携を促進します。

主な取組内容

- ・様々な事業実施における組織横断的な連携体制の促進(子どもの貧困プロジェクト、幸齢プロジェクト等)
- ・協働推進にかかる市の組織内での情報共有

- 協働の理念を浸透させるため、協働に関する職員研修を実施するとともに実践事例の周知を図ります。

主な取組内容

- ・職員を対象とした研修の実施
- ・地域と連携したワン・ステップ・アクション[※]の実施

※ワン・ステップ・アクション：まちづくり活動の意識啓発及び参加機会の提供を行う事業

成果指標



まちづくりの
担い手を応援!

指標名	現状値 平成28年度 (2016年度)	目標値 平成34年度 (2022年度)
市民活動支援事業 活動者数(累計)	1,975人	2,800人
尾道ボランティア ネットワーク会員数 (累計)	1,628人	1,800人



地域の人材が
育つ!

指標名 (市民満足度調査)	現状値 平成28年度 (2016年度)	目標値 平成34年度 (2022年度)
自分の住んでいる 地域が好きと答える 児童・生徒の割合 [※]	87.9%(小5) 81.1%(中2)	90.0%(小5) 90.0%(中2)
市民団体やNPOが 育っていると感じる 市民の割合	46.4%	50.0%

※広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙による

3 場づくり(環境整備)

まちづくり活動に関わるきっかけは、地域コミュニティや市民活動団体など、人によって様々です。参加しやすい環境を整えるためには、実際に活動している人と意見交換をする機会をつくるなど、交流と活動の場づくりを進める必要があります。

こうした場づくりを、すでに行っている地域もあります。例えば、定期的に地域内の町内会長や区長が集まり、連絡協議会等を開催して地域の課題等を共有する場をもっていたり、地域内の各種団体で共同体をつくり、連携・相談しながら各種事業を行っています。

市民が安心して暮らせるまちづくりを継続していくためには、こうした地域の主体的、自立的な活動を基本としながら、今後の地域コミュニティのあり方について検討していく必要があります。そのため、地域の声を聴きながら実態の把握に努め、地域ごとに抱える課題を共有し、地域と市が共に考え解決策を導き出すことが大切です。

また、市内部では関係各課の連携を取りながら、地域への情報提供や協議の場づくりを行うことが必要です。



基本目標

まちづくり活動を担う主体が活躍できる基盤があり、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている

基本方針

- 市民一人ひとりの想いや願い、抱えている課題について、誰もが気軽に集い、話し合うための場づくりを推進します。
- 持続可能な地域コミュニティの形成に向け、市民と市と一緒に課題解決に取り組むとともに、将来のあるべき姿を検討します。

施策

① 多様な話し合いの場と環境づくり

- 地域の課題やニーズについて、市民と市又は市民同士が話し合う機会を創出します。

主な取組内容

- ・地域づくりをテーマとした講座や学習会
- ・ワークショップ^{*}等を取り入れた会議や講演会
- ・目的に応じた市民と市の意見交換会

※ワークショップ:学びや創造、問題解決やトレーニングの手法であり、自ら参加・体験する双方向なもの。

② まちづくり活動に対する支援

- まちづくり活動を担う主体が、地域課題解決に取り組むための組織づくりや活動を支援します。

主な取組内容

- ・町内会活動補助金
- ・市民活動支援事業
- ・出前講座の実施
- ・地域の集会施設の整備

③ 地域コミュニティのあり方の検討

- 持続可能な地域コミュニティのあり方について、現状の把握、課題やニーズの整理を行い、必要な仕組みについて地域の意見を伺いながら検討します。

主な取組内容

- ・持続可能な地域コミュニティのあり方の検討
- ・地域における各種団体間の連携体制の検討

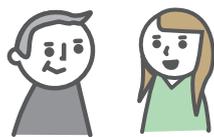
成果指標

誰もが活躍できる
基盤づくりを!



指標名	現状値 平成28年度 (2016年度)	目標値 平成34年度 (2022年度)
市民活動支援事業 団体数(累計)	40団体	65団体
出前講座開催件数	691件	710件

誰もが参加しやすい
環境に!



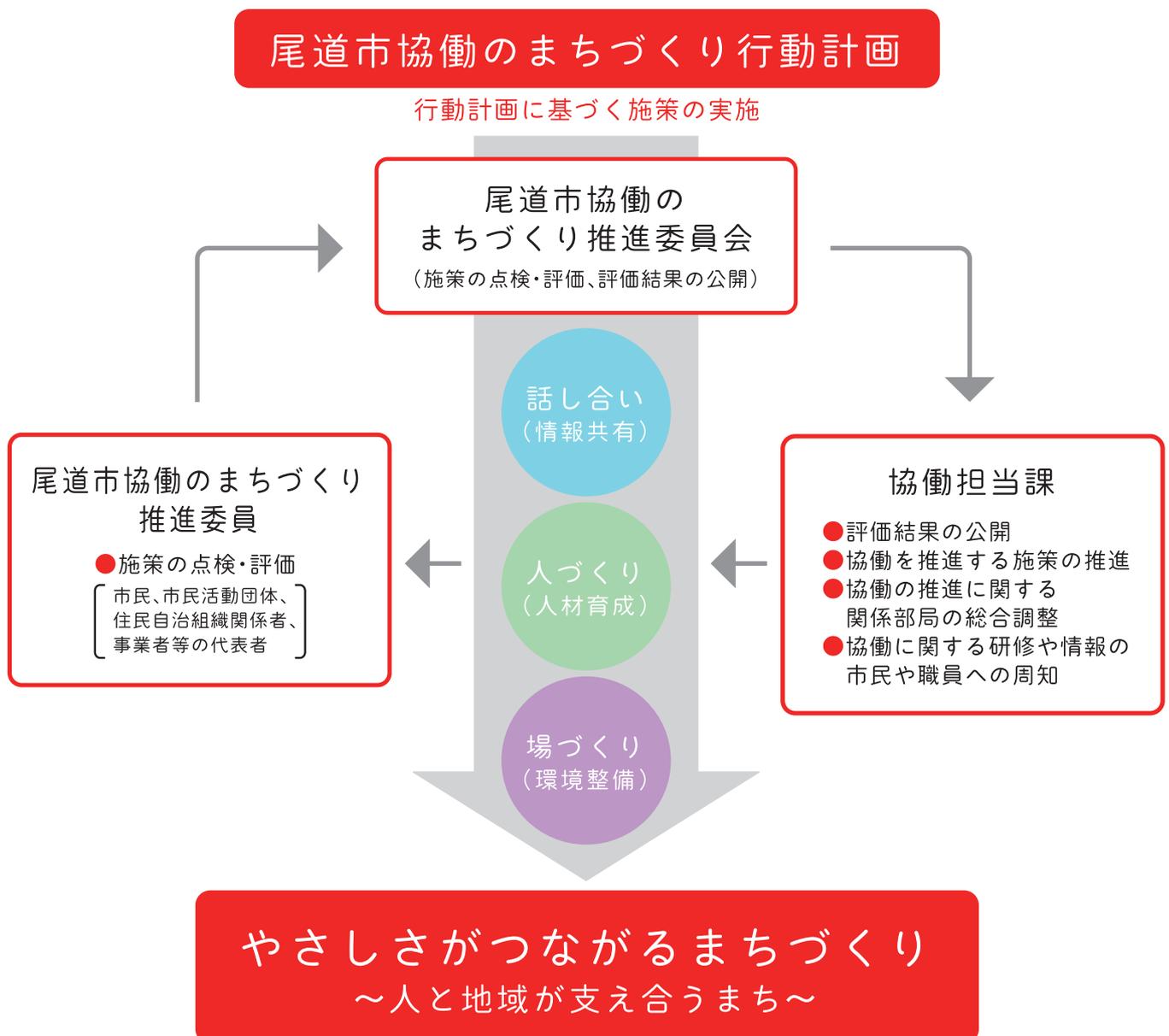
指標名 (市民満足度調査)	現状値 平成28年度 (2016年度)	目標値 平成34年度 (2022年度)
地域コミュニティが 良好に保たれていると 感じる市民の割合	44.0%	47.0%
市民のまちづくり活動や 行政への市民参加が 進んでいると感じる 市民の割合	46.3%	50.0%

第5章 計画の推進

行動計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、市民、市民活動団体、住民自治組織関係者、企業関係者及び市で構成する「尾道市協働のまちづくり推進委員会」(以下「推進委員会」という。)において、尾道市協働のまちづくり行動計画に基づき実施する施策の客観的な評価を行います。

本市の協働推進担当は、「尾道市協働のまちづくり行動計画」に基づく施策の推進を図るとともに、関係部局の総合的な調整を行います。また、推進委員会の評価結果を公開するとともに、公正で透明性の高い行政運営を進め、市民ニーズに対応した協働のまちづくりを推進します。



(設置)

第1条 市民の参加及び協働によるまちづくりを推進するとともに、市民と市が適切な役割分担と協力関係のもと、地域の個性を活かした安心安全で活力あるまちづくりを行うため、尾道市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協働のまちづくりを推進するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1)尾道市協働のまちづくり行動計画の点検及び評価
- (2)その他尾道市が推進する協働のまちづくりに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市民活動団体関係者
 - (2) 住民自治組織関係者
 - (3) 企業関係者
 - (4) 公募による市民
 - (5) 学識経験者
 - (6) 行政関係者
 - (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、会議出席の都合がつかない場合、当該委員の組織の中からその代理者を委員として出席させることができる。
- 4 委員は、会議において意見を述べることができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

o n o
m i c h i
c i t y

尾道市協働のまちづくり行動計画

平成30(2018)年7月

企画財政部政策企画課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
Tel.0848-38-9435 Fax.0848-37-2740
E-mail. kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp